

2



0005324-000

312.22-H142s2

新支那を語る

浜田峰太郎・著

昭文閣書房

1931

ABC

この著作物は、著作権者不明のため、著作権  
第67条の規定に基づき、平成12年3月2  
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するもの

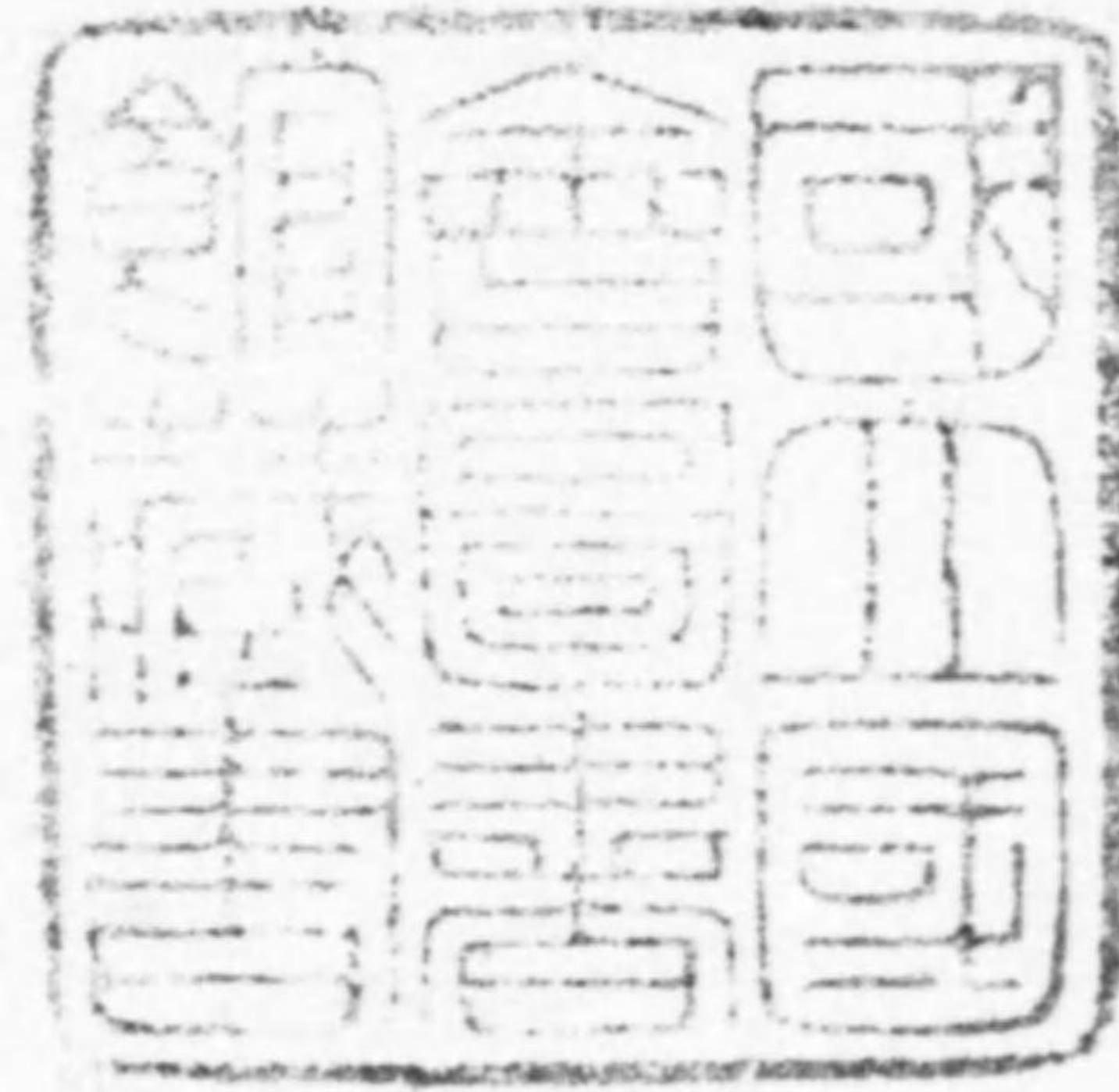
東京都千代田区丸の内二丁目十二番館六号四二室  
芳澤中國記念事業財團  
電話(28)四一〇八番

濱田峰太郎著

新支那を語る

東京 昭文閣書房版

3/2.22  
H142A2



513257

## 序

日本の人々の中國觀は、兎角その折々に現はれる事象をのみ捉へて、すぐ結果に對する判斷を下したがる傾向がある第一革命以來、二十年の歳月を経て來た今日、單にその間の事象をのみ概觀すると、全く走馬燈の如く變轉極りないものゝやうに見へる。従つて「中國は不可解の國だ」「この混亂は何日までも續くだらう到底統一の可能がない」などといふ斷定が生れるかも知れぬ。然しながら事實は決してさうでない。過去二十年に亘つて頻發した變轉極りのない事象と雖も、偶然に發生したのではなく、而かも無系統のものではないのであつた。即ちその間に一脈の流れが貫通してゐるのを見逃せないのである。この流れをさへつかみ得たなら、現在の中國の動きが判然するのみでなく、その將來をも亦これを豫想するのに決して難くない。

ただしこの一脈の流れは「中國が今尙革命運動の途中にある」「すべての現象は革

命運動の現はれである」といふごく簡単な言葉に盡きるのであるとはいへ、その革命運動たるや因つて來るところ決して一朝一夕ではない。

清朝の末、西力の東漸を受けて、中國は事實上、既に國家としての存立を失つてゐたのであつた。そこで當然それに順應すべく國家の建て直しを行はねばならなかつたのである。これが革命の勃興した所以であり、國家の建直し如何は革命が成功するか否かによつて定まるものであつた。

國家を建て直すといふことは「中心權力」の建て直しにある。しかしながらこの見地から中國の革命を眺めるならば、第一革命は革命黨にとつて成功ではなかつたといふことになる。いひ換へれば清朝に代るべき新しい權力を建て直したのではなかつたのである。清朝の權力は自ら腐敗して崩壊したのであり、その間革命黨はそれを繼承するだけの準備なしに乗り出したのであつたからだ。恰も新しい建築の用意がない以前、既に古い建物を壊してしまつたのと同じであつた。かうして第一革命を機會に成立した民國は「アンペラ」で出來た「バラック」に過ぎなかつた

のであるといへやう。

權力は武力だけを意味するものでない。大義名分といふ精神的の力を基礎としてこれを武力によつて擁護すればこそ、統一の大業をもなし遂げ得るのである。これは獨り中國にのみ限らず古今東西何れの國に於ける權力の推移も亦、同様の經過を示してゐる。

漢の高祖、唐の太宗、明の太祖も亦決して單なる武力のみを以て天下を統一したのではない。魏の曹操は僅かにあれだけの武力をもつてしてよく漢の獻帝を挾んで諸侯に令し得た所以は、大義名分が明らかにされてゐたからであつた。

民國の權力を建て直すためには、民國を建てるだけの大理想がなければならなかつた。第一革命の際には「排滿」を「モットー」とした。「袁」の帝制に對しては「討袁」をその目標としてゐた。だがそれらは頗る消極的のものであつて、未だ大國家を建設しやうとする大理想の域にまで到達せぬ嫌があつた。換言すれば、第一革命直後の國民黨は未だ全國民を精神的に統一する理想的大義名分が明らかにされ

てゐなかつたのである。そこに實力主義者をして乗せしむる隙を作り、一時その紛争をさへ惹起せしむるに至つたのであつた。

その後孫總理は、そこにかんがみるところあり、民國七、八年以降、漸然「心理建設」を主張し出したのであつた。そして「三民主義」「建國方略」などの著書を發行しながら、中國の國民をして先づ思想的にその革命を遂行せしめんことに努めたのである。

時恰も軍閥が、武力中心を以て、何等の理想もなしに醜惡な鬭争を續けつゝ、國民がその痛苦に堪へ切れなかつた際、偶々この大理想に接したのであるから、革命の精神はまた、くうちに全國の青年に浸潤したのであつた。

かうして三民主義思想の普及につれて革命の大理想が、精神的に基礎づけられて來たのは勿論、こゝにはじめて國家權力の統一に對する大義名分が明白にされたのであつた。爾來革命黨の方針——即ち黨の建て直しに、三民主義の普及傳播に、將又この主義を擁護する武力の建て直しといつたすべての行動は——みなこの大理想

のもとに動き出したのである。一時世間から滅亡したのではないかとすら見陰られてゐた國民黨が、民國十二、三年後、廣東の統一から引續いて北伐軍の進展と、國民黨に幾十幾百倍した軍閥の勢力を打破つて中原に乗り出したことは、決してただ一片の武力のみよつた結果ではなかつたのである。即ち大義名分を明らかにしてこれを擁護すどころの武力が伴つてゐたからであつた。只その間大勢の進展に従ひ一時大勢に順應したもの、依然軍閥の地盤思想を捨てないで國民黨の假面をかぶつてゐるに過ぎぬ勢力の存在してゐたのは熄むを得なかつた。然りと雖もこれらの勢力は、大義名分上當然肅清せられなければならぬものであつた。

それだけでなくては到底眞の統一も、權力の建立も不可能である。即ち中國はその革命の完成を欲するならば、どうしてもこれらの勢力を驅逐してしまはねばならぬ必要に迫られてゐたのである。

この間の経緯は、日本の維新當時と比較するならば一番よくわかると思ふ。

日本の維新は、王道といふ大理想のもとに、尊王を「モットー」としてゐた。そ

してこの理想を擁護しやうとする薩長等尊王派の武力があつた。この武力とこの大義名分とがあつたらばこそ佐幕派の大なる武力は何んの苦もなく打破されたのである。然るにその同じ勤王派に加はつた勢力にも亦、いろんな系統があつたと雖も西南の役によつてとう／＼その結果がつけられ、こゝにはじめて日本の維新の大業が完成したのであつた。

今日の民國の戦亂は、その内容をこそ異にしてゐるのであるが、恰も西南の役にほうふつたるものがある。そしてこの大きな反動勢力(馮、閻の武力が聯結した)さへ平定するならば、羣小の軍閥は再びこの大義名分に向つて弓を引くものがなくなるであらうと斷じてよい。

こゝにはじめて民國統一大事業のうちの軍隊の統一が實現し得る。即ち孫先生の言葉でいふと、軍政時期が終るのである。然る後は訓政時期を経て、丁度日本が、西南の役から憲法發布に至るまでの間に財政、貨幣の整理、交通機關の整備、自治教育の發達普及を経過して遂に憲政の實現を見るに至つた如く、中國も亦、憲政時

期に入り、初めて三民主義による革命の完成を見せるに至るであらう。

以上の徑路は、單純な理論ではなく實際上の數字が最もよくこの間の消息を語つてゐるのであつて中國の實情に對し少しく注意を怠らなければ自ら了解し得る點である。

私共から見ると、民國の革命の前途には、尙多少の波瀾曲折を免れないであらうが、結局はこの本筋を辿るものと斷言するを憚らぬのである。日本の識者も亦、ただその場その場の現象を捉へて、中國を不可解と斷じ去るが如き、自らが自らの耳目を迷はしむるやうな愚を避けて、常に一定の觀察眼を具備されることが必要であると思ふ。現在兩國の經濟關係からいつて中國の安定と繁榮とは、日本の國富進展上に於ける必須要件であらねばならぬ。従つて日本の人士が、中國の戦亂をただ對岸の火災視しながら極めて無關心に、寧ろ或る種のヒヤカシ氣分に或は無理解のうち、その場限りの對策を講ずるといふことは、甚だしく妥當を缺いてゐると思ふのである。

この際濱田峯太郎君の如き篤學の士が、現在の中國の真相を窮めて、日本の人士に對し中國研究のための好適なる資料を提供されたといふことは、兩國のためまことに嬉ばしい限りである。多忙に追はれてその稿本を精讀するの餘裕を得なかつたのは遺憾であるが、この著述によつて中國の真相の若干でもよく日本の國民に了解せられるならば獨り中國のみの幸ではない。一言以て序文に代ふる次第である。

(一九三〇、九、五)

於上海 殷 汝 耕

## 序

私はよく支那を初歩から研究して見たいとか支那の現状について一通り知りたいたいとかいふ若い人達から適當な書物の紹介を請はれることがあるが、その都度私は當惑を感じる。支那に関する書物は決して少いわけではないに拘らず右の目的に副ふやうな一般的の纏つた書物が極めて乏しいからである。日本と最も關係の深い隣邦支那のこととて、日本の新聞にはその時事に關して電報なり記事なりの出てゐない日とてはない程、支那の事情は日々日本に紹介され、又次から次へと起る大事件毎に日本では誰も彼もが多少とも支那に就ての話をするのだが、併し案外にも支那のことは斷片的にしか知らぬ者があまりに多いのに驚かさされる。之は日本の大衆が國際問題に關する智識が未だに幼稚で根本の素養が足らないで、支那に世間の耳目を聳動せしめるやうな大きな事件が起つた時とか、又局部的に興味ある事柄だけについて見聞きするだけで、支那の一般的事情に就ては平素新聞電報すら全く目を



くれない人々が多いからだ。しかし又支那の現状を一通り知っておきたい要望が起きた時、それに關する手頃な書物が見出せないためにそのまゝ、機會を失する人も決して少くないと思ふ。それで私はこの種の書物が日本にはざらにあるべくして事實は甚だ乏しいことをかねて非常に遺憾としてゐたのであるが、こゝに知友濱田峰太郎氏が「新支那を語る」を著はされたことは、敍上の如き要求を満し得る格好のものとして私の甚だ愉快とする所で大いに推薦したいと思ふ。

私は濱田氏を既に十年前から上海に於てジャーナリストとして知つて居り、その著述もよく拜見したものであるが、現在は實業界にあるに拘らずその本職の餘暇に斯くの如くまとまつた著述を完了された程氏は篤學の士であり、支那通である。

本書は「新支那を語る」といふ題名となつてゐるので或ひは支那に於ける新思潮が主として内容附けられてゐるやうに解せられるかも知れぬが、實はこの方面はなるべく簡單に取り扱ひ大體國民黨と國民政府成立以後の制度組織並びに財政經濟教育等一般に亘る事實に就て客觀的に平明に記述して讀者の理解に便したもので、これ

は支那に關する初學者のために親切な方法と謂はねばならぬ。しかしその内財政經濟に關する記述に至つては、著者の最も得意とする方面だけあつて本書の一特色をなしてゐる。

支那は世界で最も複雑な國民性を有する國であつて、同じ東洋の民族である日本國民とも大いに相違してゐて、従つて眞に支那及びその國民を理解することは非常に困難なことで、本書を一讀したとて元より支那の核心には觸れ得るものとは考へられない。しかし支那のアウトラインは本書によつて大體つかめると思ふ。そして著者が最後に新經濟組織の點から觸れて行つてゐるやうに、支那も亦近代資本主義の下に、その法則に従つて動かされやうとしてゐるのであるからこの經濟的發展の方向から審かに觀察するならば、新支那の趨向も亦略察知し得ることと思ふ。

(一九三〇、九、一)

於上海 太田宇之助

## 序

戴天仇氏の『日本論』は、隣邦人の手に成れる多くの類書中、必ず第一に推さるべき名著である。胡漢民氏、かつてこの書の日本批判の、親切、周到、正確なることを推奨するにあたり、日本人の日本論は、やゝもすれば自己辯護に陥る、孫文も、日本人の日本論は、『日本迷』があるといった、それは盧山に在るものが盧山の眞面目を識らぬのと一般であると述べてゐる。胡氏のこの評言については、しばらく論せず、外國人にして外國を説き、且つ批判して、その正鵠を得、また詳細を悉すのは決して容易な業ではない。上海に現存する二の對日本研究團體たる『日本』と『日本研究』の人々の論議も、我等から観れば、時として甚だ慊らず、また妥當を缺いてゐるものがある。日本人の支那論もまた時に同一の過を犯してゐまいとは限らない。内藤湖南氏の如きすら、『支那論』の自序中に、絶大な隋力によつて潜運默移してゐる國情、人爲による矯正の効力を超越してゐる國情、しかも目下の如く眩しい

までに急轉變化してゐる國情の支那を語るは難事だといつてゐる。

濱田氏のこの著は、おそらく新興支那を、歴史的に、思想的に批判せんと試みたのでない。將來、如何に變展すべきかを論究せんと欲したものでない。まだ新支那を知らざる日本人に對して、體系的に、平面的に、その概念だけを與へんとしたものと思はれる。即ち新支那研究の手引きをすることが目的であるだらう。正確な事實の羅列も、決して容易でない。抽象論よりは、かへつて難ぶかしい。濱田氏は、完全であるとはいはないが、この書において、期するところの大部分をなし遂げてゐる。明治初年の日本を紹介した黃遵氏の『日本國志』ほど調査的でなく、廣汎に度つてゐない憾みはあるが、その志や一。功果的にも一。私は、他日、濱田氏がさらに支那論の大篇を成さんことを希望する。

大阪毎日新聞社上海支局にて

昭和五年八月

澤村幸夫

## 自序

本書「第一編(3)國民黨—國民政府の卷(C)黨内の五派分立」中に略述した南北の對峙戦は、現在のところ中央軍の濟南奪回後、引續き德州への進攻、天津の占領を目標として邁進しながら、他方、平漢、隴海の兩線に於ける戦でも亦積極的の攻勢に轉じやうとしてゐる。

一方國民政府財政部では、軍費捻出のため「民國十九年關稅短期庫券五千萬元」を發行しつゝ、銳意その募集に努めてゐる。かうして國民政府財政部では、一九三〇年(民國十九年)に這入つてから次の三種の公債を發行したのであつた。

民國十九年關稅公債	二〇、〇〇〇、〇〇〇元
民國十九年捲菸稅國庫券	二四、〇〇〇、〇〇〇元
民國十九年關稅短期庫券	五〇、〇〇〇、〇〇〇元

斯くの如く中央軍が南北對峙戦を戦ひつゝある際その警備軍の手薄に乗じて、赤軍と呼ばれる、共產黨軍の跳梁甚だしく、湖南、江西、湖北を中心にその勢猖獗を極め、一時長沙をその蹂躪に任せ武漢すら危機に類したのであつた。爾後國民政府はその討伐に力を致してゐると雖も、容易に目的を達しられさうにもない現状にある

山西軍が中央軍の濟南奪回戦に、もろくも敗れた結果、北方政府の樹立に支障を來したかの如き觀なしとせない。けれども汪精衛を主とする左派を中心に爾來前後數回に亘り中國國民黨中央黨部擴大會議を開いて相變らず政府の樹立に向ひ活躍を續けてゐる。

こんな経緯を経ながら、一九三〇年の支那は、殆ど全省を擧げて多々益々大混亂の巷と化したのであつた。そしてこの大混亂はどうしても中央軍の武力によつて解

決されなければならぬ破目に陥つたのだ。

従つて新らしい支那が、今後新興資本主義への行程を辿らうとするとき、その第一の難關はこの武力統一に成功するか否かにあるといはねばならぬ。そこに支那の國民——といつても専ら資本家階級——をして、打續ける内亂の頻發による苦痛にあへぎながらも兎に角現在の南京政權を擁護しやうとする意志と努力とを持續せしめてゐる所以があるのだと解して好い。わたしは少くともこんな氣持ちで本書即ち新支那を語つたのである事をお断りして置きたい。

在支十三年、その三分の二を経済記者として新聞社生活に過ごし、餘す三分の一を會社企業に關係したり證券仲買人業を經營したり、結局商賣人ともつかず、文筆労働者ともつかず無爲にその日を送つて來たわたしは、その間次の四小著を發行したのが、せめてもに残して來たわたしの足跡なのであつた。

支那の交易所(上海日本堂書店發賣)支那に於ける紡績業(上海日本堂書店發行)  
上海爲替市場解説(上海上海週報社發行東京大阪屋號發賣)支那の財政と公債  
(東京東亞研究會發行)

將來わたしはこのまゝの商賣人になりきつてしまふか、將又文筆勞働者としての生活を兼ねなければならぬかは、わたし自身と雖もこれを知ることが得ないのであるが、支那の經濟—社會を主とする研究から一日も離れないであらうことだけは確實だ。

勢ひ今後共その調査研究録は其都度何等かの形式によつて發表したいのは勿論他日必ず「支那論」を完成するの日があるであらうことをも亦心潛かに期待してゐる  
一九三〇年八月二十五日本書の校正を終へつゝ

上海寶樂安路一〇九號の寓居にて

濱田峯太郎謹識

# 新支那を語る

## 第一編 序 篇

- (1)孫文主義のアウトライン……………三
- (一)三民主義の綱要……………三
  - (A)三民主義概観……………三
  - (B)民族主義……………五
  - (C)民權主義……………八
  - (D)民生主義……………一
- (二)その他の孫文學說……………一三
  - (A)孫文學說……………一四
  - (B)實業計劃と民權初歩……………一五
  - (C)五權憲法……………一七
  - (D)その他孫文の著書……………一八
- (三)孫文主義の檢討……………一八
- (2)國民黨の話……………三〇

(一) 國民黨の組織系統と黨綱.....三〇

(A) その組織とその系統.....三〇

(B) 中國國民黨々則.....三一

(二) 國民黨の歴史.....四一

(A) 興中會時代.....四一

(B) 同盟會時代.....四二

(C) 國民黨時代.....四二

(D) 中華革命黨時代.....四九

(E) 中國國民黨時代.....四九

(F) 赤黨との結合.....五〇

(G) 孫文の死とその死後.....五二

(H) 西山會議.....五三

(三) 國民革命軍とその北伐.....五四

(A) 國民革命軍.....五四

(B) 國民革命軍の北伐.....五五

(3) 國民黨—國民政府の卷.....五九

(一) 國民政府が生れてから.....五九

(A) 廣東時代の國民政府.....五九

(B) 武漢政府.....六三

(C) 南京政府.....六三

(二) 南京に建都してから.....六五

(A) 汪精衛の外遊と左派の没落.....六五

(B) 蔣介石の復職.....六七

(C) 黨内の五派分立.....六八

(三) 國民政府の政治的經過.....七〇

(A) 中國國民黨最初の代表大會.....七〇

(B) 共產黨抱容時代.....七四

(C) 共產黨狩りの後.....七五

(D) 國民政府の組織改造.....七七

(E) 所謂編遣.....七九

(F) 最近の黨と政府.....八〇

(四) 自由と平等への邁進.....八二

(4) 國民黨—國民政府の現在.....八四

(一) 獨裁を目標に.....八六

(A) 孫文の遺教下に統一…………… 八七

(B) 政權の中央集中…………… 八八

(二) 中央集權への漸進…………… 九〇

(A) 編遣と軍事の中央集權…………… 九〇

(B) 財政整理と統一…………… 九二

(三) 中央集權制による施政方針…………… 九五

(A) 内政方針上の基礎確定…………… 九五

(B) 教育の改善とその方針…………… 九六

(C) 建設事業の方針…………… 九九

(D) 蒙藏と新疆の開発…………… 一〇〇

(E) 外交政策とその原則…………… 一〇一

### 第二編 政治、教育、財政篇

(一) 黨治と政府機關…………… 一〇二

(一) 現在の政府機關…………… 一〇三

(A) 國民政府の組織系統…………… 一〇三

(B) 國民政府の五院制度…………… 一〇四

(二) 五院の組織内容…………… 一〇三

(三) 五院に屬する各機關…………… 一〇七

(A) 行政院に屬するもの…………… 一〇七

(B) 司法院に屬するもの…………… 一〇八

(四) 地方行政機關…………… 一〇九

(A) 省政府…………… 一〇九

(B) 縣政府…………… 一〇九

(2) 國民政府の施政綱領…………… 一四一

(一) 訓政時期の施政綱領…………… 一四一

(二) 國民政府の施政成績…………… 一五三

(3) 最近の教育事情…………… 一五五

(一) 教育施設の概要…………… 一五五

(二) 初等教育と「識字訓練」…………… 一六三

(A) 初等教育…………… 一六三

(B) 識字訓練…………… 一七二

(C) 初等教育に於ける黨化教育…………… 一七二

(三) 中等教育及び高等教育…………… 一七五

(四) 社會教育其他…………… 一八〇

(4) 國民政府の財政と公債と税制…………… 一八一

(一) 國民政府の公債政策…………… 一八一

(二) 國民政府の税制系統…………… 一九六

(A) 中央政府と地方政府の現行税制…………… 一九六

(B) 各税目の概要…………… 一九九

(三) 公債政策の運用と浙江財閥…………… 二〇三

(四) 中央銀行…………… 二〇六

(五) 國民政府の支出…………… 二〇八

(六) 財政方針上の諸機關…………… 二一〇

**第三編 經濟——社會篇**

(まへがき) 過渡時代の支那經濟…………… 二四一

(一) 支那經濟悲觀說…………… 二四一

(二) 輸入超過の悲哀…………… 二四八

(1) 自足經濟の解體と農業經濟の崩壞…………… 二五九

(一) 國際資本主義の壓迫性…………… 二六二

(二) 封建政治形態の壓迫…………… 二六四

(三) 地主階級の横暴と小作農の困窮…………… 二七一

(四) 農業生産の減退…………… 二七九

(五) 國內手工業の凋落…………… 二八一

(2) 資本性生産の萌芽…………… 二八二

(一) 國際資本主義の誘導性…………… 二九〇

(二) 模倣企業の勃興…………… 二九五

(三) 近代工業の發達…………… 二九五

(A) 近代工業發達の段階…………… 三〇一

(B) 棉紡織工業…………… 三〇一



(C) 毛織工業..... 三一九

(D) 蠶絲工業..... 三二一

(E) 製粉工業..... 三二四

(F) 化學工業..... 三二七

(G) 造船鐵工業..... 三三三

(H) を他の各種工業..... 三三六

(四) 振はない 礦業..... 三三六

(A) 支那礦業の概観..... 三三六

(B) 鐵礦業..... 三四二

(C) 炭礦業..... 三四五

(五) 交通事業の概略..... 三四六

(A) 鐵道..... 三四六

(B) 航業..... 三四六

(六) 近代商業の趨勢..... 三四六

(A) 商業資本の増大..... 三四六

(B) 商業銀行の發達..... 三四九

(C) 投機活動の發展..... 三七三

(3) 新興資本性生産の必然と可能..... 三七六

(一) 新興資本主義への段階..... 三七六

(A) 所謂帝國主義の凋落と封建制度の瓦解..... 三七七

(B) 關稅自主と産業保護..... 三七八

(C) 外貨排斥運動と國產獎勵..... 三七九

(D) 商業資本から産業資本へ..... 三八二

(二) 國民黨一國民政府の資本主義政策..... 三九〇

(A) 新興資本主義の統治形態..... 三九〇

(B) 金融統制と幣制改革..... 三九一

(三) 新興資本主義の所産..... 四〇一

(A) 農村問題の發生..... 四〇三

(B) 勞資の對立とその闘争..... 四〇五

(四) 新興資本性生産の可能..... 四一一

(A) 人口問題と内地植民..... 四一一

(B) 未開發の資源..... 四一四

(C) 新興支那の外資歡迎..... 四一六

第四編 結論

新興支那の必然性……………

新支那を語る

濱田峰太郎著

第一編 序篇

國民政府治下に於けるあらゆる公開の會議は勿論、議式には必ず會場の正面に孫文の遺像を安置して、列席者一同恭しく立つて禮拜した後、三分間の黙禱に移り次いで司會者により「孫文の遺囑」が奉讀される。それがすんでから既定のプログラムに従つて式なり、會議なりが、開かれるのである。

中國國民黨は孫文の死後、雖も、尙孫文を生けるものとして依然黨章第四章に總理(第二十條本黨は三民主義五權憲法の創行者孫先生を以て總理とすといふ條項以下第二十五條まで)といふ條項が残されてゐる。

かくの如くにして國民黨によつて黨治せられつゝある新興の支那を理解せんことをするには先づ

第一編 序篇 (一)孫文主義のアウトライン

孫文及び孫文の唱へた三民主義、五權憲法、その他所謂孫文主義の内容を知らねばならぬ。即ち孫文主義は新興支那の理論的基調であるからだ。

こゝに於いて本編では劈頭孫文の遺囑を左に譯出した上、孫文主義を概説しつつ、國民黨並びに國民政府の概要を略述するこゝに止めた所以である。

### 孫文の遺囑

余は國民革命に力を致してより凡そ四十年。その目的は中國の自由と平等を求むるにあつた而かも四十年の経験によつてこの目的に到達せんとするには民衆を喚起しつつ世界に平等を望む民族と聯合して共同奮闘せざるべからざる所以を知つた。

現在革命未だ成功せずが同志は余の著すところの建國方略建國大綱三民主義及び第一次全國代表大會の宣言により繼續努力しながらその貫徹を期せねばならぬ。

特に最近の主張にかゝる國民會議の開會及び不平等條約の廢除に至つては最短期間にその實現を促すべく至囑するところである。

## (1) 孫文主義のアウトライン

### (一) 三民主義の綱要

#### (A) 三民主義概観

三民主義とは民族主義、民権主義、民生主義の三民を指したものであつて、「The Government of the People; by the People; for the People;」といふ原文から「オブザービブル」を「民有」、「バイザービブル」を「民治」、「フォアザービブル」を「民享」と摘譯し、更に民有を「民族」に、民治を「民権」に、民享を「民生」に、それぞれ訂正したのだとは孫文の註釋するところである。曰く「われらの三民主義は「民有」「民治」「民享」を指し國家は人民の共有であり、政治は人民の「共管」すべきものたり、その利益は人民が「共享」せざるべからざる意味を表示したものに外ならぬ」(民族主義第一講)。

孫文は更に三民主義の概念に對して次のやうに、諄々その説を進めて行くのである。

「フランスの謂ふところの「自由」はわれらの「民族主義」を指し、われらの「民族主義」は國家の自由を主張するのである。フランスでは尙自由に對する「平等」をも要求する。この「平等」はわれらの

「民権主義」を等しく、斯くの如くにして「民権主義」は人民の政治上に於ける地位の「平等」を欲求しつゝ「君權」を打破して人々との「平等」を倡道するのである。而かも歐米諸國の「モットー」を「博愛」はわれらの「民生主義」に相通する。即ちわれらの「民生主義」は四億萬人の幸福を圖らんとするにあるからだ（「民権主義第二講及び民生主義第二講」）。

以上の諸項を総合しながら、三民主義が結局社會革命を基調とせねばならぬ點に對して大かたの孫文主義者たちはかう説明してゐる。

「民族主義」は種族上不平等の階級を打破せんとするにあり、「民権主義」は政治上不平等の階級を打破せんとするにある。若しそれ「民生主義」に至つては社會上の不平等を打破するにあるのだ（「軍人精神教育第三講」）。

かうして三民主義は「革命的である」と共に「救國的であり」延いて「人類愛を基調としながら尙且つそれら三要素の相互連絡を原則とするのだ」は三民主義者の最も力説する點なのである。

「孫文の三民主義は新國家建設の完全なる方法である」と題した講演中に「民族問題を解決せん」と

するのには同時に民権問題を解決せねばならぬのがいふまでもなく更に民生問題をも解決せざるを得ぬ」といつた旨説いた章句がある。

かうして見るに三民主義は大體右のやうな概念のものに、その實行手段として國民革命が発生したのであるともいへるし、國民革命への目的のために三民主義を唱道したのだ。ともいひ得るではないか。この間の理論に關し孫文主義者は大體次の如く解説してゐる。

「國家が人民の共有であるを主張しながら國家の自由を高唱するところに當然種族上の階級打破が叫ばれ、そこに國際的の平等を要求する基調があり、人民の共管すべき政治上に於いてその地位の平等を欲求する點から必然的に國民革命が発生し、その實行の段階としてあらゆる革命的の手段——特に軍閥への抗爭と封建制度に對する破壊運動とが起るのである——。」

### (B) 民族主義

「洋の東西を問はず國家の發達と民族の生存を扶ける寶貝である」のが孫文の謂ふところの民族主義であり、延いて「(一)支那民族自らその解放を要望するところに(二)支那國內に於いて各民族の一律平等であるところに各々二つの方面の意義をもつてゐる」のが民族主義の特徴ださうである。

勢ひ民族主義に抱容されてゐる主張は「(一)外來民族の侵略壓迫に抵抗しつゝ支那民族、自由を獨立を全世界に獲得する」傍ら「(二)民族の一般利益のためには積極的に奮闘しながら支那境内に於いて各民族の一律平等を得る」を共に「(三)世界一切の被壓迫民族が帝國主義打倒のために共同してその解放を求めやう」——といふにあるのだと断定していいらしい。

従つて民族主義は「國家主義ではない」と主張してゐる。同時に「世界主義への出發點だ」といつてゐる。(民族主義第四講)。

x

x

かうした概念のももに「壓迫」「侵襲」を力説しながら「(一)先づ支那民族の壓迫を救済せんがため(二)國際的には時代の潮流に適應せんがために——これを唱道するのだ」は民族主義主張の理由である。即ちこれに對し孫文は更に左の如く演釋してゐる。

「中國は歐米の政治的壓迫を受くることまさに百年に及ぶ。われらが威海衛、旅順、大連、青島、九龍、廣州灣等の領土を失つた。歐洲の帝國主義が中國を壓迫したために中國の領土は漸次縮少すべく餘儀なくされた」。(民族主義第一講)

これは口を開けば支那人がその聲を大いにして呪咀する「帝國主義の政治的侵襲」の基礎觀念であ

り、この基礎觀念から出發して更に「帝國主義の經濟的侵襲」をも絶叫するのである。民族主義ではこれを次の如く説明してゐる。

「現在全國の海關はすべて外人の手中にある。海關稅率は外國によつて所定せられ中國が自由にこれを改正することを得ない。即ち中國の關稅は中國人が自收自用することを得ないのである。各國共平時に於いては關稅による保護政策をまつてゐる。即ち關稅の保護によつて外貨の輸入を防止し延いて自國の工業發展を計らうるのである」。「中國にはこの種の保護法がないのみならず國産品の稅率を加重し却つて外國輸入品を保護してゐる」(民族主義第二講)——「(一)外國品の侵入が毎年我が利益を奪ふこと五億元に達する(二)外國銀行紙幣が市場に侵入したり又は爲替關係が影響しつゝわが利益を一億元奪つてゐる。(三)輸出入貨物の運輸増加によるわが國の不利が數千萬乃至一億元に上る(四)租界とその所屬地に於いて徵稅したりその他地租地價などによりわが利益の奪取されたもの約四、五億元に達す(五)その他特權營業によつて搾取された利益が一億萬元内外に及ぶ(六)投機事業その他種々の原因により奪はるゝ利益は數千萬を越へてこれらを數へ來れば十二億元を下らない」(民族主義第二講)——。「中國民族が若し單なる天然力の自然淘汰にのみ放任するなら尙一百年を支ふることが出来る。然るにこの種の政治的經濟

的壓迫を受くることによつて十年を支持するにすら困難の状態にある。従つて中國民族の生死の岐るゝところ今後の十年以内にありまいはねばならぬ。「中國の民族は同時に天然力と政治力と經濟力との三重の壓迫を受けてゐるのである」(民族主義第二講)

x

x

こゝまで述べて來たついでに順序として民族主義の實行方法に對する孫文の意見を列擧しやう。「民族解放の闘争は多數の民衆が先づ帝國主義に對する反抗をその目標とせなければならぬのである。何んとなれば帝國主義は民族主義の反對を受けてのみ消滅する筈であるからだ」。「多數の民衆はその組織を發展しつゝこれを鞏固にし闘争を繼續する必要がある」。「國民黨が民衆と切實に結合した後はじめて中國民族は眞正の自由と獨立とを與へらるゝのである」。(中國國民黨第一次全國代表大會宣言)。

(C) 民權主義

「民は團體を組織するところのあらゆる人を指し、權はその「力」をいふ」(民權主義第一講)。  
従つて「民權は人民の政治力であらねばならぬ」(民權主義第一講)。こゝは民權主義がその「民權」

をいふ概念を解説した言葉である。更に孫文はかう説明してゐる。

「政治には二つの意志がある。「政」は衆人をいひ「治」はその衆人を管理する意志と形態とに外ならぬ」(民權主義第一講)——こゝ。

x

x

孫文はも一つ言葉を繼いで「民權主義は政治上の不平等を解決しやうとして人民個個に眞正の權利を獲得せしめ、人民個個をして政事の管理權を有せしめやうとするのがその要點だ」(民權主義第一講)といつてゐる。そして「それが國際的に時代に適應する所以であるのみならず中國民族が眞正の自由を得やうとする唯一の道だ」(民權主義第一講)と孫文の唱道する大意である。

この間の事情に關して民權主義はこれを次の如く解説してゐる。

「現在の潮流は既に民權時代に到達した」。「世界の潮流は神權から君權に流れ君權から民權に到り民權の流れはこれを堰きこむる方法がない」(民權主義第一講)。「滿朝が中國を主權して以來列強帝國主義の武力掠奪とその經濟侵略により中國の獨立性が喪失した。勢ひ中國をして半殖民の地位に沈論せしめたのである。辛亥の役後滿朝滅亡したと雖も政治方面には專制制度により民權制度を過渡した」。「従つて中國の民族は外列強の帝國主義と内政治的專制とによる二重の壓迫

を受けつゝある（「民権主義第二講」）。

孫文主義者の述懐によれば、前述の如き経過により支那の民族は「外列強の帝國主義に内政治的専制による二重の壓迫」を受けつゝあるのだ。そこで民権主義の實現方策として「（一）軍閥への抗爭（二）北伐戦の開始といつた所謂國民革命が行はれたのだ」。と論及しつゝ當然孫文の次の主張が一般から信奉されてゐるのである。

（一）國家の政治權を二つに分ける。その一つを政權とし、この權力を完全に人民の手に把持せしめ（二）その一つを治權としてこの權力を完全に政府の機關に把持せしめやうとする「權」を「能」の區分。

（二）人民に（イ）選舉權（ロ）罷免權（ハ）創制權（ニ）複決權の四政權を有せしむる。

（三）政府に次の治權を行使せしむる（イ）行政權（ロ）立法權（ハ）司法權（ニ）考試權（ホ）監察權。

（四）政權と治權との交互作用（以上民権主義第一講から第四講まで）。

x

x

かうして民権主義は國民革命終了後に於けるその徹底的方法として以下の諸項目を擧げてゐる。

（一）中央及び地方の權限は均權主義を採り全國劃一的の事項は中央に集中し地制上地方に區分

せなければならぬものを地方に移し中央集權制或は地方分權制に偏しない。

（二）各省人民は自ら憲法を定め省長を選舉することを得。但し國憲と相抵觸するを得ず。省長は一面に於いて省の自治を監督し一面に於いて中央の管督を受け國家行政事務を處理す。

（三）縣を確定して自治單位とし自治の縣はその人民直接に官吏の選舉及び罷免權を有し法律の直接創制及び復決權を有せしむ。

（四）普通選舉制を實行し資産を標準とする階級選舉を廢止す。

（五）各種の試験制度を改訂して選舉制度の窮狀を救濟す。

（六）人民の集會結社言論出版居住信仰の完全なる自由權を確定す。

（十二）法律上經濟上教育上社會上男女平等の原則を確定して女權の擴張を助成す（中國國民黨第一次全國代表大會宣言中から）。

### （D）民生主義

孫文は民生主義のなかで民生といふ概念をかう説明してゐる。「民生は人民の生活社會の生存國民の生計羣衆の生命である」——と。そして「人民の生活」「社會の生存」「國家の生計」「羣衆の生

命」に亘る問題を解決せんがため孫文によつて民生主義が主張せられたのだは孫文主義者の言ひ分である。右に對し孫文は次のやうに唱へてゐる。

「歐洲の志士が社會革命運動に盡粹しつゝあるが如く余は一勞永逸の計として民生主義を採用し民族民権問題と同時にこれを解決せんとするのである」(民生主義第一講)。

孫文主義者の解説に従へば民生主義は——「支那に侵入する世界的資本主義に抗爭しながらその經濟的壓迫を防止しやうとする一方支那の普遍的貧を救濟せんとする努力がその核心であり、同時に生産と分配問題に注意しつゝその正當な解決策として對内的に民生主義を提唱する所以である」——のこと。

x

……で支那の「普遍的の貧」について民生主義は左の如くこれを論じてゐる。

x

「中國の人民はおしなべて貧乏である。特殊的の富を蓄積した階級がない。唯一般普遍的の貧あるのみに過ぎぬ。いひ換へるにおしなべた貧の階級中に於いて單に「大貧」と「小貧」を區別することが出来るのみ。中國の大資本家と雖も外國の資本家に比較するときは徒らに一個の「小貧」に過ぎない」(民生主義第一講)。

かうして民生主義はその實行方法として(一)地權の平均(二)資本の統制(三)分配問題(四)農工解放の四項目(民生主義第一講から第四講まで)を抽出してゐるのである。と同時に「資本の統制」「農工解放の理由と方策」及び「國民黨第一次全國代表大會宣言」なきに示す如く、民生主義は結局一種の社會主義説であり、資本制社會の否定であるにも不拘、その實統制的資本性社會の體現をその理想としてゐるやうであるこゝを否認出来ないのである。

(一)の間の經緯は次の項目「孫文主義の検討」に譲らう。

### (二)その他の孫文學説

孫文の學説は「三民主義」に於いてその大體を盡くしてゐるのであるが「三民主義」以外に次の如く

(一)五權憲法(二)建國方略(三)建國大綱(四)地方自治開始實行法(五)訓政時期に於ける中華民國最高の根本法(六)國家建設の規模(七)人權民権の根本原則と分際(八)政府權力とその組織の綱要(九)行政權治權の方法。

なきの著書が多いから自然それらに盛られてゐる内容をも擧げねばならぬ。



(A) 孫文學説

「建國方略」といふ孫文の著書は「孫文學説」「實業計劃」「民權初歩」の三部作から成り立つてゐる。「孫文學説」はこれを「建國方略」の心理建設」ともいひ「行ふは易く知るは難し」といつた倫理概念を構成したものであり、これによつて例の「知るは易く行ふは難し」といふ倫理概念を否定してゐる。そしてそれは王陽明の「知行合一説」がその根底をなしてゐるのだきは孫文の説明するところである。

かうして孫文は「行ふは易く知るは難し」といつた概念を次の卑近な日常事象で解説してゐる。

- (一)「行ふは易く知るは難し」は飲食でこれを證明することが出来る。(二)「行ふは易く知るは難し」は金銭を使ふことによつてこれを證明出来る。(三)「行ふは易く知るは難し」は作文でこれを證明出来る。(四)「行ふは易く知るは難し」は建築でこれを證明出来る。(五)「行ふは易く知るは難し」は造船事業でこれを證明出来る。(六)「行ふは易く知るは難し」は萬里の長城や歐洲、戰の際の戦壕でこれを證明出来る。(七)「行ふは易く知るは難し」は内外運河の工事でこれを證明出来る。(八)「行ふは易く知るは難し」は電氣でこれを證明出来る。(九)「行ふは易く知るは難し」は化學で

これを證明出来る。(十)「行ふは易く知るは難し」は人類進化の原則でこれを知ることが出来る。

x

x

孫文學説はかうして「行易知難」を系統立てた後「知行總論」を説きながら「よく知るものは必ずよく行ふ」「知らざるものも亦よく行ふ」所以を力説し、最後に「志さへあれば必ず成る」と結論してゐる。このころにその特徴がある。

(B) 實業計劃と民權初歩

「實業計劃」は「建國方略」の物質建設」といはれる。従つてその具體的計劃案を次の五段に分けてゐる。

(一)第一計劃——第一部北方大港の築造。第二部西北鐵道系統の計劃と完成。第三部蒙古新疆の殖民計劃。第四部運河を開鑿して中國北部中部及び北方大港との聯絡を計る。第五部直隸山西の石炭鐵礦を開發して製鐵鍊鋼工場を設立する。

(二)第二計劃——第一部東方大港の築造。第二部揚子江の整治。第三部内河商港の築造。第四部揚子江の現存航路及び運河の改良。第五部大士敏工廠の創設。

(三)第三計劃——第一部廣州を改良して世界港となす。第二部廣州の航路系統改良。第三部西南鐵道系統の計劃を完成。第四部沿海商港及び漁業港の築造。第五部造船所の創設。

(四)第四計劃——第一部中央鐵道系統の計劃を完成。第二部東南鐵道系統の計劃を完成。第三部東北鐵道系統の計劃を完成。第四部西北鐵道系統の擴張。第五部高原鐵道系統の計劃を完成。第六部機關車客貨車製造工場の設定。

(五)第五計劃——第一部食料工業の普及。第二部衣料工業の擴張。第三部屋住工業の増設。第四部行動工業の發達促進。第五部印刷工業の擴張。

(六)第六計劃——第一部鐵礦の開發。第二部炭礦の開發擴張。第三部油礦の探掘。第四部銅礦の探掘擴張。第五部特種工業の普及。第六部礦業機械の製造。第七部冶礦工場の設定(建國方略の一實業計劃)。

「民權初步」は「建國方略の社會建設」に註釋されてゐるだけに左の如く「あらゆる會議」に「會議」の方法を説いてゐる。

會議(永久社會の成立法)、議事順序、及び勸諭、討議、裁決、修正案、其他。(民權初步から)

### (C)五權憲法

「孫文の五權憲法は先進國に於ける三權憲法(立法司法行政の三權分立による)に對しその缺陷を補足するため、孫文により初めて創制されたものだ。」——これは孫文主義者の誇るところである。

かうして五權憲法は(一)立法權(二)司法權(三)行政權のほかに(四)考試權(五)監察權を加へて五權の分立を認めた點にその特色があるといつて好いかも知れぬ。

特に孫文は「考試權」に「彈劾權」を取り入れたことによつて、支那固有の制度を失はない所以があるを主張してゐる。——即ち次のやうに——。

「選舉制の缺點を補救せんとして考試權を用人權を區分して「監察權」を獨立せしめたのである」——云々。(五權憲法から)。

更に孫文は五權憲法の要旨を大體左の如く説明してゐるのである。

「人民と政府の關係を規定するに先づ民主國に於ける人民の權利を認め、人民に代る統治機關としての政府であつてこそ政府の能力に効果が生ずる所以である」(五權憲法から)。(一)人民によつて直接に政府の官吏を選擧する選舉權(二)不良の官吏を廢除する罷免權(三)直接法律を創制する創制權(四)更に法律の存續を決定し得る複決權(五)の、四政權が行使

せられ(一)司法權(二)立法權(三)行政權(四)考試權(五)監察權の五治權を、政府が把持しながら、政權を治權との平衡を保持されてこそ、そこに初めて完全な國家統治機關が構成せられるのである(五權憲法から)。

(D)その他孫文の著書

建國大綱並びにその他政治に關する孫文の著書及び孫文自身の講演は何れも「三民主義」「建國方略」「五權憲法」なきにその基調を置いてゐるから、いまこゝで改めて紹介するまでもない。

(三)孫文主義の検討

孫文の三民主義はこれを嚴密に批判するべき、まだ一貫した學説をなしてゐないやうである。即ち孫文主義を樹立するために蒐集した研究資料の蕪雜な「ノート」そのまゝを見るのが至當であるかも知れぬ。

従つて孫文が三民主義で結局何をいほうとしたのであるかを組織立て系統立てやうとするのには先づ自ら幾多の矛盾を取捨し整理してかゝらねばならぬ。以下少しくこの間の事情に對して敘述を

續けて見たい。

孫文の三民主義は、孫文が最終の「テーゼ」にする民生主義に對してこれを検討するのが最も便利であるから、本稿では専ら「民生主義」について考察することにした。孫文は民生主義の冒頭左の如く

「民生主義は社會主義ともいへやう。又共產主義も名づけて好いかも知れぬ。だが歸着するところ大同主義に外ならぬ(民生主義第一講)」「民生主義は共產主義であり社會主義でもある。即ち民生主義は共產主義に對してこれと相衝突する所以を説き得ない。何んとなればそれとこれとは必然的に相通すべき一種の共通眞理があるからだ」(民生主義第一講)。

と説き起しながら更に講述の進むまゝ次のやうに

「わたしは共產主義と民生主義を區別して説明したが共產主義は民生窮極の理想であり民生主義は共產の實行にある。勢いこの兩種主義を區別することに得ない。要はその方法を區分するにあるのみだ」(民生主義第一講)。

こまで極言しつゝ共產世界、社會主義世界の實現を理想としてゐるかのやうに見へる。にもかゝらず、一方ではマルキシズムに向つて全然反對の意見を吐露してゐるのである。即ち左に列擧するが如く

「人類は生存を求めつゝある。これが社會進化の原因でなければならぬ。この場合階級闘争は社會進化の原因ではあり得ない。唯階級闘争は社會がまさに進化せんことをさきの傾向である。これを極言するに一時的に發生する一種の病症でなくて何んであらう。勢いこの種の病症の原因は人類の生存を礙けるものであつて、寧ろこの病症の結果人類の生存が礙けられるところに階級闘争を起すのである」(民生主義第一講)。

「先づマルクスの階級闘争發生とその段階に對して反對の第一聲を擧げ次いで

「工業生産の餘剰價值は工場労働者の労働の結果のみに歸することを得ない。すべて社會上あらゆる有用能の分子が直接間接の論なくあるものは生産に對しあるものは消費に對し多少の貢獻をなしてゐる。」(民生主義第一講)。

「比較的大膽にマルクスの労働價值説を反駁した上、資本家階級の労働階級に對する搾取關係をすら左の如く否定してゐる。

「マルクスは資本家階級がその利潤を收得する手段として(一)労働者の賃金を引下げ(二)労働時間を延長し(三)そのほかの方法による生産品の価格を引上げやうとする諸事象を擧げてゐる。雖も社會問題としての研究上わたしはこれを探らない」(民生主義第一講)。「わが國民黨は民生主

義を主張して既に二十年を経過してゐるが、一回も社會主義を講じたことなく、ひたすら民生問題に對してのみ論議したのであつた。それは民生問題は結局生存問題であるからに外ならぬ。民生は社會進化の核心をなすものであり、社會進化の核心は一面に於いて歴史的の重心(唯心的の意味)をなし歴史的の重心は畢竟民生にあつてそれは單なる唯物的ではない(民生主義第一講)。

以上のやうに孫文は、マルキシズムに對して眞つ向から反對しつゝ(それは極めて苦しい反對であり孫文主義がマルキシズムの矛盾に悩まされる一種の辯訴に過ぎぬのであるが)更にその一歩を進めて勞農露西亞の革命手段に向つても亦、極力これを否認しやうとする態度をこめてゐる。

「政治問題を解決するには赤露の革命手段が成功であつたかも知れぬ。だが革命の手段を以て經濟問題を解決しやうとして赤露の探つた方法は必ずしも成功ではない。赤露が最近一種の新經濟政策を採用すべく試験中であるのに徹してこれを知ることが出来る。革命の手段によつてのみ經濟問題を完全に解決しやうすることは到底不可能である」(民生主義第二講)。「われらは民生問題を解決しやうとするに當り先づ時流に不適合な非常手段はこれを採用したくない。一種の穩健な方法を探りたいのである。唯私人の大資本を阻止して將來の社會に於ける貧富の懸隔を防

ぐるに足る正當の方法によらうとするのみ(民生主義第二講)。

特に右に摘出した一章の如きは直接マルキシズムの否定を高唱してゐるのであるが、これによつて孫文の欲求するところは特異の民族主義——いひ換へるに傳統的に平和を愛好する漢民族を中心としての大同世界の體現であつて、この絶體平和の世界に到達するためには尠くも支那では階級闘争を避けねばならぬ——そして一種の國家資本主義といったやうなものを實行することによつて階級闘争を避けながら、その理想境に達し得るこいふ確信をもつてゐたやうでもある。

この場合國民革命は單なる政治上に於ける自由と平等との獲得のために避け得なかつた一種の革命手段に過ぎないのであつて、孫文主義はこれを階級の對立によるその闘争を認めないらしい。

「民生主義はマルクスの學説を崇拜し或る點までこれに追従するに雖も、マルクスの學説による實行手段はこれを採用することを避ける。この間の道理はマルクスの手段を實行した赤露の革命以後に於ける經濟關係を、新經濟政策に改用しつゝある赤露の現状に徴して自らこれを知るこゝが出来るとはでないか(民生主義第二講)。

かう推し進めて行くに孫文の三民主義は前述の如く特異の大同世界を實現しやうとするのであるが唯そのためには階級闘争を避けたい——そしてそれは民族の自決(民族主義)と民權の確立(民權主義)による一種の國家資本主義といったやうなものゝ體現によつてのみ必然的に可能であるこゝへたかつたのであらうと思はるゝ。

這般の経緯は民生主義が「地權の平均」と「資本の統制」を力説してゐるのに徴してこれを知り得るのである。

「われら國民黨の民生主義は社會上の財源を平均せんとするにある。従つて民生主義は社會主義であり共産主義でもある。然しながらその方法が同一でない。われらはそれに對して一種の方法を主張する。即ち土地問題の解決がそれであり、これを地權の平均といふ。土地問題解決のための地權の平均は一般地主に對しての脅威であり資本家階級への迫害であるかも知れぬ。だがこゝに謂ふところの地權の平均は現在の地主に對しても亦安心を與ふる方法である。即ち政府は地價を制定しその制定した地價に基準して地租を徴收しつゝ必要に応じては地價に基準してこれを國家が買收するのである。」「地價の決定後は昂騰した分だけの地價を公有とする一種の法律を制

定しやうとするのがわれらの辦法である。即ち十萬元であつた地價が幾十年後一百萬元に昂騰した場合は、その昂騰差額九十萬元だけを公有にする仕組みである。これを國民黨の主張する地權の平均といふ。(民生主義第二講)。

孫文主義の「地權の平均」は「資本の統制」は純然たる資本制社會の建立を意味するものであり、就中「資本の統制」はその方法としての「實業計劃」に至つては國家的資本性生産への行程である。これを推し進めるに孫文主義は「地權の平均」に「資本の統制」によつて一種の國家的資本性社會の建設に邁進しやうとする意志を表示してゐるものでなくて何んであらう。特に民生主義ではこの「資本の統制」方法を次の如く講じてゐる。

「現在諸外國に行はれてゐる所得税は資本統制の一方法であるがこれを以て直ちに民生問題解決の窮極策はなし得ない。即ち中國は諸外國に直接比較することの出來ぬ状態にあるからだ。外國は富んでゐる。中國は貧乏である。外國には生産が過剩を來してゐる。中國の生産は過少である。そこで中國は單一な私人資本の統制のみに甘んじて居れない。即ち國家資本の發達を必要とする。唯われらの國家は現在四分五裂である。これらの統一を完成し得た後は立ちどころに民生問題を解決する必要がある。一定の資本を發達せしめて差し當り實業の振興を促進せねばな

らぬ。實業振興の方法としては頗る多いのであるが第一には交通事業を整備するために鐵道連河の大規模の建設を要し、第二には礦産の開發を忽にすることが出來ぬ。第三には工業の隆興を計る必要がある。」「國家資本の蓄積によつて民生問題を解決せんことに當り國家の實業發展を企劃せねばならぬ理由は方法には建國方略第二卷の「物質建設」中にこれを詳述して置いた(民生主義第二講)。

x

x

孫文主義がマルキシズムを否定しながら更にマルキシズムの否定と相矛盾する點の多いのは、民生主義の一部をなすところの「配分問題」に「農工の解放」を最とせねばならぬ。即ち或る程度に於ける階級闘争の否定を基調として、特異の民族主義(それは國家資本主義でもいつて好い)から民族主義に根ざした大同世界に共產の必然的可能を信じやうとする孫文主義は、當然發生すべき階級闘争を「直接生活資料問題の解決」に「農工の解放」によつて片付けたのであるらしい。換言するに「直接生活資料問題の解決」に「農工の解放」によつて階級闘争を避けやうとするのが、孫文の社會經濟問題解決法であるに極言して好い。「直接生活資料問題の解決」に對して民生主義は次の如く説明してゐる。

(民生主義第三講及び第四講は専らこの「直接生活資料問題の解決」を論じてゐるのだが特に衣食問題を中心としてその解決策を講じながら下記の如く結んでゐる)「これら遊惰の流氓は國家人羣の蠱財である。政府は強制的にこの種の流氓をして神聖な労働者たらしめ均しく國民の權利を享有せしめねばならぬ。これらの遊惰人民を根絶し盡して人々みな生産の分子となるならば衣豊かに食足り、住よく人を容るゝことを得てそこに當然民生問題がその解決を見せるであらう(民生問題第四講)。

x

x

ついでに孫文主義の唱ふる「農工の解放」はそもく何を語つてゐるのであるかを一瞥しやう。

「近代的の生産は生産から生ずる大部分の利益を資本家が獨占して労働者の分け前が少ないところに労働者對資本家の利益が常に相衝突し自然階級闘争の發生を免れない——これはマルクスの觀察するところである」。「マルクスの所説に従へば階級闘争は社會の進化を促すことによつて社會進化の原動力であり階級闘争が因をなし社會進化がその果をなすことになる。これは誰れもが認識するところの因果關係である。雖も之を以て直ちに社會進化の定律であるといふことが出来ぬ」。「近代に於ける社會進化の事實を考察するならそれが極めて急速度を以てしつゝあると共に

頗る複雑であるのに驚く。今それを概括するに歐米近來の經濟進化を四分することが出来る。

その一つは社會に工業の改良であり、その二は運輸に交通の公有であり、その三は直接の徴税であり、その四は分配の社會化である。結局この四つの社會經濟事業が漸を追ふて改良されるに共進歩したからに外ならぬ」。「かうして社會經濟の進化はいろんな舊制度を打破しながらその新制度が發生しつゝ刻々進歩して行く。この二種の社會進化は何に基因してゐるのであらうか果してマルクスの學説によつてのみ判断出来るであらうか。マルクスの學説によればこれを自然階級闘争の結果といはねばならぬことになる。しかしながらこれは歐米近來數十年來の社會上に於ける進化の跡であり、分配の社會化の結果でなくて何んであらう。即ちこれによつて商人に壟斷されてゐた利益を殺滅し資本家から所得稅遺產稅を増徴して國家の財富を豊かにしその財富を交通の公有に利用したり、労働者の教育衛生又は工場設備を改良して社會の生産力を増加せしめたからである。生産力が増加すること資本家はこれによつて富の増殖を計り得るのは勿論労働者も亦勞賃の増收を計り得る。その結果労働者の生活が改善され、勢い労働者の生産力を増加せしむるに至つたのである。そこで資本家と労働者の利益が相調和した。延いてそこに何等の階級闘争もなく社會の進化を促す所以があつた」。「社會上大多數の經濟的利益が相調和してこそ社會上大

多数の経済的利益に何等の衝突をも来すことがないのである。かうして社會上大多數の利益は社會の進歩を促進し社會上大多數の経済利益が相調和するところに人類の生存問題を解決する鍵がある。斯くの如く人類が間斷なく生存してゐる。こゝは既に社會上の不斷の進化が停止しない所以であり、これが社會進化の定律である。従つて階級闘争は社會進化の傾向に當つて發生する一種の病症であるといへる。(民生主義第二講)。「マルクスの學說の根底をなす餘剩價値の要旨によるこゝ資本家階級の所得は勞働者の利益を榨取したものだといふにある。これによるこゝすべての生産は資本家と商人とが勞働者の汗血を搾取する所以であるこゝによつて、勞働者の利益のためには先づ資本家の消滅する必要がある商人階級も亦滅びねばならぬ。然るに現在の世界は日に日に進歩しつゝある。そして分配の社會化さへ實施さるゝに至つた。消費組合の發生がそれである。」「近來世界の大工業は多く消費者の需要に準據して生産される。こゝに於いて生産部門中に占むる消費者の地位を問題とする必要がある。これが衆人の生存問題を解決する。即ち民生問題は工業の實在に即して民生を安固にしようといふのである。民生は政治の中心であり經濟の中心であり各種歴史活動の中心でもある(民生主義第二講)。「中國の農民は少くも總人口の八九割を占めてゐるこれらは食料生産の増加を促すべく農民の權利を法律的に規定し一種の保障を

與へねばならぬ。即ち農民が農産の増收を計るこゝに對しその權利を保障する必要がある。こゝに於いてわれらは民生主義により農民問題を完全に解決せねばならぬのである。」「現下の状態では農民の所得は農産の十分の四に過ぎぬ。これは甚だしき不公平であるといひ得る(民生主義第三講)。

斯くの如くにして孫文主義を構成する内部思想は一種の共產主義でもあり一種の社會主義でもあるらしく見ゆるこゝはいへ、結局に於いては變體的國家資本主義の體現を理想としながら支那獨自の資本性社會への建設に實行上の基調を置いてゐるこゝ解して好い。これを平たくいふこゝ社會主義共產主義を加味した特異の大同世界の實現にある。その結果將來の支那が依然として孫文主義に忠實である限りに於いてその赤禍も、その共產黨化も決して問題ではないといふこゝになる。



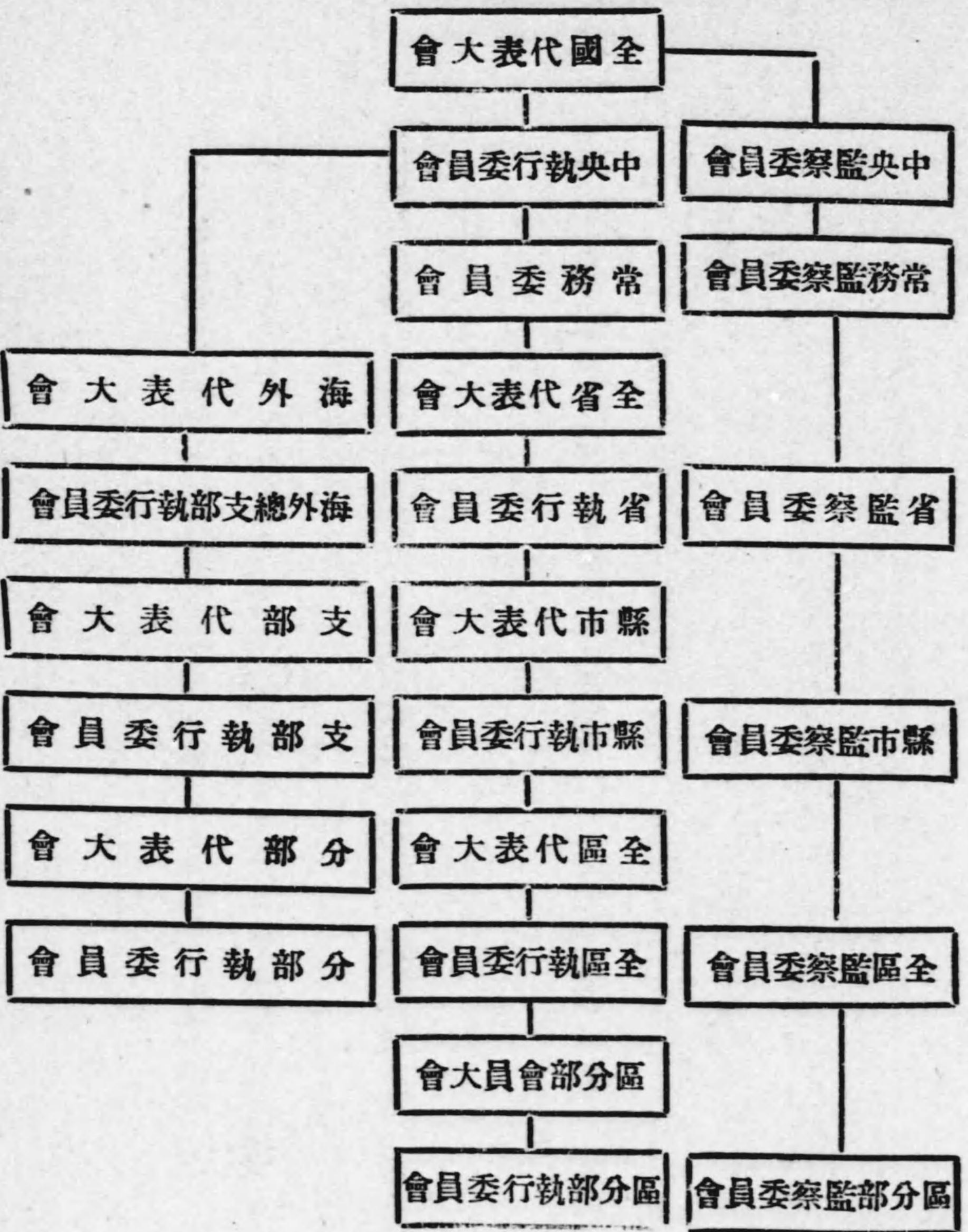
### (2) 國民黨の話

中國國民黨が孫文によつて創設されたものであることは衆知の事實だ。孫文主義を基調として(一)支那國內の民族解放と新支那の建設(二)世界上に於ける被壓迫民族を援助し乍ら帝國主義を打倒し(三)そこに大同世界を造成しやうとするための結社だ——これは國民黨員の解説するところである。先づ順序として國民黨の組織系統と國民黨の黨規を一瞥して置いた後國民黨史を語らう。

#### (一) 國民黨の組織系統と黨綱

(A) その組織とその系統

現在の中國國民黨は先進國の政治結社と同じく黨員を基礎として黨部が組織せられ、黨部は(一)總理(二)最高黨部(三)省黨部(四)縣黨部(五)區黨部(六)區分部なきに區分されてゐる。そして(一)全國代表大會(二)地方代表大會(三)地方黨員大會が何れも該黨部の最高機關であり、各々執行委員を選出して執行委員會を組織し黨務を執行する仕組みになつてゐる。いまこれを簡単に左の如く圖表して見やう。



以上の外  
に特別市代  
表大會、特  
別市執行委  
員會特別市  
監察委員會  
及び特別市  
に屬する下  
級黨部の組  
織がある。

(B) 中國國民黨黨則

現在の中國國民黨黨則は中國國民黨總章をいふ。一九二四年(民國十三年)一月二十八日第一次全國代表大會を通過後公表された舊黨則に對し一九二九年(民國十八年)三月二十七日第三次全國代表大會に於いて修正を加へたものである。いまその全文を左に譯出する。

中國國民黨總章

中國國民黨全國代表大會は三民主義の實現と五權憲法の創立を促進せんがため特に中國國民黨總章を左の如く制定す。

第一章 黨員

第一條本黨の黨綱を接受して本黨の決議を實行し本黨の紀律を遵守し本黨の義務を履行するた  
め入黨を望むものはその性別を問はず許可を経て本黨の黨員たることを得。第二條本黨の黨員は  
黨員及び豫備黨員の二種に分つ(甲)滿二十歳以上にして曾て本黨豫備黨員たり一年以上黨の訓練  
を受けたるものは區分部より區執行委員會に申請して試験に合格したる後縣市執行委員會の審査  
及び省執行委員會の認可を経て黨員となることを得(乙)年齢十六歳以上にして本黨員二名以上の  
紹介あり入黨志願書を呈出したる上區分部黨員大會の可決後區執行委員會の査定及び縣市執行委

員會の認可を経て豫備黨員たることを得。第三條黨員は發言權、表決權、選舉權及び被選舉權を  
有し豫備黨員は發言權のみを有す。第四條本黨々員は所屬黨部より黨員證書を領取すべく證書は  
中央執行委員會に於いてこれを制定す。第五條黨員の住所移動したる場合は即時原住地方の區分  
部に報告すべし(以下略)

第二章 黨部組織

第六條一個地方の黨部は其範圍を包括して上級機關をなし該地方一部分の黨部は其範圍を包括  
して下級機關をなす。第七條各黨部は全國代表大會、地方代表大會、地方黨員大會を以て各該黨  
部の高級機關をなす。第八條地方黨員大會、地方代表大會及び全國代表大會は各執行委員を選出  
して執行委員會を組織し黨務を執行す。第九條本黨々部の組織系統を下の如く定む(甲)全國 全  
國代表大會 中央執行委員會(乙)全省 全省代表大會 全省執行委員會(丙)全縣 全縣代表大會  
全縣執行委員會(丁)全區 全區黨員大會或は代表大會 全區執行委員會(戊)區分部 區分部黨  
員大會 區分部執行委員會(區分部を本黨の基本組織をなす)。第十條本黨の權力機關を下記の  
如く定む(甲)全國代表大會但し閉會期間中は中央執行委員會(乙)全省代表大會但し閉會期間中は  
全省執行委員會(丙)全縣代表大會但し閉會期間中は全縣執行委員會(丁)全區黨員大會或は代表

大會但し閉會期間中は全區執行委員會(戊)區分部黨員大會但し閉會期間中は區分部執行委員會。尙各權力機關は上級機關の命令を受け及びその決議を執行すべし但し執行上困難の場合は意見書を以て陳述する事を得若し上級機關が再度その執行を命令したる時は即時服従すべし。第十一條中央執行委員會は各部を分設する事を得本黨の通常或は非常黨務の執行は各部に於いて中央執行委員會の管理を受くるものこす各部の職務及び組織法は中央執行委員會よりこれを決定す省以下各黨部の内部組織は中央執行委員會よりこれを決定す。第十二條各下級黨部の執行委員會は凡て上級黨部執行委員會の管轄を受く。第十三條各下級黨部の成立は上級黨部の批准を經べし。第十四條本黨は公開不能又は半公開地方に於いてその必要に迫られたる時黨團を組織するこを得その組織法は中央執行委員會よりこれを定む。

### 第三章 特別地方黨部組織

第十五條未改省の行政區域(蒙古及び西藏の如く)に於ける黨部の組織は各省に於ける場合と同じ。第十六條特別市黨部の組織も亦省黨部と同じく直接最高黨部の指揮監督を受く。第十七條重要市鎮黨部の組織は縣黨部と同じく直接省黨部の指揮監督を受く。第十八條重要市鎮黨部の設置は各該省黨部よりその計劃を具申し中央執行委員會の許可を經て設立するこを得。第十九條國

外黨部の組織は總支部は省に於いて支部は縣に於いて分部は區に於いて分部以下は區分部に於いてそれごとくこれを設く。

### 第四章 總理

第二十條本黨は三民主義五權憲法創行の孫先生を以て總理となす。第二十一條黨員は總理の指導により主義の進行に努力すべし。第二十二條總理は全國代表大會の主席となる。第二十三條總理は中央執行委員會の主席となる。第二十四條總理は全國代表大會の議決に對しこれを再議せしむるの權を有す。第二十五條總理は中央執行委員會の議決に對し最後の決定權を有す。

註——總理は一九二五年(民國十四年)三月十二日逝去したが一九二六年(民國十五年)一月第二次全國代表大會に於いて總理の遺囑を受け接いでその實行に努力するこを決議したため特にこの章を保存して永久にこれを紀念するこをいたしましたのである。

### 第五章 最高黨部

第二十六條本黨の最高權力機關を全國代表大會となし二年毎に一回例會を開く但し中央執行委員會に於いて必要を認めたるこき又は省黨部及び半数以上の省黨部の請求したる時臨時全國代表大會を召集するこを得中央執行委員會が熄むを得ざる事故に遭遇したる時全國代表大會常會の

召集に對し延期通告をなすことを得但し一年を超過することを得ず。第二十七條全國代表大會は常會開會の期日及び重要議題を三個月以前各黨員に通告すべし。第二十八條全國代表大會の組織法代表選舉法及び各地方派遣代表の人員數は中央執行委員會よりこれを規定することを得。第二十九條全國代表大會の職權を下の如く定む(甲)中央執行委員會及び中央各部の報告の接納及び採行(乙)黨の政綱及び章程の改修(丙)時事問題に對する政策及び政畧の決定(丁)中央執行委員候補執行委員と監察委員候補監察委員の選舉。第三十條中央執行委員及び監察委員の人員は全國代表大會よりこれを決定す。第三十一條中央執行委員席の缺けたる時は候補執行委員より之を補充す。第三十二條中央執行委員會の職權を左の如く定む(甲)外部に對する本黨の代表(乙)全國代表大會の決議執行(丙)各地黨部の組織及び指揮(丁)本黨の中央機關各部組織(戊)本黨黨費及財政の支配。第三十三條中央執行委員會は中央監察委員會の決議を執行する義務を有す但し必要を認めたる時は再議を請求することを得るも一回に限る。第三十四條中央執行委員全體會議は少くとも一年毎に一回開會し候補執行委員も亦會議に列席することを得執行委員缺席せる時は列席せる候補執行委員よりこれを補充し會議中臨時に表決權を發言權を附與す但し表決權を附與さるゝ候補執行委員は出席執行委員數の三分の一を超過することを得ず。第三十五條中央執行委員は常務委員

五名乃至九名を互選し常務委員會を組織の上中央執行委員會全體會議閉會期間中その職務を執行し中央執行委員會に對しその責任を負ふものとす。第三十六條中央執行委員會は必要に應じ特種委員會を設置することを得。第三十七條全國代表大會中央執行委員會全體會議及び常務委員會はすべて本黨中央政府所在地に於いてこれを舉行す。第三十八條中央執行委員會は毎月一回その工作概況を各省執行委員會及び其他直轄黨部に通告すべし。第三十九條中央執行委員會は中央執行委員候補中央執行委員を各地に特派して黨部の黨務執行を指導せしむることを得。第四十條中央監察委員會の職權を下の如く定む(甲)本黨の紀律に準據して各級黨部或は黨員の紀律違背處分を決定す(乙)中央執行委員會の財政收支監査(丙)黨務の進行情形審査及び下級黨部の財政に黨務の審査(丁)中央政府の施政方針及び政績が本黨の政綱或は政策に準據せり否やの監査。第四十一條中央監察委員は常務委員五名を互選し中央執行委員會所在地に於いて職務を執行すべく少くとも半年毎に全體會議一回を開き候補監察委員も亦會議に列席することを得但し監察委員缺席したる時は列席せる候補監察委員中よりこれを補充し會議中臨時に表決權を發言權を附與す候補監察委員の表決權は出席監察委員數の三分の一を超過することを得ず。中央監察委員會は中央監察委員候補監察委員を各地に特派してその職務を執行せしむることを得。

## 第六章 省黨部

第四十二條全省代表大會は毎年一回舉行し左記の一に該當するときは臨時全省代表大會を召集するこゝを得(甲)中央執行委員會の訓令による(乙)省執行委員會に於いて必要ありと認めたる時(丙)半数以上の縣執行委員會が必要ありと認めたる時。第四十三條全省代表大會組織法及びその代表選舉の方法は人員は省執行委員會より擬定したる後中央執行委員會に申請してその認可を受くべし。第四十四條全省代表大會の職權を下の如く定む(甲)省執行委員會及び本黨省機關各部の報告接納及び採行(乙)本省黨務の進行方策決定(丙)省執行委員候補執行委員及び監察委員候補監察委員の選舉。第四十五條省執行委員會の職權を下の如く定む(甲)上級黨部の命令及び全省代表大會の決議執行(乙)全省各地方黨部の設立及び其の活動指揮(丙)省黨務機關各部の組織(丁)黨費及び財政の支配。第四十六條省執行委員會は毎月一回其工作情形を中央執行委員會に報告すべし。第四十七條省執行委員會は少くとも一週一回開會し候補執行委員も亦會議に列席するこゝを得執行委員缺席したる時列席中の候補執行委員よりこれを補充し會議中臨時表決權並びに發言權を附與す但し候補執行委員の表決權は出席執行委員數の三分の一を超過するこゝを得ず。第四十八條省執行委員會は常務委員一名乃至三名を選舉し日常の黨務を執行せしむ。第四十九條省執

行委員に缺員を生じたる際は候補執行委員より之を補充す。第五十條省監察委員會の職權(省略)

第七章 縣黨部(大體省黨部に大差なきため省略)

第八章 區黨部(同前省略)

第九章 區分部

第六十八條區分部を本黨の基本組織としその人員數を最少五名とするも二十名を超過するこゝを得ず。第六十九條區分部黨員大會は少くとも二週間毎に一回これを開會しその職權を下の如く定む(甲)區分部執行委員會の報告接納及び採行(乙)本區分部黨務進行の方策決定(丙)本黨の主義及び政綱の研究及び黨務政治問題の討論(丁)本區分部執行委員及び候補執行委員の選舉。第七十條區分部は執行委員三名を選舉すべし(以下省略)。

第十章 任期

第七十五條代表は會期終了の時その任務も亦終るものとする但し代表せる黨部に對し大會の經過及び結果を報告すべし。第七十六條中央執行委員及び監察委員の任期を二年とする省縣執行委員監察委員及び區執行委員監察委員の任期を一年とし區分部執行委員の任期はこれを六個月とす。

第七十七條各省各縣の執行委員監察委員數は中央執行委員會よりこれを規定す。第七十八條各

級黨部執行監察委員はその他黨部の執行委員監察委員を兼任することを得ず但し中央執行委員中央監察委員は各該委員會の許可を経てその他黨部の執行委員監察委員候補執行委員及び候補監察委員を兼任することを得。

### 第十一章 紀律

第七十九條黨員はすべて下記各項の紀律を恪守すべし(一)黨章の遵守及び黨義に服従(二)黨内の各問題には自由に討論することを得るも一度決議を経たる後は絶體これに服従すべきこと(三)黨の秘密嚴守(四)黨外に對し黨員及び黨部を攻撃することを得ず。第八十條前條所列の紀律を違背したるものは左の各條によりこれを處分す(一)警告(二)一定の期間内黨員たるの權利を停止す(三)短期間の黨籍廢除(四)永遠の黨籍廢除。第八十一條個人黨員或は地方全體黨員にして被告たり或は彈劾されたる時所屬黨部監察委員或は監察委員會より詳細に審査したる後その處分を議定し該級執行委員會に交附してこれを執行せしむ(以下省略)。

### 第十二章 經費

第八十二條本黨の經費は黨員所納の黨費その他の收入を以てこれに充つ。第八十三條黨費は一ヶ月一人銀二角を徴收す(以下省略)。第八十四條黨員にして許可なく黨費の未納入三個月に

亘るときは黨員として享受すべき權利を暫時停止す。

附則

第八十五條本總章解釋の權は本黨最高權力機關に屬す。第八十六條本總章は全國代表大會議決の日より効力を發生す。

### (三)國民黨の歴史

中國國民黨は日露戰後一八九四年(光緒二十年)興中會といふ秘密結社が孫文の主唱によつて創設せられたのに始まり、爾後現在に至るまで四十年の古い歴史をもつてゐる。その間幾多の曲折を経て今日に及んだのであるが、世間ではその沿革を「興中會時代」「同盟會時代」「國民黨時代」「中華革命黨時代」「中國國民黨時代」の五期に區分しながらこれを敘述してゐるから本項も亦大體それに準據することにした。

#### (A)興中會時代

一八九四年(光緒二十年)興中會といふ秘密結社が孫文を中心として組織せられた。一九〇五年(光

緒卅一年)孫文が歐洲旅行の途に上る前北京で第一次大會を開いたが來會者約三十名。次いで伯林で第二次大會を開いた際は出席者約二十餘名に過ぎなかつた。爾來支那内地の「三合會」「哥老會」などの結社に所屬する會員が加はつて、漸次その勢力を膨脹するに至つたのである。その間前後二回の動亂を惹き起した。一つは廣東事變であり一つは「惠州事件」であつた。「廣東事變」は日露戰爭直後一年、孫文が廣東を根據地として清朝轉覆の陰謀を起したのである——お定りの如くこゝ露はれて破れた——。「惠州事件」は「義和團事變」に際して、孫文が香港から廣東に出で急遽事を擧げやうとしたのであつたがこれも亦失敗に終つた——。

かうして孫文は一八九六年(光緒二十二年)米國を経て英國へ逃れた。孫文が倫敦の支那公使館に監禁されたのは當時の事實であつた。

#### (B) 同盟會時代

一九〇五年(光緒三十一年)の夏、孫文が米國から日本に赴いた時、偶々當時日本に亡命してゐた黃興、宋教仁等と結んで、黃興等の率ふる「革命會」と、章太炎、蔡元培等の「光復會」などを併せて「九三なし」同盟會といふのが生れたのであつた。

東京の富士見樓で發會式を擧げ、孫文を總理に、黃興を協理に、それぞれ推選して中華民國の名稱を規定し同時に政綱として左の如く

- (一) 清政府を仆す
- (二) 共和團體の建設
- (三) 世界平和の維持
- (四) 土地國有の主張
- (五) 日支兩國民の聯合
- (六) 各國に對して支那革新の贊助を要求する

なごの六條を決定した。この間(一)萍醴事件(一九〇六年光緒三十二年發生)(二)潮惠事件(一九〇七年光緒三十三年發生)(三)欽廉事件(一九〇七年光緒三十三年發生)四)鎮南關事件(一九〇七年光緒三十三年孫文及び黃興が鎮南關で兵を擧げたがすぐ破れた)。(五)第二回欽廉事件(一九〇七年光緒三十三年黃興が兵を擧げたがこれ破れた)(六)河口事件(一九〇八年光緒三十四年發生)(七)廣州事件(一九一〇年宣統二年發生)(八)黃花岡事件(黃興胡漢民朱執信等一九一一年宣統三年三月二十九日黃花岡で兵を起したが結局破れて黃興重傷を受けた)なごの諸事變が繰り返へされたので

あつた。就中武昌事變（天下を震動せしめた第一革命戦であつて一九一一年宣統三年八月二十九日張振武、孫武、黎元洪等の兵を起したのに始まる。偶々四川、湖南、湖北、廣東の省民が川粵漢鐵道を國有にしたのに激昂しつゝ熱烈に反對の氣勢を擧げたのを動機に武昌を中心としてその勢力を加へ黎元洪が都督となりこれを統率しながら全國の響應に相俟つて各省の獨立運動が具體化され遂に清帝の退位を見るまでに至つた）の勃發に、その成功によりこゝに始めて中華民國が生れたのであつた。かうして革命軍が武漢を占領後、辛亥九月二十五日第一次會議を開き一九一一年（宣統三年）九月三十日武昌に中華民國中央軍政府を組織して臨時政府組織大綱二十一ヶ條を制定し、その間江蘇、浙江、上海の聯合軍が南京を占領後、形勢を變じたため臨時政府を南京に改設した上、黃興を大元帥に、黎元洪を副元帥に推した。十一月二十三日各省の代表が南京に集り十二月十日臨時大總統選舉會を開いて孫文を大總統に推選したのであつた。雖も、孫文は意志の貫徹しないため間もなく辭職し、袁世凱が大總統に當選して參議院と臨時政府を北京に改設した。

如上の経過を辿りながら中華民國が成立した時秘密結社同盟會は、初めて公開の政黨となり同時に左の如く政綱九ヶ條を改修したのである。

(一)行政統一の完成(二)地方自治の促進(三)種族同化の實行(四)義務教育の普及(五)男女同權の主張(六)徵兵制度の厲行(七)財政整理と税制の制定(八)國際平等の力謀(九)國內移民と開墾

### (C)國民黨時代

中華民國の成立後國內に政黨の勃興を見るに至つたため、同盟會會員宋教仁等が小黨の併合を計劃しながら統一會、共和黨、國民共進會、共和實進會、國民公黨、等の五政黨を併せて國民黨を組織し一九一二年（民國元年）八月二十五發會式を舉行して孫文等、九名を理事に、閻錫山、張繼等三十名を參議に、胡漢民、申紹儀等十名を候補參議にそれ／＼選舉した上、從來の政綱から國家社會主義、土地國有、男女平等權等の主張を削つて、結局次の如き新政綱五ヶ條を發表し

(一)政治の統一促進(二)地方自治の發展(三)種族同化の實行(四)民生政策の加味(五)國際和平の維持。

同時に大體左の内容の宣言を公表したのである。

(一)單一國制の主張(二)責任內閣制の主張(大總統が責任を負はない)(三)省行政官は民選制により委任制に進む(四)省自治團體の主張(五)國務總理を衆議員から推選する(六)産業開發の方法



(七)民政整理の方法(八)國有交通業の主張(九)教育の振興(十)司法の統一。

かうして國民黨が益々その勢力を得ながら遂に參議院、衆議院の兩院に於ける議員數三百九十二名を占むる程になつた。そこで袁世凱に取つては國民黨の勢力が目の上の「コブ」になるに至つたのである。自然國民黨の切り崩しが盛んに行はれ、黨員の買収やら、首領連の暗殺なき國民黨の受難時代に這入つたのであつた。宋教仁が上海で暗殺せられ、江蘇都督李烈鈞、廣東都督胡漢民、安徽都督柏文蔚等の免職から、遂に國民黨の袁世凱に對する討伐が聲明せられ、李烈鈞の湖口に於ける舉兵と獨立の宣布、安徽、廣東、福建、湖南の各省、重慶、上海なきの響應、黃興等の南京占領なき、所謂第二革命戰の勃發を見たのである。

しかしながら第二革命戰は財力と兵力との不足から國民黨の敗北に歸したと共に、袁世凱は内亂を醸成したといふ名目によつて、武力で國民黨の解散を命じ、國民黨員の國會議員を取消したのであつた。

こゝに於いて支那は全く袁世凱の獨り舞台になつたのであるが、一九一五年(民國四年)袁世凱が籌安會を設けて帝制に復歸しやうとし(日本との二十一ヶ條の條約を締結したのもこの時である)た

等、その間絶えず暗中飛躍を試みつゝあつた國民黨系を主とする討袁運動が漸次表面化して、先づ李烈鈞の江西に於ける舉兵に次いで、民覺生が山東に、朱執信が廣東に、黃克強、程潛らが湖南に、于右任が陝西に、それら討袁の兵を起した。時偶々、袁世凱が國民代表大會から推されて一九一五年(民國四年)十二月十一日帝稱を發表するに至つたのを機會として、同月二十五日雲南に護國軍が出現して獨立を宣布し、翌年三月廣西の陸榮廷も亦獨立宣言を發し、同時に浙江、陝西、四川湖北、上海、山東なきが相響應して一致討袁軍を起し、遂に袁世凱の辭職になつた。かうして袁世凱は六月六日北京の新華宮で斃死したのである。

一九一六年(民國五年)六月討袁の成功と共に、黎元洪が大總統になり、國會の恢復後當時國會議員中國國民黨に屬した議員は張繼等の幹旅で結合した上憲法商權會を組織したため、國民黨系の議員が國會の議席四百を占むるに至つたのである。

こはいへその内部が極めて複雑化したことを免れない。自然國民黨中に急進穩健の二派が生じ、それからそれへ分裂するの熄むなきに至つた。

一九一七年(民國六年)五月段祺瑞内閣が對獨戰問題の國會不通過によつて、黎元洪が國會を解散したため國會は廣州に遷るべく餘儀なくされた。

當時の國會議員は、前述の如く國民黨員によつて多數を占めてゐたのであるが、その内部には、(一)政學會國民黨中の穩健派(二)益友社(國民黨中の温和派)(三)新新俱樂部(四)民友社(國民黨中の急進派であつて孫文がその中心人物であつた)なきの四系統に分れてゐた。

一九一七年(民國六年)七月一日張勳の復辟運動發生した結果、大總統黎元洪が辭職して馮國璋がこれに代つた。かうした経緯のため孫文は七月二十一日國會議員を率ひて廣東に移り、護法運動を起し事實上廣東政府を樹立したのであつた。

國會が廣東に移つて以來、七月二十五日非常會議を開いて(國會議員が法定數に達しないため)軍政府を組織し、孫文が海陸軍大元帥となり護法を主張して來た。雖も政學會系(廣西系)の主張が護法の精神と相反するため辭職して上海に逃れた。

その間廣東の軍政府では陳炯明の廣西討伐や、魏邦平、李福林等の響應なきによつて一九二二年(民國十年)四月七日非常國會を開いた上、中華民國組織大綱を決議した後、再び孫文を大總統に推選したのであるが、又陸榮廷が北京政府の意を受けて攪亂運動を起したなき幾多の混亂時代を経過したのであつた。

次いで一九二二年(民國十一年)八月十一日北京では馮國璋の辭職と共に黎元洪の復職を見、國會

の恢復と同時に、南京議員が北京に移つた。雖も、その後、時の内閣總理曹錕の議員買収が行はれ、舊國民黨は完全にその分裂を來したのであつた。

#### (D)中華革命黨時代

前項に略述した如く同盟會が國民黨と改稱するに至つたのは一種の政略的結合(政權を目標とした)に過ぎぬのであつて、自然その内部分裂を免れなかつた結果、國民黨改造の必要上孫文は別に「中華革命黨」(一九一三年民國二年日本で組織された)を創設した。中華革命黨は民生の實行を主旨として、專制政治を除去し完全に民國を建設しやうとするのが目的であり、その順序を軍政、訓政、憲政の三期に區分してゐた。

前述の如く國民黨は頗る複雑な経過のものに結局分裂したのに反し、一方國民黨の正當派もいふべき「中華革命黨」は順調に發達して現在の「中國國民黨」にまで進化したのである。

#### (E)中國國民黨時代

「中華革命黨」は事實上一九一七年(民國六年)中國國民黨と改稱せられてゐたのであるが、一九二

三年(民國十二年)一月一日次の如く組織改造に対する宣言を發表したこゝによつて、公式にその名稱が改められた。中國の二字を冠したのは民國元年に創設された國民黨の區別を明らかにするたためであつた。

#### 中國國民黨の改組宣言大要

吾黨の組織は革命同盟會より中國國民黨に至り秘密結社からこゝに公開の政黨となつたのである。その歴史上の經過二十年に及ぶ。その間辛亥三月の廣州事變、同年十月の武漢戦争から癸丑の倒袁戰、丙辰の護法諸戰に衝つて主義のために生命を殞したるもの算を知らなかつた。その間專制一方の朝廷に、軍閥の横行、政客の流毒、黨人の賣節、議員の賣身等數ふるに暇がない(中略)中國の今日は政治修め得ず經濟破産して瓦解の徵候さへある(中略)。吾黨こゝに見るこゝろありその組織を改造した上先づ總理より九名の委員を選出しつゝ臨時中央執行委員會を組織し海内外全黨の代表會議を召集して、黨綱規則を草定しその主義の鮮明に努めんとする云々(下略)(一九二三年民國十二年十一月)。

#### (F) 赤露との結合

これよりさき、歐州大戰の末期に於ける赤露を中心とする共產革命の成功は、孫文に大きな刺激を與へたのこゝ、時恰も前述のやうな經過により國民黨員に眞剣味を缺くこゝろあつたなき、漸次孫文對赤露共產黨との關係を接近せしむる機會を作りながら、蒋介石を赤露に派遣したり、一九二二年(民國十一年)廖仲愷を日本に特派して、當時渡日中であつた赤露の極東代表ヨッフエミ接洽せしめたり、こゝに「レニン」に孫文、「ソビエツト」に中國國民黨が、結びつけらるゝに至つたのである。爾來赤露から武器や、軍器の供給は勿論いろいろな顧問の派遣を受け、怪傑ボロジン顧問が廣東へ乗りこんで來たのであつた。

こんな關係から中國國民黨は中國共產黨を抱容するに至つた。——支那には中國共產黨といふのこゝ、共產主義青年團といふのがあつて一九二二年(民國十一年)成立したのであるが何れも「ソビエツトロシア」の「第三インター」の指揮を受けて直接行動をこゝとしてゐた——。その團體が一九二四年(民國十三年)一月中國國民黨第一次全國代表大會を機會として國民黨のなかへ割り込んで來たのである。これを中國國民黨の「容共政策」といふ。

曩に赤露へ派遣された蒋介石が歸國するに、間もなく廣州の黄埔に軍官學校を設置して、廖仲愷が軍官學校の黨代表に、汪精衛、胡漢民が政治教育を擔任し、赤露顧問ガロン將軍が軍事教官として一九二四年(民國十三年)六月十六日その開校式を擧げた。

(G)孫文の死とその死後

一九二四年(民國十三年)曹錕の議員買収事件があつてから、全國に反北京政府熱が昂まつたのであるが、その間絶へず虎視眈々北京を狙つてゐた奉天の張作霖が、浙江の盧永祥と結んで反北京政府の第一聲を擧げたため、自然志を同じくする孫文も亦それに參加し、こゝに奉天、浙江、廣東の三角同盟が成立して、一九二四年(民國十三年)九月例の奉直戰爭から直浙戰爭が勃發した(北京政府は直隸派によつて支持されてゐたのである)。同時に中國國民黨も亦北伐軍を組織したのであつたがそれは唯その名のみに過ぎぬ北伐軍であつた(孫文の北伐は民國十一年廣東から北伐宣言を發表して以來革命軍の北上が結局新聞の電報欄を賑はすだけに終つたのである)。即ち譚延闓を總司令として江西方面へ進まうとしたが偶々盧永祥は福建から起つた孫傳芳軍に破られ張作霖も亦戦利あらずといつた状態であつた等、折柄孫文の指金で馮玉祥が寢返りを打つて北京に「クーデター」を斷行し

た結果、十二月二十二日馮玉祥の入京となり、胡景翼、孫岳等が中華民國國民軍を組織して全國に和平の通電を出したなき、張作霖、吳佩孚等も亦聯合の上、遂に曹錕が國務總理として迎へられ、更に張作霖等が段祺瑞を臨時執政に祭り上げた後、馮、張等の電報により孫文の上京といふ段取りになり、孫文は上海から日本を経て天津に赴いたのであつたが、十二月三十一日病を得て入院、一九二五年(民國十四年)三月十二日「遺囑」を汪精衛に手渡しながら北京で客死した。

(H)西山會議

第一次中央執行委員のうち、その最穩健派は中國國民黨が共產黨を包含したこゝに對し、事毎に反對してゐたが、孫文の死後遂に北京西山の孫文の靈前に會合した上(一九二五年民國十四年十一月二十三日)國民黨内に於ける共產黨員の排斥、政治委員の取消、「ボロチン」の顧問解任、李大釗、譚平山、于樹德、毛澤、東翟、秋日等の黨籍削除を決議した。雖も、廣東方面の黨員からは西山會議が法定人員に達しないといふ理由によりその決議を否認された。その結果戴天仇等が上海で中國國民黨中央執行委員會を組織したのであるが、結局第二次全國代表大會の際この種の最穩健分子は何れも黨の紀律を素すものとして黨籍を除かれた。これが問題の西山會議であり、この時の會合者

を指して西山會議派と呼んでゐた。

孫文の没後北京政府の混亂が財政的に多益々その極に達したのは衆知の通りである。

斯くの如き経緯を経て、中國國民黨は一九二六年(民國十五年)一月廣州で第二次全國代表大會を開いた。そして正式に孫文の遺囑を受け取つたのである。

爾後中國國民黨の活動は専ら國民革命軍の北伐に移つたのであつた。

### (三)國民革命軍とその北伐

#### (A)國民革命軍

共產黨の抱容、「ソビエットロシア」の結合後の中國國民黨軍政府は、資金と軍器との關係から漸次その勢力の増大を加へた。

かうして廣州商團を解散したため、英國系の陳廉の實力が消滅し、次いで陳炯明の反軍政府軍を驅逐するなご廣東全省が全く平定したのである。

これらの諸戦に於いて最も活躍したのは、黄埔軍官學校の卒業生であつた。

この間の消息をもつて詳述するに、曩に孫文の北上後、胡漢民が代理大元帥としてその留守を預つてゐた際、陳炯明が林虎、方本仁等と聯合の上廣州を進攻した。この時許崇智、蒋介石等が軍官學校の卒業生四千餘名を統率して東江を攻め、陳軍を福建に潰走せしめ、唐繼堯等が又廣東政府推倒の軍を起して敗れ、その後陳炯明が更に東江を占領したがこれも亦敗れたなご、ごつた返へしてゐたとき、偶々廣西系の李宗仁、黃紹雄、白崇禧等の國民黨入りによつて、一九二六年(民國十五年)廣東省が全く平定したのである。

こゝで國民革命軍が組織せられて蒋介石が國民革命軍總司令に任命せられた。それを機會に軍官學校の卒業生を在來の軍隊に配置して幹部とし、七月九日蒋介石の就任と同時に正式に國民革命軍が生れたのであつた。

#### (B)國民革命軍の北伐

蒋介石が國民革命軍總司令に就任する之間もなく陳銘樞の第四軍、李宗仁の第七軍を、湖南に先發せしめて唐生智軍を援助しながら葉開鑫軍を撃退し、一九二六年(民國十五年)七月二十六日蒋介石

石自ら廣州を出發しつゝ湖南に向つた。これが北伐軍の首途である。

前述のやうに孫文時代の北伐といふお題目は唯聲ばかりであつたが、今度は正式に乗り出したのであつた。——しかし當時世間ではそれが現在のやうな成果を收め得うかは誰も夢想だにしなかつた。こいふのは當時の北方には武漢に吳佩孚の勢力があり、下流には孫傳芳の五省聯盟が控へてゐた。即ち國民革命軍の北伐には吳佩孚の大きな勢力を江蘇、浙江、安徽、江西、福建に於ける孫傳芳を盟主とする五省聯盟と、當の湖南には趙恒惕(湖南軍總司令)が政權を握りその部下に賀耀組、葉開鑫、唐生智、劉鏞の四師團長が、がんばつてゐたからである——。だが絶へず内訌と紛糾を續けてゐた折柄、偶々唐生智の反抗によつて一層混亂状態に陥つたため、自然國民革命軍をして湖南進攻に對する絶好の機會を與へたのであつた。

國民革命軍は八月十五日長沙を平定して三十一日武昌を陥れ、九月六日漢陽を占領、七日漢口に進み、さうして湖北の吳佩孚軍が省境まで退却して、湖南、湖北は完全に國民革命軍の手に歸したのであつた。

當時國民革命軍が北伐を叫びながら目指す當の敵といふのは、張作霖と吳佩孚との聯合兵力で

(張作霖は奉天から出て北京政府を乗取り大元帥に就任してゐた)これを北方派といふてゐた。(張作霖の下には直隸、山東に張宗昌の勢力があり吳佩孚は湖北、河南の西部に蟠居してゐた)そのほか南北何れもつかない孫傳芳(江蘇、浙江、福建、安徽、江西の五省聯盟の盟主として)の勢力が控へて居り、これに對し馮玉祥は赤賊といはれながら陝西、甘肅方面に國民革命軍の別働隊としてその覇をたゞへ、閻錫山は山西省に立て籠りつゝ例の「モンロー主義」を發揮してゐた。(閻錫山は舊同盟會系であるが北洋軍閥の血を惹いてゐたので純粹の中國國民黨系ではないといつて好い)。

湖南、湖北を平定後、蒋介石は又もや國民革命軍を率ひて江西を攻め十二月七日南昌を陥れた。この時國民革命軍の別働隊として東廻りの方面を擔當してゐた何應欽(國民革命軍東路軍といつた)が廣東から福建を衝き福建省を平定した。こゝで江西省を陥れた蒋介石の本軍と連絡して浙江省に進攻し一九二七年(民國十六年)一月浙江省を平定、江蘇省に侵襲、三月二十一日上海を占領した。

孫傳芳は江北に退いて國民革命軍は滬寧鐵道一帶に亘り山東軍と對峙するこゝになつた。

それから間もなく滬寧全線が革命軍の手に歸し南京を手に入れた頃、漢口方面の國民革命軍は武

勝關から奉天軍を黄河の北にまで撃退したのである。

南京方面の國民革命軍は張宗昌、孫傳芳の殘軍を追ふて徐州を占領し海州を陥れた。

かうして曩に陝西省から飛び出して河南に攻め入つた馮玉祥軍や、山西省から打つて出た閻錫山の各軍と聯合して北京を乗取り遂に北伐を完結したのである。

x

x

國民革命軍の北伐が意想外にその成功を早めたのは、中國國民黨の共產黨抱容以來、先づ軍隊に政治教育を施した結果、軍隊の團結力を鞏固にしたのミ、農民、労働者なきの大衆に對し「階級闘争」の理論を迅速のうちに吹き込むミが出来たため、所謂被壓迫者として民衆のけつ起を促すに至つたからである。これを換言するミ國際的帝國主義の壓迫から逃れやうとして軍閥資産家を共同の敵としつつ、階級闘争に對するの理論を極めて巧妙に實行せしむるミが出来たからだ。即ち中國國民黨は農工大衆を基礎としてその北伐を完成し得たのであるといつて差支がない。

### (3) 國民黨——國民政府の卷

#### (一) 國民政府が生れてから

##### (A) 廣東時代の國民政府

共產黨を抱容した中國國民黨は、當時世間から非難されてゐたやうに、頭が「ボロジン」で、胴體が「ソビエトロシア」で、尻尾が中國國民黨であるに過ぎなかつた關係上、その行動がだん／＼共產黨化して來た。一時南支一帯が眞つ赤になつたさへ心配されたのである。上海で勃發した五卅事件や、廣東で起きた沙面事件や、その他大小幾多の露骨な排外行動がそれである。

前項に畧述した通り中國國民黨は軍政府を捨て、一九二五年(民國十四年)七月一日廣東に於いて建國大綱に基く國民政府が樹立され、汪精衛、譚延闓、胡漢民、張人傑等十六名を國民政府委員に任命した。これが最初の國民政府なのである。

##### 國民政府建國大綱

一、國民政府は革命の三民主義五權憲法を本として中華民國を建設す。二、建設の首要は民生に

あり故に全國人民の衣食住行の四大需要に對して政府は人民と協力し乍ら農業の發展を共謀し以て民食を足らしめ織造の發展を共謀しつつ民衣を裕にし大計劃の各式屋舎を建設して民居を樂にし道路運河を修治して民行に利す。三、それに次ぐを民權となし人民の政治智識能力に對し政府はこれを訓導しつゝその選舉權、罷免權、並びにその創制權及び複決權を行使せしむ。四、その三を民族となし國內の弱小民族に對し政府はこれを扶助してよく自治を自決せしめ國外の侵畧強權に對しては政府がこれに抵禦し同時に各國との條約を改修して國際的の平等を恢復し國家の獨立を期す。五、建設の順序を軍政時期訓政時期憲政時期の三期に分つ。六、軍政時期に於いては一切の制度を悉く軍政の下に隸屬せしめ、政府は一面兵を用ひて國內の障礙を掃除し一面主義を宣傳して全國の人心を開化し國家の統一を促進す。七、すべての省が完全に平定したるべきを以て訓政開始の時となし軍政を停止す。八、訓政時期に於いては政府は訓練試験に合格せる人員を各縣に派遣し自治の創設準備を助けしむ。その程度は全縣人口調査の終了と全縣に於ける土地測量の完結及び全縣警衛辦理の整備、四境縱横の道路修築竣成したる後その人民が四權使用の訓練を受けたる時國民の任務を終へたるものとす。完全なる自治縣は縣官を選舉し一縣の政事を執行せしむることを得るは勿論議員を選舉して一縣の法律をも制定することを得。九、完全自治の縣は

その縣民が直接に官員選舉の權を有し直接法律を創制し又は直接法律を複決する權をも有す。十、各縣に於いて自治開創の時は先づ全縣に於ける私有土地の價格を規定すべし。その方法は地主の申告に俟ち地方政府は地價に照らして徵稅すべし右申告の地價が今後若し政治の改良社會の進歩によりその昂騰を來したる際によつて生ずる利益は全縣人民の「共享」となし原持主これを私するを得ず。十一、土地の歳收、地價の増益、公地の生産、山林川澤の益、礦産水力の利、みな地方政府の所有となし地方人民の事業經營に使用し及び育幼養老濟貧救災醫病その他公共に關する種々の經費に充つ。十二、各縣の天然富源及び大規模の工商事業は該縣の資力がこれを開發經營すること不可能の場合外資によりて經營すべく中央政府よりこれを協助しその所獲の純利は中央と地方政府に於いて各その半額を占む。十三、各縣の中央政府に對する負擔は各縣の歳收百分の幾何を以て中央の歳費となし毎年國民代表よりこれを定む但しその限度は最少百分の十以上最多百分の五十以内とす。十四、各縣に地方自治政府成立の後國民代表一名を選出することを得以て代表會を組織し中央の政事に參與せしむ。十五、選出及び任命官吏は中央と地方とを論ぜず中央の考試銓定を経たる資格者たるべし。十六、凡て一省に於ける全縣が皆完全自治に達したるべきを以て憲政開始の時期となし國民代表會は省長を選舉して該省の自治を監督せしむることを得但し該省内



の國家行政に對して省長は中央の指揮を受くべし。十七、この時期に於ける中央の省の權限は均しく均權制度を採り凡て全國一致の性質を帯びる事務はこれを中央に於いて掌理し地制なきの關係上地方に移すべきものはこれを地方に歸劃し中央集權又は地方分權に偏せず。十九、憲政開始の時中央政府は五院の設立を完成して五權による「治」を試行すその順序左の如し(一)行政院(二)立法院(三)内政部(四)考試院(五)監察院。二十、行政院には左の各部を整設す(一)内政部(二)外交部(三)軍政部(四)財政部(五)農礦部(六)工商部(七)教育部(八)交通部。二十一、憲法未頒布以前は各院長に於いてこれを總統し任免督卒す。二十二、憲法の草案は建國大綱及び訓政憲政兩時期の成績により立法院に於いてこれを議訂し隨時民衆に宣傳し準備期を経たる後施行す。二十三、全國過半数の省が憲政開始の時期に到達したる時即ち全省の地方自治が完全に成立したる時は國民大會を開き憲法を決定しこれを頒布す。二十四、憲法頒布の後中央統治權は國民大會に歸しこれを行使す即ち國民大會は中央政府委員に對しその選舉權罷免權を有し中央の法律に對しては創制權複決權を有す。二十五、憲法頒布の日即ち憲政告成の時にして全國民は憲法により全國に大選擧を行ふ國民政府は選舉完畢後三個月を以て解散し民選の政府に政權を授けこゝに於いて建國の大功告成す。

### (B) 武漢政府

北伐軍の湖南、湖北平定後、國民政府は漢口に移されたのである。これを武漢政府といふ。こゝで「ボロジン」を繞る共產黨の連中が公然とその表面に現はれたのであつた。曩に叙述した通り武漢を平定した第一の功勞者は唐生智であるだけに當時唐軍が武漢に残つて、蒋介石直屬の國民革命軍だけが新たな敵孫傳芳と江西に對峙せねばならなかつた。そこで武漢の地盤を固めやうといふ野心のあつた唐生智と武漢に進出した國民政府——こいつてもボロジンを繞る共產黨の巨頭——の幹部とが比較的堅く結びつけらるゝに至つたのである。こんな結果から武漢政府は事實上前線への武器と軍資の供給を斷つた。

### (C) 南京政府

江西省を平定した蒋介石が南昌へ假政府を樹立せねばならなかつたのは這般の經緯による。こゝで武漢政府の聯露聯共政策に反對して反露反共政策を標榜したのであつた。こゝで國民政府は實際上二分せざるを得なくなつた。この關係は國民革命軍が福建、浙江へ進出した來た何應欽の東路軍

と連結して、浙江から江蘇及び安徽の一部を平定した際、さうく爆発した。即ち中央監察委員吳稚暉が共産黨の陰謀を摘發した結果、上海で中央監察委員會緊急會議を開いて廣東、廣西、浙江、福建、江蘇、安徽の各省に於ける「共産黨狩り」を斷行したのである。

と共に南昌の假政府を南京に移し、一九二七年(民國十六年)四月十八日南京國民政府を樹立したのであつた。

その結果國民政府は、武漢政府と南京政府とに分裂した。世間では武漢政府を共産黨政府と呼んでゐたのはこゝから胚胎したのである。

爾後武漢政府側では財政の行き詰り、復雜を極めた軍隊側のあつれきがあり(葉廷、賀龍等共産軍の反逆勃發後すぐ平定したなきその主なもの)かてて加へて財政の涸渇で進退漸く窮まりかけて來た上、共産政策に對する世間の非難が餘りに昂まつて來たし、長江下流との交通が杜絶して漸次維持難に陥つた等、さうく共産黨との絶縁を計劃して政治顧問ボロジン、軍事顧問ガロンを解雇したり、南京政府と同様「共産黨狩り」を決行したり、ほつく南京政府との接近傾向が顯著に

なりかけた際、馮玉祥が南京、武漢合併の意見を發表したのをきつかけに、愈々兩者接近の機會が熟した(これは當時南京政府側の中堅であつた廣西派が蔣介石を中心とする浙江派に對する反目の結果、廣西派と唐生智との握手によつて結局浙江派が政府部内にその勢力を失つたときである)。

當時蔣介石は徐州に居つて張宗昌軍、孫傳芳軍と對峙しつゝあつたが、戰爭は思ふやうにならず、一方武漢側では「蔣介石を仆せ」といふ聲を盛んにしてゐたなき、遂に下野を宣言して八月十二日本へ亡命した。

その間南京、武漢兩政府の連中が「寧漢滬特別委員會」を組織して兩政府の合併が纏まり、一九二七年(民國十六年)九月改めて武漢中央政府の南京遷都となつたのである。

### (二)南京に建都してから

#### (A)汪精衛の外遊と左派の没落

蔣介石の亡命後、孫傳芳軍は急にその勢力を盛り返へして又復揚子江を渡つた上、龍潭を占領し

た。國民革命軍は間もなくこれを撃退した。雖も、なか／＼侮り難き勢を見せてゐたのであつた。武漢政府が南京に遷都した跡、武漢には依然武漢政治分會といふのが置かれ、そこに汪精衛や顧孟餘や、陳公博といつた左派が集り、唐生智の軍事的勢力と結びながら、反共を標榜した中央政府に向つて隠然たる勢力を有しつゝ對抗してゐたのである。

かうして武漢對南京の空氣は到底相容れられさうにもなく、益々惡化して行くのみであつた。さう／＼兩者の關係が決裂した。十月十八日突如、南京政府の唐生智討伐令が發布されて、西征軍が急速度のうちに武漢を占領し、唐生智は辛うじて身を以て日本へ逃れたのであつた。

x

x

次いで廣東に共產黨の大暴動が起つた。一九二七年(民國十六年)十二月十一日廣州が共產派の手に歸してソビエツト政府が組織せらるゝに至り、殺人放火ありとあらゆる暴行を働いた。(これは赤露を背景とした共產黨の大陰謀であつた)がすぐ平定した。

これらの結果國民政府の「共產黨狩り」が一段峻烈を極めたのである。それは民衆の怨府となつてゐる共產黨を掃滅することは、民心收攬上刻下の急に迫られてゐたからでもある。共產黨狩りの場句、汪精衛一派の左派は驅逐された。(汪自身は佛國へ外遊すべく餘儀なき立場になつた)。

こんな経緯の際日本へ亡命中の蒋介石は、汪精衛等の左派と結んで再起しやうとする策動が行はれつゝあつた。ために廣西系では急いで汪一派の驅逐策をこつたのであることも解されてゐた。

#### (B) 蒋介石の復職

兎に角日本へ亡命した蒋介石は突然歸朝した。と同時に一九二八年(民國十七年)一月四日もこの國民革命軍總司令に復職した。それから北伐が極めて順調に進行したのである。五月一日濟南を占領した。五月十一日順徳から石家莊を、十二日德州を、五月卅日張家口、保定を、六月三日關外に逃けた張作霖が仆れ、六月五日南苑に、次いで長辛店から、蘆溝橋を経て、八日遂に北京を占領するに至つた。北京を北平と改稱し、直隸を河北に、奉天を遼寧とそれ／＼改め、更に東征にも成功して張宗昌等の亡命となり、十二月二十九日張學良、張作相、萬福麟等の三民主義遵守、國民政府への服従發表を、同日東三省に於ける青天白日旗の懸揚によつて、所謂北伐が完結したのだきは國民黨員の語るところである。

しかしそれは國民革命軍の力といふよりも殆どその大部分は革命軍と共同戦線に立つた馮玉祥軍の力によつたものである。

(C) 黨内の五派分立

蒋介石の亡命中に武漢(唐生智)を討伐したり、峻烈な共産黨狩りを断行して汪精衛を中心とする左派を驅逐したのは専ら廣西派の「指し金」(李宗仁、白崇禧、李濟琛等)であつて、一時廣西派が國民政府の中心であるかの如き觀を示しつゝあつた。雖も、蒋介石の復職後、廣西派は湖北、湖南、廣西、廣東を根城として所謂湖廣政策の地歩を固めるのに努力してゐた。そのために湖南では唐生智の殘軍との間に衝突が絶へなかつたのである(程潛を監禁したのなきはその實例である)。かうして「かた」が繰り返へされてゐたのであるが、取り敢へず兩湖善後會議を開いてさうにか表面上の「かた」をつけてしまつた。

この時から蒋介石の國民政府對、武漢を根據地として廣西、廣東に根を張つてゐた廣西派との反目が漸次深刻化されて行つたのである。だが一方國民黨にまつてはその共同の敵に當る北伐戰を戦ひつゝあつたため、南京側からも武漢側からも積極的に手出しする餘裕がなかつたのであつた。しかし廣西派は北伐の完結後、先づ李濟深が南京に監禁せられて後何んの苦もなく没落した。

斯くの如くにして北伐完結後の國民黨には、その内部に各派分立の餘儀ない状態に陥つたのである。世間ではこれを國民黨中の新軍閥割據と呼んでゐるが、それは一種の側面觀であつて實際はさうでない。各派は

- (一) 蒋介石を主とする浙江派
- (二) 廣西派(白崇禧、李宗仁等の廣西系を主として)
- (三) 馮玉祥等の西北軍派
- (四) 閻錫山を主とする山西派
- (五) 黨内に隠然たる勢力をもつてゐる左派(汪精衛等を主とする)

北伐完結後の政局の變化は廣西派の没落、馮、閻等の團結勢力對蒋介石系の對峙なき、依然混亂状態を示してゐるが、これは國民黨内に於ける政争の變形である。見做して好い。

廣西派が何んの苦もなく没落したあいで、馮玉祥を主とする西北軍派も亦一九二九年(民國十八

年)十一月の西北戦争(反國民政府運動のための用兵)で少なからず傷められ、廣西派没落の後、日本から歸つて國民政府に用ひられた唐生智が西北戦争に當り相當働いたが、その善後問題で又復反旗をひるがへしたためすぐ滅びた。

今では閻錫山を中心とする山西派、それに結合した馮玉祥の西北軍一派、曩に没落した廣西派、汪精衛を主とする左派、左派に反対した西山會議派なき、所謂異床同夢の連中らが團結しながら、北方に政府を組織すべく國民政府軍との對峙戦を續けつゝある。

これに對し張學良の東三省側は嚴正中立を固守しながら比較的國民政府に好意を見せてゐる。

### (三)國民政府の政治的經過

#### (A)中國國民黨最初の代表大會

中國國民黨第一次全國代表大會は別項に叙述した通り一九二四年(民國十三年)一月二十日廣州に於て開かれ一月三十日閉會した。その間決議した重要決定案は次の如く

(一)中國國民黨總章の制定(二)中國國民黨政綱の決定(三)中央黨部、省黨部、縣黨部、區黨部、

區分部を黨の組織骨幹とする(四)全國代表大會、全省代表大會、縣代表大會、區代表大會、

區分部黨員大會を黨の權力機關とする(五)中央執行委員會、全省執行委員會、全縣執行委員會、

全區執行委員會、區分部執行委員會を黨の執行機關とし區分部を黨の基本組織として訓練に資す

(六)宣言中に於ける最小限度の政綱を原則として國民政府を組織する。

等の諸項であり折柄「ソビエットロシア」の提携、共產黨包容により共產黨の政策を加味するや否やに關して、激烈な論争が行はれたが、結局共產黨の政策は實行方案としての決議事項のなかに加へらるゝに至らなかつた。しかしながらこの時共產黨員の個人名義を以て入黨することを許す條項が加へられた。

#### 中國國民黨政綱(第一次全國大會に於いて決議)

##### 甲 對外政策

(一)一切の不平等條約、外人租借地、領事裁判權、外人管理の關稅權、及び中國の主權を侵害しつゝある中國境内に於いて外人の行使する一切の政治的權力、——を取消し双方平等にして主權を互尊せる條約を重訂すること(二)凡て自ら一切の特權を放棄する國家及び中國の主權を破壊する條約の廢止を希望する國を中國は最惠國と認む(三)中國は列強と所訂せるその他の條約にして

中國の利益を損ずるものに對し新にこれを審議訂定し雙方の主權を害せざるを原則とす(四)中國の借款せる外債は中國の政治上實業上損失を受けざる範圍内に於いてこれを保證し償還す(五)庚子賠償(義和團事件の賠償金)は完全に教育經費に充つ(六)中國境内に責任を負はざる政府例へば北京政府の借款せる外債(無擔保の外債を指す)は人民の幸福を増進せず唯軍閥の地位を保持するためのみ行使したるを以てこれらは中國人民が償還の責任を負はず(七)各省實業團體(銀行界商會等)を召集して會議を開き外債償還の方法を講究準備し債務のために國際的半殖民地の地位に陥れる窮狀より離脱せんことを期す。

## 乙 對内政策

(一)中央及び地方の權限に關しては均權主義を採り凡て全國一致の性質を有する事務を中央に移し地制上止むを得ざるものを地方に歸し中央集權制或は地方分權制に偏せず(二)各省人民は自ら憲法を定め省長を推舉することを得但し省長、憲法は國憲と相抵觸するを得ず省長は一方本省の自治の監督をなし一方中央の指揮を受けて國家の行政事務を處理す(三)縣を確定して自治の單位とす自治の縣はその人民に選舉、官吏罷免の權、及び法律の創制、法律複決の權を有せしむ(四)土地の稅收、地價の増益、公地の生産、山林川澤の利、礦產水力の益は、すべて地方政府の所有とす

地方人民の事業經營育幼養老濟貧救災衛生等各種公共の用に充つ。各縣天然の富源及び大規模の工商事業は該縣の資力發展せず興辦不能の場合に於いて國家よりこれを助成しその純利は國家に地方に平均して所獲す。各縣の國家に對する負擔は縣歲入百分の幾何を國家の收入としその限度少くとも百分の十以上百分の五十以内とす(五)普通選舉制を實行して資産を標準とする階級選舉を廢止す(六)各種の試験制度を改正して選舉制度の弊を補ふ(七)人民の集會結社言論出版居住信仰の完全なる自由權を確定す(八)現在の募兵制度を漸次徵兵制度に改め同時に下級軍官及び兵士の生計狀況を改善してその法律的地位の増進を計り軍隊中に農業教育並びに職業教育を施行し軍官の資格を嚴定して軍官任免の方法を改革す(九)田賦地稅の法定額を嚴制して一切額外の徵收を禁止し釐厘等の類を凡て廢絶す(十)戶口を調査し耕地を整理し食料の產消を調節して民食の均足を謀る(十一)農村の組織を改良して農民生活の増進を期す(十二)勞働法を制定して勞働者の生活狀態を改良し勞働團體の保障及びその發展を扶助す(十三)法律上經濟上教育上社會上男女平等の原則を確認して女權の擴張を期す(十四)教育の普及を勵行し全力を擧げて兒童本位の教育を發展せしめ學制系統を整理して教育經費を増しその獨立を保障す(十五)國家に於いて「土地法」「土地使用法」「土地徵收法」及び「地價稅法」を規定し私人所有の土地には地主より賣價を政府に申告せ

しめ國家はその賣價に對して徵稅し必要に應じては申告せる價格を以てこれを買收す(十五)企業の獨占的性質を帯びたるもの及び私人の力のこれを興辦し能はざるもの(例へば鐵道航路の如く)は國家に於いてこれを管理經營す。以上擧げたる細目は皆吾人が黨綱の最小限度を認めたるものにして目前の中國救済の第一歩をなす。

(D) 共產黨抱容時代

前章で一寸述べて置いた通り中國國民黨は一九二六年(民國十五年)一月四日廣州で第二次全國代表大會を開いた。共產黨を抱容した最初の代表大會であつたから、中央執行委員のなかに共產黨系の人物の混入したのはいふまでもない。従つてその決議された政策にも亦著しく共產黨味が加へられたのであつた。

即ち目立つた決議事項としては(一)西山會議派に警告を與ふる(二)商民運動(三)工人農民運動の方法とその助成。等であるが、同時に可決した宣言中にも亦、各種労働者の團體組織及び農民運動の方法なきに言及してゐた。

次いで第一回中央執行委員全體會議を開いた上、政治委員會組織條例を決定し、五月十五日更に

第二回中央執行委員全體會議を開いて(一)國民黨共產黨聯合會議の組織(二)他黨員の本黨員に加入する原則九ヶ條(他黨員は共產黨を指す)(三)中央常務委員會に主席一名を置く(張人傑が選舉せられた)(四)全部黨員の登記勵行(五)張人傑、譚延闓、蔣介石を國共聯席會議の本黨代表とし(六)李濟深、何香凝、經亨頤を同候補代表とす(七)等を決議したのである。

越へて一九二七年(民國十六年)三月十日漢口で第三回中央執行委員全體會議を開いた後、次の諸項を決議した。

(一)國民政府軍事委員會、政治委員會を中央執行委員會の直屬とす(二)對人民宣言及び黨員の訓令(三)中央及び各省委員會の實際施設事項(四)本黨の民衆施設としては農民の解放運動に賛成すること。

(C) 「共產黨狩り」の後

蔣介石が國民革命軍總司令に復職してから一九二八年(民國十七年)二月二日南京で第四回中央執行委員全體會議を開いた。「共產黨狩り」を斷行した直後の全體會議であつただけ、その決議事項を見るに少なからざる穩健味を加へられてゐたのである。

即ち次のやうに

(一)戴傳賢、丁維汾、于右任等の五名を中央黨部常務委員に、蔡元培、李烈鈞等四十九名を國民政府委員に(譚延闓を政府主席に)蔣介石、馮玉祥、李宗仁等七十三名を軍事委員會委員に(蔣介石を主席に)それらに任命(二)譚平山、林祖涵等十餘名の共產黨員を除名(三)中央黨部の組織を秘書處、組織部、宣傳部、訓練部、民衆訓練委員會、特種委員會に改正(従前は農民、工人、商民、青年、婦女の各部に分けてゐた)(四)各級黨部の活動停止を命じ同時に黨員の登録を行ひ黨員の絶體的黨規遵守を嚴命(五)軍隊、鐵道、海員などの特別黨部を除く外公安局、工會、學校等の特別黨部を廢止。

なご、根本組織の改造を決定したのであり、これによつて中國國民黨の基礎が漸次系統立つて來たのであつた。

尙同會議で決議された重要方針を列擧するに次の如くであつた。

(一)革命が漸次政治經濟の建設時期に這入つた(二)その基本として孫文の遺教を遵守し革命建國の事業完成に努む(三)内政上には法治主義の原則を確定して廉潔の政府を建設し良好なる行政制度を樹立す(四)教育上にはその獨立に内容の充實と青年の惡化を防止して國民教育の普及民衆

智識の向上を促す(五)國民經濟生活の建設上農工業の發展に努力す(六)國民革命の根本目的である民族の平等と國家の獨立を期し不平等條約の廢止に進みその具體的方案を樹立す(七)北伐の完成に努力するほか人民の政治に對する運用と認識を訓練し總理の國民會議召集の主張に俾し、最短時間にその實現を期す(八)黨の整理と建設に關しては本黨同志が誠意團結して生死を念とせず三民主義の革命を完成して謬見に捉はれず共產黨の亂暴極まる言行を模倣せざることを期す(八)以て本黨政治の施設と人民の生命の自由を妨碍せざることを(第四回中央執行委員全體會議宣言か

#### (D)國民政府の組織改造

中國國民黨第五回中央執行委員全體會議は一九二八年(民國十七年)八月八日開會した。そして同會では國民政府の組織改造を決議したのであつた。主なる決議事項を擧ぐれば左の如くである。

政治に關して

(一)訓政時期の立法、司法、行政、考試、監察制度を實施する(二)各地の政治分會を本年末限り撤廢する(従つて政治分會暫行條例第四條政治分會決議案は該特定地域内の最高級地方政府これ



を執行するの下に「但し分會の名義を以てするを得ず」及び「該特定地域内の人員任免に對しても亦同じ」を加ふ。

軍事に關して

(一)軍事を下列の原則により整理す(甲)軍政軍令を絶體に統一し軍隊の組織を十分完備す(乙)全國の軍隊数は最短期間にこれを縮少し軍費は最高百分の五十を超ふることを得ず(丙)軍事教育の統一と國民の基礎を完全にし各軍各地方に軍官學校を設立し又は軍官教育類似の學校を自設することを禁ず(丁)裁兵を實行して總理の主張により兵を工ミなす(戊)國防上海軍空軍及び軍港要塞の建設を實行す。

其他一般に亘りて

(一)軍事各案は蔣介石、馮玉祥、李宗仁、閻錫山、楊樹莊、李濟深の六名に於いて規劃し國民政府より施行す。

黨務に關して

(一)民國十八年一月一日第三次全國代表大會を開く(二)人民に對し法律の範圍に於いて團體組織の自由を有せしむ但し黨部の指導及び政府の監督を受くべく政府は迅速に各種の法律を制定して

その實行に便にす。

(E)所謂編遣

當時國民革命軍は、國民革命軍總司令蔣介石、副總司令閻錫山、第一集團軍總司令蔣介石、第二集團軍總司令馮玉祥、第三集團軍總司令閻錫山、第四集團軍總司令李宗仁であつたが、北伐の完成後各總司令が北京湯山に集合して、軍隊整理の方案を討議した後軍事意見書を作製し、第五回中央執行委員全體會議終了後、その縮少を斷行することに決した。

(附記)——第一集團軍は五十餘萬から十餘萬に、第二集團軍は四十二萬餘から十萬餘に、第三集團軍は三十萬から七萬五千に、第四集團軍も亦同様縮少することを申合せたのである。それに加へて軍事機關も亦軍事委員會、國民革命軍總司令部、及び海軍總司令部を廢止し、參謀部、訓練總監部、軍政部、及び軍事參議院を置きその上に國防會議を設置することに改めた。

かうして一九二九年(民國十八年)一月一日國軍編遣委員會會議が開かれたのであり、これが所謂「編遣會議」なのであつた。

(F)最近の黨ニ政府

中國國民黨第四回中央執行委員全體會議終了當時の國民黨員數は、一八九、〇〇〇名餘、中十九歳以下のもの百分の十一を占め二十歳より二十四歳のもの百分の二十三に達し二十五歳より二十九歳のもの百分の二十二強三十歳より三十四歳までのもの百分の十五に註せられた。斯くて一九二九年(民國十八年)三月十八日から二十八日まで中國國民黨第三次全國代表大會が南京で開催された。國民黨——國民政府の最近の傾向がそれによつて窺知せられる。いまその重要な決議案を見るに次のやうに

一、全國國民革命軍將士及び戦死將士の遺族撫慰。二、葉琪(前項で述べた共產黨員)等に對し國民政府はその軍事行動の制止を命ず。三、第四回中央執行委員全體會議で決議せる共產黨關係者の黨籍削除及びその職權停止案を追認(譚平山、林祖涵、干樹謨、吳玉章、楊鮑案、鄧演達、徐謙、程潛、等二十五名)。四、共產黨反對のため黨籍を削除された同志十名に對する黨籍の復活(林森、張繼、鄒魯、謝持、居正等西山會議派)。五、陳公博、甘乃光等の永遠黨籍削除及び顧孟餘の三年間黨籍削除並びに汪精衛に對しては大會の名を以て書信で警告を與ふ。六、國民革命軍誓師紀念を七月

九日に決定(七)大會の名により蔣介石を慰籍す(八)修正國民黨總章八十六條を可決(九)李宗仁、李濟深、白崇禧等の叛黨者に對しては永遠に黨籍を削り其他中央監察委員會より交付せる反逆者にはすべてその黨籍を削除す(十)其他各種の施政方針。

尙同會議では左の如く役員の選舉を終了したのである。

(一)執行委員——蔣介石、譚延闓、戴傳賢、何應欽、胡漢民、孫科、閻錫山、陳果夫、陳銘樞、葉楚傖、朱培德、馮玉祥、吳鐵城、干右任、宋慶齡、宗子文、汪精衛、伍朝樞、何成濬、宋文範、王伯齡、邵尤冲、朱家驊、張群、劉峙、楊樹莊、方振武、趙載文、周啓剛、陳立夫、劉紀文、陳肇英、劉蘆隱、丁惟汾、會養甫、方覺慧

(二)候補執行委員——王伯羣、丁超五、王正廷、陳耀垣、張貞、趙丕廉、孔祥熙、劉文島、魯滌平、張道藩、繆武、經亨頤、余井塘、薛篤弼、林崇基、焦易堂、馬超俊、鹿鐘麟、黃實、陳策、陳濟棠、程天放、黃培成、克興額

(三)監察委員——吳敬恒、張人傑、古應芬、林森、蔡元培、王寵惠、李煜瀛、邵力子、鄧澤如、蕭佛成、張繼、恩克巴圖

(四)候補監察委員——褚民誼、陳布雷、商震、陳嘉佑、李烈均、林雲陔、劉守中、鄧青陽

#### (四)自由と平等への邁進

中國國民黨の主唱する自由と平等は國民革命軍が北伐戦を戦ひつゝあつた時代から漸次その時に着いて來た。

特に對外方面に於いてその成效の顯著なるものがある。(國內的には北伐を完成しただけでまだその跡始末に忙殺されてゐる状態に過ぎぬのであつたが)。斯くの如く對外的の成效は、國民黨の所謂國際的帝國主義がその凋落の經過を示しつゝあるのではなくて何んであらう。いま左に中國國民黨及び國民政府が自由と平等とに向つて邁進した經過を左に示さう。

- (一)武漢政府當時漢口の英國租界を回收した(一九二七年民國十六年二月二十九日)。
- (二)九江の英租界をも亦回收した(一九二七年民國十六年三月二十日)。
- (三)鎮江の英國租界回收(一九二七年民國十六年七月)。
- (四)國民政府外交交渉統一のため各省交渉員を廢止して全部これを國民政府外交部に移した。
- (五)國民政府は條約改正に對する第二回の宣言を發表した(一九二七年民國十六年八月十三日)。
- (六)赤露との國交斷絶を宣言して勞農領事館の閉鎖及びその國營商業機關の營業停止を命じた。

(七)南京事件の解決が國民政府にまつて頗る有利に解決した。

(八)日支間の外交關係は南京事件を始め濟南事件が解決し最近關稅問題が片付いて餘すところ唯通商條約問題のみとなつた。

(九)國際聯盟への加入。

(十)一九二九年(民國十八年)二月一日關稅自主を宣言して爾來關稅は自主の形を示しつゝある。

(十一)更にその最後の目標である不平等條約の徹廢に向つて勇往しつゝある。

(4) 國民黨——國民政府の現在

大體以上のやうな経過のもとに幾多の波瀾を経て、その基礎を根底を固めて来た現在の國民黨——國民政府は、最近更にその進むべき道を左の如く確定しながら、益々勇往邁進しやうとするのである。

「北伐完成して後本黨は全國の軍事を迅速に整理する必要に迫られてゐる。従つて蒋介石から各總司令を北平に召集した際全國軍隊縮少の綱要を決議したのであり、更に軍政の終結を以て訓政をも開始したのである。斯くて建設問題は獨り軍事整理のみの一端に限らず、國家制度も亦訓政の規模を以てしなければならぬ。勢いその根本の籌謀をなすべく、昨年八月中央全體會議(中央執行委員全體會議)を召集して五院組織の國民政府を建立し、本年一月更に全國軍事の編遣會議を召集した上國軍整理の進行順序を決議したのである。これらは凡て本黨が總理の制定せる革命の順序に準據しつゝ全國と共に和平建設の基本施設を謀らんがために外ならぬ」(中國國民黨第三次代表會議の宣言から)。

(附記)——訓政綱領(民國十七年十月三日公布)

中國國民黨は總理の三民主義を實施すべく建國大綱に照して訓政時期に於ける國民の政權行使を訓練しつゝ、憲政の開始に至つて全國民政を育成するため左の綱領を制定す。

一、中華民國は訓政期間に於いて中國國民黨全國代表大會より國民大會を代表し國民の政權行使を領導す。二、中國國民黨全國代表大會閉會中は政權を中國國民黨中央執行委員會に付託してこれを執行せしむ。三、總理の建國大綱に所定せる選舉、罷免、創制、複決の四種政權は國民の訓練に應じて逐漸推行せしむべく以て憲政の基礎をなす。四、治權の行政、立法、司法、考試、監察の五項は國民政府に付託してこれを執行せしめ以て憲政時期に於ける民選政府の基礎を樹立す。五、國民政府の重大國務の施行に對する指導監督は中國國民黨中央執行委員會政治會議に於いてこれを行ふ。六、中華民國國民政府組織法の修正及び解釋は中國國民黨中央執行委員會政治會議の議決に於いてこれを行ふ。

即ち右に摘出した中國國民黨第三次全國代表會議の宣言がこの間の事情を最も明確に語つてゐるのである。勢い國民黨——國民政府の現在は中國國民黨第三次全國代表會議で決定された各種の決議案に對しその實現に向つて邁進しつてあるのだ。

従つて本項も亦同會議に於ける決議案をそのまゝ左の順序で譯出することにした。

(一) 獨裁を目標に

國民黨——國民政府——の邁進しやうとする道は結局、國民黨——國民政府——の獨裁を目標としてゐるのである。次のやうに

(一) 訓政期間内の黨員とその所屬黨部は人民の訓政より憲政に至る期間内の教師である。故に本黨の決定せる訓政方針と一切の建設計劃とを瞭解せねばならぬ。(二) 各級黨部の訓練と黨員の工作は中央の指定せる規範内に於いて整個として進行すべし。(三) 民衆運動は人民の社會生存に於ける要求を出發點とし而かも組織的であることを要する。(四) 全國の農工中相當組織化した團體は今後本黨よりこれを助けてその智識と技能とを増進せしめ社會道德の標準を高めその生産力と生産額とを促進しながら人民生計の目的改善を達成する。(五) 農業經濟は中國國民經濟の主要部分を占めてゐるため今後の民衆運動は農村教育の普偏と農村組織及び消費組合運動並びに農業上に於ける新生産方法の整備等をその重要任務とす。(六) 本黨の男女青年に對する方針としては今後極力學校内の自治生活作成と男女の普偏的體育訓練の實行及び科學と文藝に關する集會結社出版を組織せしめ實用科學的研究と發明を獎勵す(以上中國國民黨第三次全國代表會議宣言及び決議案のなかから)。

こ最も露骨にその獨裁主義を表明してゐるではないか。

(A) 孫文の遺教下に統一

國民黨——國民政府——は、その獨裁を目標としながら、先づ孫文の遺教によつてその統一を謀らうとしてゐるのである。かうして第三次全國代表會議では次に列擧するが如く「總理の教義を根據として過去一切の法令規章を編製し以て一貫したる系統を確定して總理の遺教を主とし訓政時期に於ける中華民國の最高根本原則とす」といふ法案を決議した。

「大會は過去數年間に於ける黨の一切理論と法令規章にかんがみ共產黨を主とする反動思想の混入するもの多いため全黨の思想上に於ける統一を失ひ法令上一貫したる系統を缺き實際行動上團結の力を減少するこを夥しく延いて國家建設上共信共守の根本大法としての原則と標準のないのを遺憾とし茲に黨の建國上並びに黨治國としての職責上次の決議をなす。(一) 總理の教義を根據として過去一切の法令規章を編製し一貫せる系統を作成しつつ反動思想を本黨の法令規章内に留めず以て共信共守の典範を樹立しながら全黨の團結を鞏固にす。(二) 總理の著すこの三民主義五權憲法建國大綱及び地方自治開始實行法を以て訓政時期に於ける中華民國最高の根本

法をなす。凡て國家建設の規模及び人權民權の根本原則を分際、政府の権力とその組織の綱要並びに政權治權行使の方法はすべて總理の遺教による。

### (B) 政權の中央集中

國民黨——國民政府——は次いでその政權を中央政府に集中せしめやうとしてゐる。従つて第三次全國代表大會では「訓政時期に於ける黨、政府と人民の政權治權行使に對する分際確定及びその方略案」を次の如く決議したのである。

「本黨が十餘年來の痛苦を経て漸く北伐の完成を期し得た後今やまさに總理の遺教による訓政の順序を實行せんとして中央執行委員會は民國十七年十月三日第一七二次常務委員會に於いて次の訓政綱領を制定の上、三民主義の實行に當り建國大綱に照らし訓政時期に於ける國民の政權使用を訓練し憲政開始に至る全民政治弼成のため即時之を公布した。(一)中華民國は訓政期間中中國國民黨全國代表大會に於いて國民大會を代表し國民の政權行使を領導す。(二)中國國民黨は全國代表大會閉會の時政權を中國國民黨中央執行委員會に附託して之を執行せしむ。(三)總理の建國大綱に所定せる選舉罷免創制複決の四政權は國民の訓練が漸次普及したる後立憲制の基礎をなす。

(四)治權中行政立法司法考試監察の五項はその執行を國民政府に附託す。(五)國民政府の重大國務の執行に對しては中國國民黨中央執行委員會政治會議に於いてこれを指揮監督す。(六)中華民國國民政府組織法の修正及び解釋は中國國民黨中央執行委員會會議の議決に於いてこれを行ふ(中略)。いま本會議は以上の訓政綱領を承認し更にその原則により黨は「政府と人民の政權治權行使の實際分際方略」に對してこれを左の如く明確に規定す。(第一)地方自治に於ける社會的基礎の培養——訓政の方針宣傳、人民を誘導しつゝ四權使用の訓練、人民を指導しながら地方自治の完成、その必須の先決條件及び一切の地方自治に關する工作等は中國國民黨中央執行委員會に於いて指揮監督しつゝ下級黨部にこれを普及す。(第二)總理の遺教による縣自治制の決定に關する一切の原則及び訓政の根本政策を大計は中國國民黨中央執行委員會政治會議に於いてこれを行ふ但し政治會議がこの職權を行使するべき對外的に直接の關係を發生せず。(第三)縣自治制の實施及び一切訓政の根本政策をその方案の執行は國民政府及びその所屬主管機關に於いてこれを行ふ。(第四)中國國民黨中央執行委員會政治會議は訓政大計の決定及び政府の指導上に於いて中國國民黨中央執行委員會に對しその責を負ひ國民政府は訓政計劃をその方案實施に當り中國國民黨中央執行委員會政治會議に對しその責任を負ふ。(第五)中國國民黨の最高權力機關は國民の政權

行使訓練上乃至憲政基礎の目的達成上必要に應じて人民の集會結社言論出版等の自由に對し法律の範圍内に於いて制限を加ふることを得。(第六) 中華民國の人民は中國國民黨に服従してこれを保護する。三及び三民主義の誓行、四權行使の訓練接受、地方自治の完成に努力することを要し、こゝに始めて中華民國國民たるの權利を享受するものとす。(第七) 訓政實施の成績は中國國民黨最高權力機關よりこれを考査し訓政終了後憲政を開始したる上同時に中國國民黨最高權力機關は責任を負ふて國民大會を召集し憲法を決定しこれを頒布す(第三次全國代表大會決議「訓政時期の黨と政府及び人民が行使すべき政權治權の分際確定並びにその方略」のうちから)。

### (二) 中央集權への漸進

黨の獨裁を目標としながら孫文の遺教を中心にその傘下への統一を期し、延いて政權の中央集中を促しつゝ漸次中央集權制度の實現に進まふことして焦つてゐるのが、最近に於ける國民黨——國民政府——の實相である。

#### (A) 「編遣」の軍事の中央集權

曩に叙述した通り北伐の完成直後、北京で開催された蔣介石、馮玉祥、閻錫山、李宗仁等の巨頭

會議に於いて各所屬軍の整理方案を討議したのに次ぎ、第五回中央執行委員全體會議でも亦「軍事整理案の原則」を決議し、更に一九二九年(民國十八年)一月一日南京に於いて國軍編遣委員會會議を開いたのが、所謂「編遣」に關する會議であつて——「軍政時代を經過した國民革命の大業が訓政時期に這入り凡百の建設を實行しやうとするには差し當り軍事の整理をその先決條件とするからである。」(中國國民黨第三次全國代表大會に於ける軍事に對する報告決議案中から)——は編遣の根本理由なのであつた。斯くの如くにして謂ふところの軍事整理及び國軍の改編方針に對するその基本原則としては、第三次全國代表大會で次の如く確定した。

(一) 國軍の最高統帥權は國民政府組織法の規定により完全にこれを國民政府に統屬せしめ全國陸海空軍の建設保持運用及び一切の軍政と軍令の權に關してはすべて完全に中央最高軍事機關の掌握に屬す。軍事は絶體に統一し國家をして従前の如き軍權の割據とその相循の覆轍を踏まざらしめ國權と國防充實の基礎を鞏固にす。(二) 國民政府は中國の情形及び國際の形勢に應じて國防計劃を確定し今後に於ける國家の陸海空軍建設の根據となす。(三) 全國現有の軍隊は財政狀況及び國防計劃により必要限度の正式國軍を編留しその餘は總理の兵工政策により國民政府より工兵及び屯墾計劃を制定の上各自施行す。(四) 全國軍隊の訓練と教育とは國防計劃の根據に應じ

軍隊の三民主義化を実施す。三民主義化の実施方法は軍事教育を三民主義教育をして一體となさしむべくこれを原則となす。この原則方法に對する實行の第一歩としては服役中の兵士をして善良なる職業を有せる人民に復歸せしめ第二歩としては善良にして有業の民を國家服務の兵士たらしめ良民を以て良兵の基礎となすべくその達成を期す。即ち良兵を良民の模範とする黨化的の軍事教育制度を樹立するにある。(五)國民經濟の發展を國民教育の改善を地方自治の基礎確立に對する進行により漸次募兵制を廢止して徵兵制度に改む。以上の五點を大會が確認せる今後の軍事整理國軍建設の基本方針となし、その具體的順序を方法とは本黨最高機關より隨時國民政府を監督しつゝこれを訂定し最善の方法により施行す(第三次全國代表大會に於ける軍事報告の決議案から)。

(註)——尙同會議では「國民政府整軍綱領」を可決後國民政府から公布されたのであるがその詳細はこれを省く。

### (B) 財政整理と統一

「中國の財政は清朝末期既に支離滅裂その極に達し而かもその積累が今に至るまで何等整理されな

い。それは從來國家の統治權がその力を失つたため財政を秩序立てる計劃が行はれなかつたからである。その結果中央と地方の財政關係が多々益々紊亂して國家主要の財源が外債の担保となり金融の命脈を工業の資源が壟斷せられて勢力民族の生命と人民の生計が破産の状態に類したのである。今本黨は今後この根本救済を謀らんことをするものである(第三次全國代表會議の決議案による)。これは第三次全國代表大會に於いて中國國民黨の唱道したところだ。

國民政府の財政整理策としては、曩に一九二七年(民國十六年)六月二十二日から二十七日まで中央財政會議を開いて討議の結果「國家稅地方稅兩稅徵收の權限劃分」と「國家費地方費支出の標準案」を決議して以來一九二八年(民國十七年)七月一日から十日迄上海で「經濟會議」を、南京で「全國財政會議」をそれぞれ開催した上更に「國地收支劃分標準案」及び「國民政府財政部地方財政監督條例」を決議したなきを見ても知ることが出来るまほり、國民政府組織以來銳意それに對する劃策を續けて來たのであつた。

「中國の根本救済方法としては財政整理計劃の確定を先にせなければならぬ。而かもその實行の第一歩として本年一月編遣會議に於いて全國兵數の縮少を決議した。これは十數年來軍費膨脹の積弊を矯正せんが爲であり、財政の根本整理の前提なのであつた。従つて國家一切の根本計劃は軍隊



の縮少が唯一の關鍵である。編遣會議の決議案實行以後政府は財政上の具體的計劃を方案を確定せんとする——これは第三次全國代表大會に於ける政治報告案中の財政整理に對する決議である。そして同會議ではそれによる財政整理を統一に對する根本原則として次の十項を決定したのであつた。

- (一) 全國財務行政の統一。(二) 國家行政經費省行政經費縣行政經費及び地方自治經費の分配を確定。(三) 國家財務行政統一進行の順序により全國の精確なる豫算を編製して豫算制度の確立を期す。(四) 國稅と地方稅とを劃分し國家の徵收に歸すべき稅目は各省に於いて裁留することを許さず。(五) 國稅と地方稅とを整理し及び稅收關係に於ける一切の積弊を根絶す。(六) 第一次全國代表大會宣言の對外政策各條に根據して外債を區分整理しその償還の方法を籌備す。(七) 國家建設政策の輕重緩急を權衡して政費を節約し行政機關の淘汰併合を行ふ。(八) 本國生産力の情況と世界經濟の大勢により幣制を整理して金融を鞏固にす。(九) 本國の商業及び國民經濟保護の原則上貨幣の鑄造權と紙幣の發行權を統一し外國貨幣をして國內市場に於ける跳梁を排斥す。(十) 建國大綱の所定せる經濟建設の原則に照らして土地の歲收地價の増益公有地の生産山林川澤の收益礦産水力の利はみな縣政府の所有をなし以て地方人民の事業經營に充て各縣の天然富源を大規模の

實業にして本縣の資力がその發展を興辦に不可能なる場合は中央政府よりこれを扶助しその所獲の純利は中央と地方とに於いて各平均の所得とす。

### (三) 中央集權制による施政方針

#### (A) 内政方針の基礎確定

中國國民黨第三次全國代表大會で可決された「地方自治の方略及び順序を確定して政治建設の基礎を立つる案」をいふ決議案がこゝにいふところの「中央集權制による施政方針」として確定された「内政方針の基礎」を見て好い。

それは「革命の目的が三民主義の實行にあり三民主義の實行にはその方法と順序とがある」「革命は非常な破壊であるが故に非常な建設を以てこれを繼續せねばならぬ」「訓政時期の主旨は人民を指導して革命建設の進行に従事するにあり先づ縣を自治の單位とし然らざる場合は縱横二三十里の田野に亘り數村を聯合せる一試辦區域として(一)戸口の調査(二)機關の樹立(三)地價の決定(四)道路の修築(五)荒地の開墾(六)學校の設置(以上一政治組織として)(一)農業組合(二)工業組合(三)

取引組合(四)銀行組合(五)保險組合(以上一經濟組織として)(一)食料管理(二)運輸取引(以上一經濟組織として)——なきの諸項を實施するのだといつてゐる」——建國大綱に基準して次の四項を決定したものであるからだ。

(一)縣を自治の單位として確定して民治の扶植に努力しその發展の阻礙を許さず。(二)地方自治法を制定してその強行部分を規定し地方自治體をして經濟政治的組織體たらしめ以て真正なる民權民生の目的に到達せしむ。(三)國民政府より訓練試験に合格せる人員(但し黨員に限る)を各縣に派遣して人民を協助せしめ自治の籌備に當らしむ。(四)地方自治の籌備は漸を追ふてこれを推行し急激に並舉することを避く。自治の條件の籌備を以て選舉を完畢し自治籌備の終期となす。

而かも如上自治制の運用方法としては「省内の國家行政はすべて中央の指揮を受け地方自治建設は悉く各縣の辦理に期し省は縣自治の監督として中央と縣の間に立ち唯聯絡の衝にのみ當らしめ從來の省權過重の積弊を一掃する」旨第三次全國代表大會の政治報告決議案中に明記してゐる。

### (B)教育の改善とその方針

教育の改善とその方針に對しては第三次全國代表大會で「教育の主旨及びその實施方針確定案」が

決議された。いま左にこの大要を譯出しやう。

「教育は立國の大本であり、國民の精神生活と實際生活の健全なる伸張は全く教育方針の如何に存す。即ち教育方針は民族と時代の基礎であつて若しも不充實な教育的建設を以てせんか三民主義も亦徹底的に實現の時期がない。過去の本黨は政治上に於ける障礙の除去に全力を注いだため教育に對しては未だ整然たる方針樹立の暇がなかつたのである。今や全國統一して訓政の開始に當り本黨政治上の地位と責任上往日と同一でない。三民主義の國家建設社會建設と物質の建設には全國民が本黨の啓導を受けねばならぬ。過去の清朝末期以來無方針無目的の教育方針による數十年來の惡弊が積つて民族衰頹民生凋落の社會を呈現したのである。こゝに於いて本黨は教育の方針を樹立しつゝその實施の原則を確定し全國更始の基礎を作らんとする。斯くて中華民國今後教育は三民主義の國民教育を行ふことに於いて既に疑を容るゝ餘地がない。真正の三民主義教育は僅かに三民主義の名目を並べたり、各級の學校に命令して單に三民主義の章句を暗誦せしめたのみで能事畢つたものではない。一切の教育上に於ける施設をして全部三民主義の精神を貫徹せしめねばならぬ。三民主義の功用を具備しないところに民族の獨立と民權の普偏と民生發展の目的がないのである。過去の教育の弊害は一に學校教育と人民の實際生活の分離にあつた。勢ひ

教育の施設が大多數の青年思想を相反してゐた。即ち實際上無能力者の養成機關たるに過ぎなかつたのである。教育の功用は身心も健全な分子を養成して國家社會の集合體たらしめねばならぬ。(中略)かうして本黨は三民主義教育の主旨を實施方針を次の如く確定する所以である。

(甲)教育主旨(一)中華民國の教育は三民主義を根據として人民の生活充實社會生存の扶植國民生計の發展を民族生命の永續を目的とし民族の獨立を民權の普遍を民生の發展を期し以て入同生界を促進するにある。

(乙)實施方針(前項の教育主旨實施のため左の方針を遵守す)(一)各級學校に於ける三民主義教育は全體課程及び課外作業を相關聯しつゝ實地教科を以て民族の眞諦を闡明せしめ集會生活により民權主義の運用を訓練し各種生産勞働の實習を以て民生主義の基礎を培養し乍ら智識道德をして三民主義の下に貫通せしむべく以て篤信力行の効を收む。(二)普通教育は總理の遺教を根據として兒童及び青年に對し忠孝愛信義和平の國民道德を薰陶し國民の生活技能を養成して國民生産能力の増進を主要目的とす。(三)社會教育は人民をして近代都市及び農村生活の常識を家庭經濟改善の技能を具備せしめ公民自治の資格を公共事業及び森林國地保護の習慣を養老恤貧防災互助の美德を必備せしむ。(四)大學及び専門教育は實用科學に注意し學科の内容を充實して專

門の智識技能の養成及び切實に國家社會服務の健全なる品格を陶冶す。(五)師範教育は三民主義的國民教育の實現を本源となし最も適當なる科學教育を最も嚴格なる身心訓練を以て一般國民道德上學術上最健全の教師を養成するを主要の任務とす可及的その範圍内に於いて獨立設置及び鄉村師範教育の發展を謀る。(六)男女教育の機會均等女子教育及びその健全なる徳性の陶冶を重視し母性の特質保持並びに良好なる家庭生活及び社會生活を建設する。(七)各級の學校及び社會教育は一體に國民の體育發展を重視し中等學校及び大學専門學校は相當の軍事訓練を受けしむ。體育發展の目的は固より民族の體力増進を強健なる精神の鍛鍊にあり規律の習慣養成をその主要任務とす。(八)農業發展のため農業教育機關の積極施設をなし農業生産方法の改善を農民技能の增高農村組織を農民生活の改善農業科學智識の普及及び農民を主とする生産消費組合の促進に全力を注ぐ。

### (C)建設事業の方針

第三次全國代表大會では更に緊急案として左の「訓政時期の物質建設實施順序及び經費確定案」を決議した上中央執行委員會の討議に移し一九二九年(民國十八年)四月二十二日中央第四回常務委員

會議でこれを可決した。

訓政時期の物質建設實施順序及び經費確定案(一)建國方略實業計劃の指示する方策原則により物質建設實施順序の標準を確定して交通事業の開始をその第一とし建設事業の重要順序を左の如く定む。(甲)國家の物質建設に關し(一)鐵道(二)國道(三)其他の交通事業(四)炭礦及び基本工業(五)治河(六)築港(七)水利灌溉其他開墾移民等の事業。(乙)地方の物質建設に關し(一)省道及び地方交通事業(二)農林牧畜開墾水利等の事業(三)都市の改良及び公共事業(四)衛生施設。(2)民國十八年度より起して毎年の關稅增加收入(十七年度の關稅收入全額を超過せる増加額)を國家の物質建設に用ふ。民國十八年度より毎年土地の稅收(十七年度の土地稅收額的全額より超過せる増加額)を地方の物質建設に用ふ。(3)前二條を建設順序及び經費原則上の規定としその實施方法は國民政府に於いて國家と地方の情況を斟量の上これを決定す。

513257

(D)蒙藏と新疆の開発

「國家生存上共同の利益を根據として現在の漢、滿、蒙、回、藏の諸族に對し組織的の團結を促しつゝ經濟上政治上教育上の建設を共謀しやう」とするものが、國民黨——國民政府の謂ふところの蒙藏と

新疆の開発の基調である。雖も、それには國民黨——國民政府の國內移殖民政策の加味されてゐることを見逃せない。但し蒙藏と新疆の開発に對しては中國國民黨第三次全國代表大會では具體的の議案を提出しなかつた。

(E)外交政策とその原則

中央集權制度としての外交政策に對しては中國國民黨第三次全國代表大會の外交報告に關する決議案全文を左に譯出しやう。

本黨の對外政策たる「平等互惠の原則」は最近國際上に於いて漸次認められつゝある。「關稅自主」も亦その初歩の成功を獲得した。これらは凡て全國人民が三民主義的中國國民黨の領導の下に一致團結しながらその共同努力を各まなかつた結果である。然しながらこれは本黨の對外政策に對する初歩の工作たるに過ぎない。即ち本黨が對外政策として要求するところの全部ではないのである。本黨は第一次全國代表會議に於いて(一)一切不平等條約の取消(二)雙方平等にして主權を互尊せる條約の改訂——を原則としたのであつた。然るに過去數年間帝國主義と軍閥の勾結軍政時期遷延の結果その目的が完全に實現出来なかつたのである。今や軍政が終結して訓政の開始に

當り總理の平生所懐せる外交計劃の精神を根據として更に今後の對外方針を左の如く明確に決定せんとする。即ち第一次全國代表大會に於いて確定せる對外政策七項中(一)従前中國に列強間に所訂せる不平等條約は必ずこれを取消し双方平等にして主權を互尊せる條約を改訂する(二)中國と外國と所訂せる條約は雙方の主權を害せざることを原則とする(三)中國の外債は中國の政治經濟上損失を受けざる程度を標準として之を整理するの三項は一切不平等條約を廢除せんとする基本原則であつてわが國が帝國主義者の政治的軍事的經濟的威力に壓迫せられつゝ漸次殖民地の地位に沈淪してゐる所以のものは一にかゝつて一切の不平等條約にある。故にわが黨は今後全黨の同志及び全國の人力をこれに集中しなから第一次全國代表大會に所定せる對外政策の全部實現に向つて邁進せなければならぬ。と共にその自由獨立の主權をも亦恢復すべきである。唯不平等條約廢除の先決必要條件として(一)全國の眞の統一(即ち全國人民の思想を三民主義のみに統一せしめ)を計り全國の内政外交軍事財政を國民政府のみに統一することを必要とし(二)全國の建設は總理の建國方略物質建設をして迅速に進行せしめ國民經濟の鞏固と國力の充實を前提とし、外交上の勝利を期せねばならぬ——斯くの如くにして不平等條約廢止後中華民國ははじめて強國富裕の國家を形成して國際上重要な地位を占め得るのである。そこに於いてこそわが黨は總

理が平生懐抱せる外交政策の全精神を實現することが出来る。總理の外交政策の全精神は天下爲公の根本義により世界各民族の平等を基礎として世界の和平を建立するにある(中略)。以上外交政策の原則はその順序不同せりも雖もその精神は始終一貫してゐる。これは十年百年に亘れる外交政策の確實なる根基であり而かも中國民族利益上の最急切の要求である。今後わが黨のまさに努力せんとするところでなくて何んであらう。

## 第二編 政治、教育、財政篇

### (1) 黨治と政府機關

#### (一) 現在の政府機關

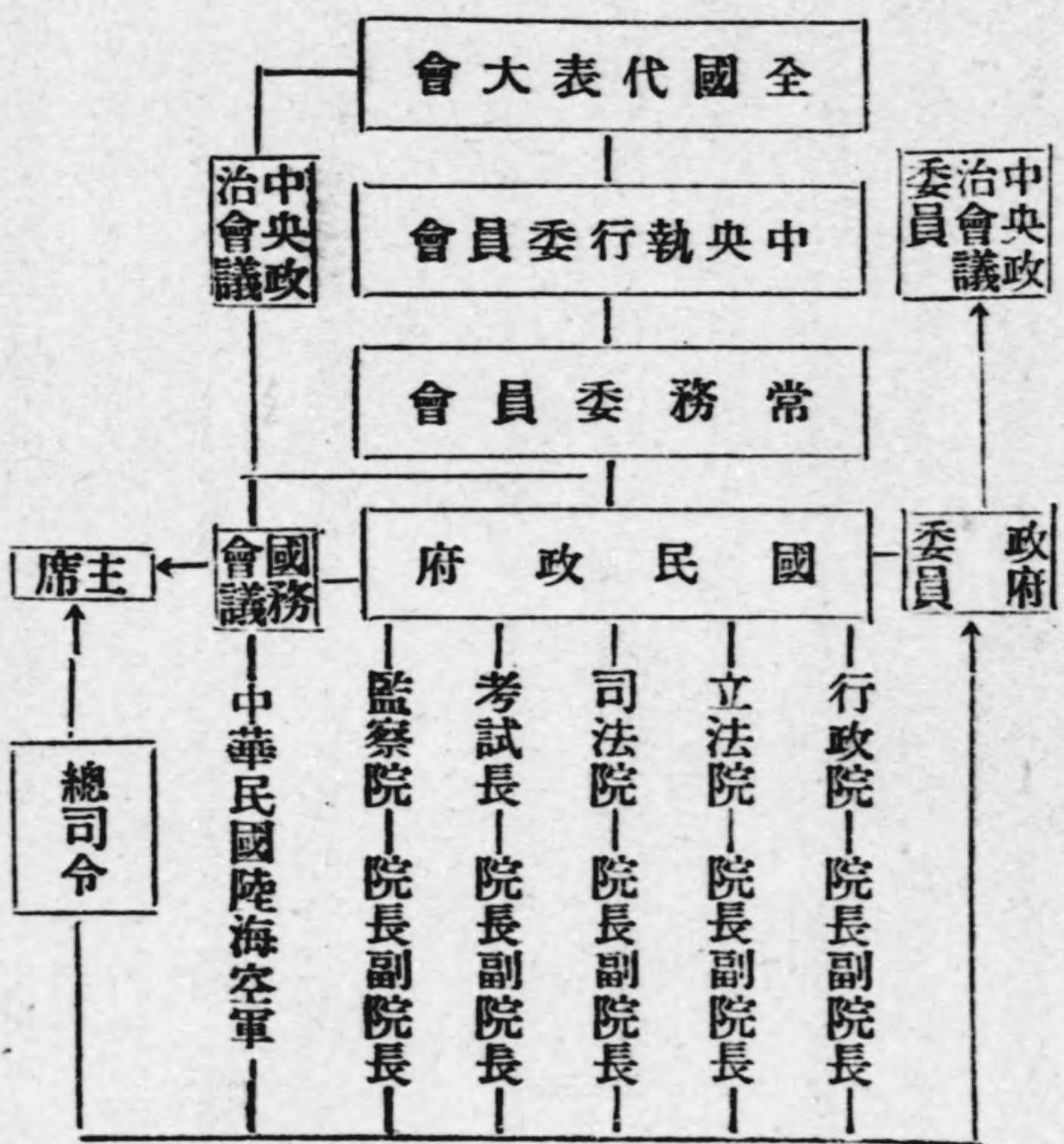
##### (A) 國民政府の組織系統

現在の國民政府は序篇中に述べた如く一九二八年(民國十七年)八月八日から開催した第二屆中央執行委員會第五次全體會議によつてその組織を改造せられたものであり、「建國大綱」に示す通り北伐の完成と共に軍政を打ち切つて「訓政」を開始したため、それに適應すべき五院制度を採用したのだきは國民黨員の解説するところである。

そこで國民政府の組織系統を簡単に説明するに、國民黨の最高權力機關は全國代表大會であつて全國代表大會が中央執行委員を選擧し、その選擧された委員が中央執行委員會を組織してゐるのであるから、中央執行委員會の決議によつて生まれた國民政府は自然全國代表大會からその系統をひ

いてゐるこゝになる。

これが國民黨の黨治機關大系でありこれを次のやうに圖表するこゝが出来る。



この間の系統をもつこ具體的に説明するに中央執行委員會が別に中央政治會議といふのを設置し

て、全國に對する訓政實行の最高指導機關をなし、中央政治會議委員會が中央執行委員會と對立しながらその下に國民政府委員會(國務會議)といふのがあるのだ。かうして中央政治會議は外部に對する直接の關係をもたないのみか、直接政務をも處理することなしに、唯重要國務の討議とその決定を行ふだけに止り、その決議事項はこれを國務會議(國民政府會議)に交附して國民政府行政機關に施行せしむるこいふ仕組みになつてゐるのである。そして中央政治會議の討議決定する重要國務の範圍は大體次の如く定められてゐる。

(一)行政方針。(二)對外政策。(三)政府各院委員及び部長の證衡。(四)軍事大計。(五)國務會議から提出する決議事項の審査。——尙左に中央政治會議の組織内容を紹介して置かう——。

#### 中央執行委員會政治會議暫行條例

第一條、政治會議は全國訓政實行の最高指導機關として中央委員會がその責任を負ふ。第二條、中央執行委員、監察委員は當然政治會議委員となる。第三條、中央執行委員會は其他の政治會議委員を推定することを得但し前條當然委員の半數を超過することを得ず尙前項の委員は左記資格の一を具備することを得ず。(一)黨務に服すること十年以上にして政治の經驗あるもの。(二)黨國の重任を負ひその他特任官以上のもの。第四條、國民政府委員も亦當然政治會議委員たるもの

とす。第五條、政治會議の討議及び決議事項は左記に限る。(一)建國綱領。(二)立法原則。(三)施政方針。(四)軍事大計。(五)國民政府委員各院院長副院長及び委員各部部长各委員會委員各省政府委員主席及び廳長各特別市市長駐外大使特使及び特任特派員官吏の人選。第六條、政治會議は直接命令の發布及び政務を處理することを得ず。第七條、政治會議は委員中より主席一名を互選す。第八條、候補中央執行委員監察委員は政治會議に列席することを得。第九條、政治會議委員は特別緊急の重要事件發生の場合に限り本會議の許可を経て代表者を派出列席報告せしむることを得る外平時は代表者を出席せしむることを得ず。第十條、政治會議の決議は直接國民政府に交付してこれを執行せしむ(以下省略)。

#### (B)國民政府の五院制度

國民政府の五院制度を知らんとするには國民政府組織法をそのまゝ列擧するのが一等捷徑であらうからいま左にその全文を譯出する。

中華民國國民政府組織法(民國十七年三月三日中央政治會議第一五七次會議通過同日中央執行委員會第一七二次常務會議通過後公布)

中國國民黨は三民主義五權憲法中華民國建設を本として既に兵力を用ひながらその障礙を掃除しこゝに軍政時期より訓政時期に入りたるため五權の規模建立の必要上人民の政權行使に對する能力を訓練し國民に政權を奉ぜしめ憲政の促進を期すべく豫め本黨にのみ授かるこゝろの國民政府組織法を制定したる上これを頒布すこゝ左の如し。

### 第一章 國民政府

第一條、國民政府は中華民國の治權を總攬す。第二條、國民政府は陸海空軍を統率す。第三條、國民政府は宣戰媾和及び條約締結の權を行使す。第四條、國民政府は大赦特赦及び減刑復權を行ふ。第五條、國民政府は行政院、立法院、司法院、考試院、監察院の五院を以てこれを組織す。第六條、國民政府には主席委員一名委員十二名乃至十六名を置く。第七條、國民政府五院院長副院長は國民政府委員よりこれに任ず。第八條、國民政府主席は國民政府を代表して外使の接見並びに國際典禮の舉行或はそれに參與す。第九條、國民政府主席は中華民國陸海空軍總司令を兼ね第十條、國民政府主席が事故により職務執行不能の場合は行政院院長これを代理す。第十一條、國民政府は國務會議を以て國務を處理す國務會議は國民政府委員よりこれを組織す。第十二條、院と院との間に於ける解決不能の事項は國務會議に於いてこれを解決す。第十三條、法律の公布

命令の發布は國務會議を経て國民政府主席及び五院院長の署名を以てこれを行ふ。第十四條、各院は法律に準據して命令を發布するこゝを得。

### 第二章 行政院

第十五條、行政院を國民政府の最高行政機關とす。第十六條、行政院には院長副院長各一名を置き院長事故により職務の執行不能の場合は副院長これを代理す。第十七條、行政院には各部を設け行政の權權を分掌す尙特定の行政事宜に關しては委員會を設けてこれを掌理するこゝを得。第十八條、行政院各部には部長一名政務次官常任次官各一名を、各委員會には委員長副委員長各一名を置き、すべて行政院長より國民政府に申請の上これを任免す。第十九條、行政院各部部长各委員會委員長は必要に應じ國務會議及び立法院會議に列席するこゝを得。第二十條、行政院はその主管事項に關し立法院に議案を提出するこゝを得。第二十一條、行政院會議は行政院院長副院長及び各部部长各委員會委員長を以てこれを組織し行政院院長を主席とす。第二十二條、左記事項は行政院會議の議決を経べし。(一)立法院に法律案提出のこゝき、(二)立法院に豫算案提出のこゝき、(三)立法院に大赦案提出のこゝき、(四)立法院に宣戰案媾和案條約案及びその他重要國際事項提出のこゝき、(五)薦任以上の行政官吏任免のこゝき、(六)行政院各部及び各委員會間に於ける



解決不能の事項發生したるとき、(七)其他の法律案或は行政院長が行政院會議の議決を必要と認めたるとき。第二十三條、行政院各部及び各委員會は法律に準據して命令を發布するを得。第二十四條、行政院及び各部各委員會の組織は法律を以てこれを定む。

### 第三章 立法院

第二十五條、立法院を國民政府最高の立法機關とし法律案、豫算案、大赦案、宣戰案、媾和案、條約案及び其他主要國際事項の議決に對する職權を有す。第二十六條、立法院には院長副院長各一名を置き院長事故により職務執行不能の場合は副院長これを代理す。第二十七條、立法院には委員四十九名乃至九十九名を置き立法院院長より國民政府に申請してこれを任命す。第二十八條、立法院委員の任期を二年とす。第二十九條、立法院委員は中央政府地方政府各機關の事務官を兼ねるを得ず。第三十條、立法院會議は院長を主席とす。第三十一條、立法院の決議は國務會議に於いて議決しこれを公布す。第三十二條、立法院の組織は法律を以てこれを定む。

### 第四章 司法院

第三十三條、司法院を國民政府の最高司法機關とし司法審判、司法行政、行政官吏の懲戒及び行政審判の職權を掌理す特赦減刑及び復權事項に關しては司法院長より國民政府に申請してその

許可を受けたる上これを施行す。第三十四條、司法院には院長副院長各一名を置く院長事故により職務の執行不能の場合は副院長これを代表す。第三十五條、司法院は主管事項に關し立法院に議案を提出するを得。第三十六條、司法院の組織は法律を以てこれを定む。

### 第三章 考試院

第三十七條、考試院は國民政府最高の考試機關とし考選、詮敘事項を掌理し公務員はすべて法律による考試院の考選詮敘により任用せらるゝものとす。第三十八條、考試院には院長副院長各一名を置く院長事故により職務の執行不能の場合は副院長これを代理す。第三十九條、考試院は主管事項に對し立法院に議案を提出するを得。

### 第六章 監察院

第四十一條、監察院を國民政府の最高監察機關とし法律により左の職權を行使す。(一)彈劾、(二)審計。第四十二條、監察院には院長副院長各一名を置く院長事故により職務の執行不能の場合には副院長これを代理す。第四十三條、監察院には監察委員十九名乃至二十九名を置き監察院長より國民政府に申請してこれを任命す監察院監察委員の保障は法律を以てこれを定む。第四十四條、監察院會議は監察委員を以てこれを組織し監察院長を監察院會議の主席とす。第四十五

條、監察院監察委員は中央政府地方政府各機關の職務を兼ねることを得ず。第四十六條、監察院はその主管事項に關して立法院に議案を提出することを得。第四十七條、監察院の組織は法律を以てこれを定む。

第七章 附則

第四十八條、本法は公布の日より施行す。

大體五院制度——五權分立の制度——は、孫文の建國大綱に悖るものである。即ち建國大綱によれば中央政府に於ける五院組織の完成は「憲政時期」の開始と共に實行さるべき性質に屬し、「軍政」「訓政」の時代には國民黨獨裁の政治を行ひ、その間國民を訓練しながら健全な憲政の運用に適するやう誘導する必要があると説いてゐた。従つて訓政時代が漸くその幕を開いたのみで五權分立の制度を立てることに對しては當時少なからず異論があつた。それを押し切つて斷行した所以のものは、結局その熱心な主唱者であつた胡漢民等の主張を容れた結果である。そしてこれによつて統治組織に複雑化を來しながら國民政府が「黨」の制裁力から遠ざかりつゝ漸次政府の權力にその重さを如へて行つたことは疑ふべくもあらざる事實でなければならぬ。

(二)五院の組織内容

ついでに五院の組織内容を語らなうがため一九二八年(民國十七年)一月二日國民政府の公布した各院の組織法を左に譯出しやう。

行政院組織法(抜粋)

第一條、行政院は下記各部及び各委員會を以てこれを組織す。(一)内政部、(二)外交部、(三)軍政部、(四)財政部、(五)農礦部、(六)工商部、(七)教育部、(八)交通部、(九)鐵道部、(十)衛生部、(十一)建設委員會、(十二)蒙藏委員會、(十三)僑務委員會、(十四)勞工委員會、(十五)禁煙委員會。第二條、行政院は國務會議及び立法院の議決を経て各部各委員會及び其他機關の増置併合廢止を行ふことを得。第四條、行政院内には下記各處を置く、(一)秘書處、(二)政務處。

立法院組織法(抜粋)

第一條、立法院には下記各委員を置く、(一)法制委員會、(二)外交委員會、(三)財政委員會、(四)經濟委員會。第三條、各委員會委員は本院委員に於いてこれを分任す。第四條、各委員會には委員長一名を置き院長よりこれを指名す。第十六條、立法院内には下記各處を置く。(一)秘書處

(二)統計處、(三)編譯處。第十六條、立法院は本院議決案の執行に關し各院及び行政院各部各委員會に向つて質問事項の提出をなすことを得、但し前項の質問は本院の決議を経てこれを行ふ。第十七條、立法院及び各委員會會議には各院院長行政院各部部长各委員會委員長の列席を請求するを得。第十八條、立法院會議は委員總數の三分の一出席するに非ざれば開議するを得ず。第十九條、立法院の議事は出席委員過半數の同意を以てその可否を決定す但し同數の場合は主席よりその決をこる。第二十二條、委員提出の法律案は五名以上の連署を要す。第二十三條、立法院會議は公開す但し委員七名以上或は各院院長行政院院長各委員會委員長の請求により秘密會議をなすことを得。

司法院組織法(抜粋)

第一條、司法院は下記各署及び委員會を以てこれを組織す。(一)司法行政署、(二)司法審判署、(三)行政審判署、(四)官吏懲戒委員會。第三條、司法院院長は司法審判署署長及び該署各庭庭長會議の議決を経てその決議後法令の統一解釋及び判例の變更權を行使す但し前項の會議は院長を主席をなす。第四條、司法行政署は院長の命を受けて司法行政事宜を綜理す。第五條、司法審判署は民刑訴訟事件に對し法律により最高審判權を行使す。第六條、行政審判署は法律により行政

訴訟審判事宜を掌理す。第七條、官吏懲戒委員會は法律により文官法官懲戒事宜を掌理す。第八條、司法院内には下記各處を置く。(一)秘書處、(二)參事處。第十三條、司法院各署及び委員會の組織は法律を以てこれを定む。第十四條、司法院は國務會議及び立法院の決議を経て委員會並びに其他の機關を増設し或はこれを廢止することを得。第十五條、司法院庶務規程は別にこれを定む。

考試院組織法(抜粋)

第一條、考試院は下記機關を以てこれを組織す。(一)考選委員會、(二)詮敘部。第二條、考選委員會は下記事項を掌る。(一)文官法官外交官及び其他公務員の考選、(二)専門技術人員の考選、(三)典試委員會の組織辦理、(四)考選人員の登錄報告、(五)考試舉行其他應辦等に關する事項。第三條、詮敘部は下記事項を掌る。(一)公務員の登錄、(二)考取人員の分類登錄、(三)成績の考查登錄、(四)公務員任免の審査、(五)公務員の昇進下降の審査、(六)公務員の資格審査、(七)俸給及び獎卹の審査等に關する各事項。第四條、考選委員會には委員長一名委員若干名及び詮敘部には部長一名副部长一名を置きすべて院長より國民政府に申請の上これを任免す。第五條、考選委員會及び詮敘部の組織は法律を以てこれを定む。第六條、考試院内には下記各處を置く、

(一)秘書處、(二)參事處。第十一條、考試院院長は全院の院務を總理す。第十二條、考試院は法律により各省に典試委員會を組織す。第十三條、考試法は別にこれを定む。第十四條、考試事項の舉行に關し考試院は考試法の規定により各機關人員を調節するを得。第十五條、考試院は各公務員の任用に對し法律の規定を除く外不合法資格のものを廢除す。

監察院組織法(抜粹)

第一條、監察院は監察委員を以て彈劾職權を行使す。第二條、監察院は審計事項に關し審計部を設けこれを掌理す。第三條、監察院院長は國民政府に監察使の特派を申請して各監察區に分派し彈劾職權を行使せしむ監察使は監察委員に於いてこれを兼任し監察區は監察院よりこれを定む。第四條、監察院は隨時特派員をして各公署及び其他公立機關の處管簿冊を調査せしめ疑義ある場合該主管人員は責任を以て答辯する責を有す。第五條、監察委員は單獨に彈劾案を提出するを得。第六條、彈劾案提出の時院長は別に監察委員三名を指定して審査せしめ多數が懲戒の必要ありと認めたる場合監察院は被彈劾人を懲戒す。該案は官吏懲戒委員會に於いて處分を受くる必要なしと議決されたる時雖も彈劾者はその責任を負はざるものとす。

(三)五院に屬する各機關

(A)行政院に屬するもの

行政院が内政部以下の十部と建設委員會以下の五委員會から成立してゐることはその組織法によつて明らかであるが、今左に各部の内容を略述せんがため國民政府組織法の各部分を譯出しやう。

(一)内政部

第一條内政部は全國の内務行政事務を管理す。第二條内政部は各地方最高級行政長官の本部主管事務に對し指示監督の責を有す。第四條内政部には下記各司を置く(一)總務司(二)統計司(三)民政司(四)土地司(五)警政司(六)禮俗司。第五條内政部は必要に應じ各委員會を設置する事を得但しその組織規定は別にこれを定む。第六條内政部は國務會議及び立法院の議決を経て各司並びに其他機關を増置し又は裁併する事を得。各司の掌理事項を左の如く定む。(一)總務司(文書其他の庶務一切、本部經費の豫算決算及び會計事項)(二)統計司(人口統計、土地統計、宗教慈善團體及び其他社會團體の統計、統計報告及び材料の蒐集、公報編纂刊行及び例規の編輯其他に關する

事項)(三)民政司(地方行政及び經費、地方行政區劃、特別市行政の監督、地方官吏の獎懲、選舉、地方自治、徵兵及び徵發、賑災救貧其他の慈善、國籍、移民等に關する事項)(四)土地司(土地の測量調査登記整理、土地收用、國內移民、地權の制限及び分配、水利の調査、水源の測量、水道の保護、水災の防禦、疆界の整理及び圖誌の調製等に關する事項)(五)警政司(行政警察、外事警察、戶籍登記、民團、警政教育、圖書版權の登記、出版の検査保障、社會團體の立案、禁煙等に關する事項)(六)禮俗司(典制の制定、風俗改良、寺廟僧道の管理登記、教育の立案、名勝古蹟古物の保存管理等に關する事項)

### (二)外交部

第一條外交部は國際交渉及び在外僑民居留外人中外商業の一切事務を管理す。第二條外交部は各地方最高級行政長官の本部主管事務に對し指示監督の責を有す。第五條外交部には下記の各司を置く(一)總務司(二)國際司(三)亞洲司(四)歐米司(五)情報司。第五條外交部は必要に應じて各委員會を置く事を得その組織法は別にこれを定む。各司の掌理事項を次の如く定む(一)總務司(文書部令の公布、一般の庶務記録、本部及び直轄各機關に於ける經費の豫算、決算及び會計、官有財産の保管其他庶務に關する事項)(二)國際司(通商交渉、領事官職務及び管轄區域の決定、貿易

及び海外經濟調査並びに公布、在外本國僑民の保護、遊學に關する事項、國籍問題の交渉、外國人の國境出入、國際公法、國際公會等に關する諸事項)(三)亞洲司(亞細亞各國及びソビエトロシアに關する政治交渉、軍事に關する外交、在留外人の保護及び取締、財政借款及び鐵道に關する外交、條約の締結及び解釋等に關する事項)(四)歐米司(歐米各國に關聯する前項の事項)(五)情報司(國內外の情報蒐集、外交策畧の宣傳、中外新聞記事の撰譯、新聞記者の招待、其他一般情報に關する事項)。第十三條外交部長は本部の事務を總理し所屬職員及び各機關を監督す。第十三條外交部政務次長常任次長は部長を輔佐して部務を處理す。

### (三)軍政部

第一條軍政部は國民政府行政院に直屬し全國陸海空軍の行政事宜を掌理す。第二條軍政部には下記各署處を設置す(一)陸軍署(二)海軍署(三)航空署(四)軍需署(五)兵工署(六)審査處。第三條軍政部には部長一名を置き全部の事務を統理し所屬各廳署を監督し一切の行政事宜を處理す軍政部には次長二名を置き部長を輔佐して部務を處理す。第四條軍政部各署處には署長處長各一名を置き各該署處の事務を分掌す。第五條軍政部各署には副署長一名を置く。第七條軍政部總務廳には廳長一名を置き部長次長の命を受け本部の文書庶務交際及び其他各署處に屬せざる事務を主管せ

しむ。第七條軍政部には參事若干名を置き部長次長の命を受けて本部の主管に關する法令條規の草案及び其他臨時の事務を辦理せしむ。

#### (四) 財政部

第一條財政部は全國の財務行政事務を管理す。第二條財政部は各地方最高級行政長官の本部主管事務執行に對し指示監督の責を有す。第四條財政部には下記各署司處を置く(一)關務署(二)鹽務署(三)總務司(四)賦稅司(五)公債司(六)錢幣司(七)國庫司(八)會計司(九)菸酒稅處(十)印花稅處(十一)捲菸稅處。各署司處の管掌事項を左の如く定む(一)關務署(關稅の賦課及び徵稅、關稅の管理及び監督、關稅制度の改革及び擴張、關稅定率の修正、貨物の輸出入禁止、各國の關務及び關稅の統計、海關常關及び各稅關の指揮監督、關稅法令の解釋等に關する事項)(二)鹽務署(各省鹽務處、鹽運使、權運局等に於ける處理成績の監督及びそれ以下各屬官の進退、鹽場、倉庫、鹽類製造及び編練鹽の建築、各省の運鹽並びに鹽の消費、鹽產の改善、運輸消費の調節、鹽務編置の收支豫算及び收支報告簿の編製、全國鹽稅定率の保管、各省鹽務行政の審査其他鹽務行政一切に關する事項)(三)總務司(文書部令職員の進退記録、公報及び發行物の編輯、本部の經費豫算決算、其他各署司處に屬せざる庶務一切に關する事項)(四)賦稅司(各稅の賦課及び徵收、賦稅

の管理及び監督、舊稅の整理新稅の擴張、賦稅の調査監査統計、官產及び沙田の管理、財政部の管轄するすべての稅收、其他賦稅一切に關する事項)(五)公債司(公債の募集發行、公債の基金整理及び償還利拂ひ、公債の註冊書換及び地方公債の監督、公債の豫算決算及び其他の調査統計、公債計算の調製及び帳簿登錄、財政部證券及び證券の賣買取締等に關する事項)(六)錢幣司(幣制整理及び調査新舊貨幣の檢定、金屬貨幣及び金銀の出入、銀行造幣局の監督、紙幣發行及び準備金關係、國內外の金融事項、交易所保險會社儲蓄會及び特種營業の金融監督、其他幣制及び銀行等に關する一切の事項)(七)國庫司(國庫の運用出納計算、支拂命令の檢査、國庫の出納計算書編製、國庫簿の登記、政府各種基金及び預金保管、國庫の出納管理、其他國庫の收支一切に關する事項)(八)會計司(總豫算決算及び收支豫算の編制、特別會計の豫算決算、歲入歲出の統計、豫備金の支出檢査、歲入歲出の統計、金錢及び物品の會計、主要記簿の登記及び各種計算書の檢査、所屬各官署の會計檢査及び整理、其他會計一切に關する事項)(九)菸酒稅處(菸酒稅收の監督及びその成績の考査、菸酒の製造消費考査、菸酒稅率の制定、菸酒稅收の豫算決算及び收支報告書類領收書の編製、其他菸酒稅一切に關する事項)(十)印花稅處(印花稅の監督及びその成績考査、印花稅率の制定、印花の監製保管發行、印花統計及び豫算收支報告書類收書の編製、印花稅額の監査、

其他印花稅一切に關する事項)(十一)捲菸稅處(捲菸稅收の監督及び其成績の監査、捲菸稅率の制定、捲、製品の檢査、捲菸營業の取締、捲菸稅各種書類の審査及び捲菸印花の監製發行、其他捲菸稅一切に關する事項)。第十八條財政部長は本部の事務を綜理し所屬職員及び各機關を監督す。第十九條財政部政務次長常任次長は部長を輔佐して部務を處理す。第二十二條財政部には署長二名司長六名處長三名を置き各署司處の事務を分掌せしむ。第二十四條財政部は各省に財政特派員を置き各該區域内の國稅及び中央財政事務を處理せしむ。

(五)農礦部

第一條農礦部は全國に於ける農林礦の行政事務を管理す。第二條農礦部は各地方最高級行政長官の本部主管事務執行に對し指示監督の責を有す。第四條農礦部には下記の各司を置く(一)總務司(二)農政司(三)林政司(四)礦政司。第五條農礦部は農事試驗場地質調査所及び必要に應じて各委員會並びに其他附屬機關を置くことを得その組織法は別にこれを定む。各司の掌理事項を左の如く定む。(一)總務司(文書印鑑統計出版本部の經費豫算其他庶務一切に關する事項)(二)農政司(農業水産蠶桑牧畜種子等の試験檢査改良保護、害虫の驅除防範及び檢査、農用器具及び肥料の檢定改訂紹介奨勵、農業漁業水産各團體の組織指導荒地の開墾、農業漁牧墾植の調査及び統計、

農民教育農業銀行及び農民組合の計劃、農村生活の改良、田租の調査、田租の規定、小作爭議の調停及び仲裁、農村經濟農村社會問題の調査及び統計等に關する事項)(三)林政司(全國造林の設計、造林場の設計監督、造林用樹苗種子の試験選擇、國有林の保護管理、私有造林事業の奨勵指導、國有處女林の調査測量及び利用墾植國道の植樹、森林法規の制定、刊行物の編輯、森林警察の訓練指導、國產木材の製造利用紹介奨勵等林業一切に關する事項)(四)礦政司(國營礦業、礦業の監督保護及び奨勵、礦權の特許及び撤廢、礦業註冊、礦區稅の査定及び徵收、礦業の訴訟及び爭議に對する處理、礦業警察、礦業調査、礦山の區劃及び礦質分析、礦業用地、礦產物の專賣、地質調査、礦山工場の消防衛生等礦政一切に關する事項)。第十一條農礦部長は本部の事務を綜理して所屬職員及び各機關を監督す。第十二條農礦部政務次長常任次長は部長を輔佐して部務を處理す。第十四條農礦部には參事二名乃至三名を置き本部の法律命令に關する審査をなさしむ。第十五條農礦部には司長四名を置き各司の事務を分掌せしむ。

(六)工商部

第一條工商部は全國に於ける工商の行政事務を管理す。第四條工商部には下記の各司を置く(一)總務司(二)工業司(三)商業司(四)勞工司。各司の掌理事項を左の如く定む(一)總務司(文書印鑑統計

計出版物の編製本部經費の豫算決算及び會計其他一切の庶務に關する事項(一)工業司(國營化學機械冶金精煉及び其他國立營業の設計管理、民營化學機械精煉冶金及び其他工業の獎勵保護監督改良並びに擴張、製造品の徵集試験及び檢定、工業品の專賣及び特許國貨の證明及びその獎勵、工業技師の登記及び試験、工業團體の認可及び監督、權度の製造檢定及び普及、其他の工業一般に關する事項)(二)商業司(國營商業の設計監督、民營商業の獎勵、保護、監督、改良及び擴張、商品の陳列展覽、商品檢査、商店及び商標の登録、商業團體の認可及び監督、商業經營及び國際爲替の調査調節、交易所の認可及び監督、保險會社儲蓄會及び特種營業の認可並びに監督、會計師の登録及び試験監督、物價製産消費の調節、商約商稅、國際貿易發展事項、駐外商務官の指導監督其他商業一般に關する事項)(三)勞工司(勞工團體の指導監督、勞工生活の改良及び保障、勞工教育、工人の失業及び突發事件に對する救濟、工人保險及び勞工銀行組合の計劃、工人を雇主間に於ける爭議の調停仲裁及び勞資協調の指導、工人或は工會相互間に於ける紛糾の調停及び仲裁、工人の作業能率及び服務狀況の調査、勞工移動及び國外僑工の保護、國際勞工其他勞工一切に關する事項)。第十二條工商部政務次長常任次長は部長を輔佐して部務を處理す。第十四條工商部には參事二名乃至四名を置き本部の法律命令を審査せしむ。

### (七)教育部

第一條教育部は全國の學術及び教育行政事務を管理す。第二條教育部は各地最高級行政長官の本部主管事務に對し指示監督の責を有す。第四條教育部には下記各司處を置く(一)總務司(二)高等教育司(三)普通教育司(四)社會教育司(五)編審處。各司處の管理事項を左の如く定む(一)總務司(文書部令、印鑑、統計公報、本部經費の豫算決算及び會計、その他一切の庶務等に關する事項)(二)高等教育司(大學教育及び專門教育、國外留學生、各種學術機關の指導、學位試験、其他高等教育一切に關する事項)(三)普通教育司(中等教育、小學教育、幼稚教育、師範教育、職業教育、地方教育に關する設立及び變更、その他普通教育一切に關する事項)(四)社會教育司(民衆教育及び識字運動、補習教育、低能及び廢殘者の教育、美化教育、公共體育、圖書及び文獻の保存、その他社會教育一切に關する事項)(五)編審處(教育所要の圖書、儀器及び其他教育用品等に關する事項)。第十二條教育部には大學委員會を設置し大學委員會組織條例により全國の教育及び學術上の重要事項を決議す大學委員會の組織條例は別にこれを定む。第十四條教育部政務次長常任次長は部長を輔佐して部務を處理す

### (八)交通部



第一條交通部は全國電政郵政航政の管理企劃及び民營航業を監督す。第二條交通部は各地方最高級行政長官の本部主管事務執行に對し指示監督の責を有す。第四條交通部には下記各司を置く

(一)總務司(二)電政司(三)郵政司(四)航政司。第五條交通部には郵政總局航政總局及び必要に應じて各委員會を設置することを得その組織法は別にこれを定め各司の管理事務を左の如く定む。

(一)總務司(文書、部令、印鑑、統計、刊行物、本部經費の豫算決算及び會計、其他庶務一切に關する事項)(二)電政司(全國電報電話の管理、電話電信の改良及びその發達、民營電話の監督及び本部に關係ある電氣營業、電氣職工の待遇改善等に關する事項)(三)郵政司(全國郵政の監督、郵便貯金の監督及び爲替關係の處理、郵便關係職工の待遇改善等に關する事項)(四)航政司(航路及び航行標識の管理並びに其他一切の海事事務、國營航空の管理及び民營航空並びに空中輸送の監督、國營航業の管理に計劃、船舶飛機の註冊、築港計劃及び航路疏濬船舶造船の管理及び監督、船員の待遇改善等に關する事項)。第十一條交通部長は本部の事務を綜理し所屬職員及び各機關を監督す。第十二條交通部政務次長常任次長は部長を輔佐して部務を處理す。

(九)鐵道部

第一條鐵道部は全國國有鐵道の管理及び建設、全國鐵道系統の規畫及び私營鐵道の監督をなす。

第二條鐵道部は地方最高行政長官の本部主管事務執行に對し指示監督の責を有す。第四條鐵道部には下記の各司を置く(一)總務司(二)理財司(三)管理司(四)建設司。各司の掌理事項を左の如く定む(一)總務司(文書、部令印鑑、統計報告出版物の編纂、本部經費の豫算決算及び會計、その他一切の庶務に關する事項)(二)理財司(鐵道營業收支の豫決算、鐵道債務の整理償還、鐵道建設基金に關する處理、鐵道金融機關の計劃監理、各鐵道收支の監査、鐵道特別會計及び統計、鐵道財産の處分とその保管、鐵道土地の買収及び處分、鐵道に對する一切の理財等に關する事項)(三)管理司(國有鐵道業務の管理發展、鐵道運輸の整理及び國外との運輸連絡、鐵道車輛の調度調節鐵道運賃の規定、鐵道管理の改良、鐵道行政及び技術人員の訓練並びに教育、購入材料の検査並びに使用材料の検査、鐵道職工の待遇改良保障及び教育、鐵道警衛の編成指揮、民營鐵道の監督、各鐵道衛生及び其他一切の行政、國際鐵道本部附屬事業の管理)(四)建設司(國有鐵道系統の計劃築造及びその完成、國有鐵道線の審定、測量圖の製作及び調査、鐵道終點及び沿線附近市街港灣の設計營造、鐵道建築工事計劃及び監理、各鐵道毎年度の需要材料の査定、鐵道用材料工場の建設經營、民營鐵道線路計劃及び審査査定、其他一切の鐵道工事建設に關する事項)。第十一條鐵道部部長は本部の事務を總理し所屬職員及び各機關を監督す。第十二條鐵道部政務次官常任次長

は部長を輔佐して政務を處理す。

(九)衛生部

第一條衛生部は全國衛生行政事務を管理す。第二條衛生部は各地方最高級行政長官の本部主管事務に對し指示監督の責を有す。第四條衛生部には下記の各司を置く(一)總務司(二)醫政司(三)保健司(四)防疫司(五)統計司。第五條衛生部は中央衛生委員會試驗所及び衛生行政人員訓練所を置きその組織法は別にこれを規定す。各司の掌理事項を左の如く定む(一)總務司(文書、部令、印鑑、刊行物の出版、本部經費の豫算決算及び會計、その他一切の庶務に關する事項)(二)醫政司(醫院療養院の監督及び管理、藥商の監督、醫師藥劑師及び助産士看護婦等の監督、地方衛生の監督及び補助、衛生人材の訓練及び教育、警察に於いて執行する衛生事務の指揮、衛生宣傳、各國衛生狀況の調査等に關する事項)(三)保健司(健康保險、飲料食物並びにその製造原料品及び衛生に關する各商品の検査、孕婦嬰兒の保健、學校工場製礦場監獄又はその他公共場所の衛生設備及び衛生狀況の調査設計、清潔検査、醫藥救済の管理、驗葬管理等に關する事項)(四)防疫司(傳染病の調査豫防及び撲滅、地方病の調査及び撲滅、獸疫の調査及び撲滅、海港航空事船の調査防疫、牧畜屠場の検査、國際防疫等に關する事項)(五)統計司(全國の人口生産死亡婚嫁疾病の調査統計、學校工

場、礦山、監獄及び其他特種衛生統計、醫師、藥劑師、助産士、看護婦等の調査統計、本部統計年鑑の編製、本部行政報告の編製等に關する事項)

(十)建設委員會

第一條建設委員會は國民政府組織法第十七條の規定によりこれを組織す。第二條建設委員會の職權を次の如く定む(一)建設委員會は總理の建國方略建國大綱三民主義を根據として全國の建設事業に關する研究及び計劃をなす(二)水利電氣及び其他國營事業の各部主管に屬せざるものはすべて建設委員會に於いてこれを辦理す(三)民營電氣事業の指導監督改良等は建設委員會に於いて處理す(四)各部の主管に屬せざる國營事業にして尙未着手にかゝるものに對しては建設委員會に於いて主管部の同意を得てこれを辦理することを得(五)建設委員會創辦の事業は建設委員會に於いてこれを完成す。第三條建設委員會は各省建設廳に對し指揮監督の責を有す。第四條建設委員會委員は國民政府より若干名を招聘し就中委員長及び副委員長各一名は國民政府委員を以てこれに充て行政院各部部长及び各省建設廳廳長は當然建設委員會の委員たるものとす。第五條建設委員會は毎年一回大會を開き重要事項發生したる場合は臨時にこれを召集することを得前項の議決事項は委員長これを執行す。第六條建設委員會は必要に應じ専門委員或は顧問を聘用することを

得。第七條建設委員會は必要に應じ分會及び其他の附屬機關を設けることを得。

(十一)蒙藏委員會

第一條 蒙藏委員會は國民政府組織法第十七條第二項及び行政院組織法第一條第十二款の規定によりこれを組織す。第二條 蒙藏委員會は下記の事務を掌理す(一)蒙藏行政事項(二)蒙藏の改革に關する事項。第三條 蒙藏委員會は委員長副委員長各一名委員九名乃至十五名を置き國民政府よりこれを任命す。第四條 蒙藏委員會は北平に辦事處を設けることを得。第五條 蒙藏委員會は毎週一回常務會議を開き必要に應じては臨時會議を召集す。第八條 蒙藏委員會には下記の數處を設置す(一)總務處(二)蒙事處(三)藏事處

(十二)僑務委員會

第一條 僑務委員會は本國在外住民の移殖保育に關する一切の事務を掌理す前項の事務は駐外使領館及び各院部會の職權に相抵觸せざるを限りしなす。第二條 僑務委員會には委員長副委員長各一名委員若干名を置き國民政府よりこれを任命す。第三條 僑務委員會は一週一回開會すその議決事項は委員長これを執行し委員長事故のためその執行不能の場合は副委員長これを代理す。第五條 僑務委員會には(一)秘書處(二)普通僑務處(三)文化事業處を置くその掌理事項左の如し(一)

秘書處(一切の庶務に關する事項)(二)普通僑務處 海外在住民の調査、海外移民の監督指導、海外在住民の紛糾處理、海外在住民團體の組織進行指導及び監督、海外在住民の歸國投資興業及び遊歴參觀等の指導紹介、海外移民の獎勵或は補助なきに關する事項)(三)文化事業處(海外在住民の教育、文化教育に對する指導及び處理、海外在住民に對する政府の施設及びその待遇に關する事項)。第十一條 僑務委員會は事務の必要上僑務委員及び監察員を特派することを得。第十二條 僑務委員會には名譽顧問を置くことを得但し委員會よりこれを聘任す。

(B)司法院に屬するもの

(一)司法行政部

第一條 司法行政部は全國司法行政事務を管理す。第二條 司法行政部は各地方最高行政長官の本部主管事務に對し指示監督の責を有す。第三條 司法行政部には下記の各司を置く(一)總務司(二)民事司(三)刑事司(四)監獄司。各司の掌理事項を左の如く定む(一)總務司(文書、庶務に關する事項)(二)民事司(民事訴訟の審判及び行政、非訟事件、公證事項、司法機關附管の登記事項、其他民事に關する一切の事項)(三)刑事司(刑事訴訟の審判及び檢察行政(檢事事務)特赦減刑復權

刑罰の執行及び緩刑、國際犯罪の引渡、其他刑事に關する一切の事項）（四）監獄司（監獄の設置廢止及び管理、監獄官吏の監督、犯罪人の感化假釋及び出獄人保護、犯罪人の異同識別、犯罪人の衛生及び施設等に關する一切の事項）。第十條司法行政部には部長一名を置き本部の事務を綜理し所屬職員及び各機關を監督す。

（二）最高法院

第一條最高法院を全國終審裁判機關とす。第二條最高法院には院長一名を置き本院の事務を綜理す但し審判を指揮するを得ず。第三條最高法院には下記各庭を置く（一）民事庭（二）刑事庭。第四條最高法院には各庭毎に推事（判事）五名を置き一名を庭長として該庭の事務を監督し及び案件を分配す。第五條最高法院各庭の審判は合議制、合議審判制とす庭長を審判長とし庭長事故ある時は該庭の推事これに代る。第六條最高法院には檢察署（檢事局）を配置し檢察署には檢察長（檢事長）一名を置き該管檢察事務の監督指揮並びに分配をなす尙該檢察署には檢察人（檢事）若干名を置き檢察事務（檢事事務）の一切を處理す。第七條最高法院及び檢察署には各該書記官長一名書記官若干名を置き書記事務を分掌せしむ。

（註）——國民政府の司法機關には——（一）最高法院（國民政府所在地に設置民事庭、刑事庭、檢

欠

**MISSING**

### (3) 最近の教育事情

#### (一) 教育施設の概要

國民政府の教育方針は所謂三民主義教育であり、國民黨化教育を普遍化しやうとするのである。こゝは(三民主義に基いて支那の全國民を國民黨化するこゝによつて國民革命を達成しやうとする――) 既述の諸項によつて明らかにされた筈だ。

特に訓政時期に入つて一層その「黨化教育」を組織化しやうとするこゝに努めてゐる。――こゝに全般的教育の普及にも亦少なからず意を用ひつゝある事實は、いろんな事象に徴してこれを知ることが出来るのである。

特に一九二八年(民國十七年)五月大學院(國民政府行政院教育部の組織されない以前には教育行政を管理してゐた)から、第一回全國教育大會を召集して南京で教育會議を開いた以後、更に第二回教育大會を一九三〇年(民國十九年)四月十五日から二十一日まで開催した上左に列擧するが如く全國教育方案

#### (一) 義務教育實施初步計劃

- (一) 成年補習教育實施初步計劃
- (二) 各級各種師資訓練機關設置準備計劃
- (三) 初等教育改進計劃
- (四) 中等教育改進計劃
- (五) 高等教育改進計劃
- (六) 社會教育改進計劃
- (七) 華僑教育改進計劃
- (八) 蒙藏教育實施計劃
- (九) 全方案總豫算

等の諸事項を決議したなき這般の消息を最も明確に語つてゐる。唯現在のところこれらの計劃がどの程度まで實行化されるかを疑問させねばならぬのみである。

かうしていま國民政府の教育制度を平面的に區分するに大體次のやうになる。従つて本稿も亦以下(一)義務教育、識字訓練(二)中等教育(三)高等教育(四)社會教育其他の三項に分けてこれを畧述する(こゝまじやう)。

- (一) 初等教育
- (二) 中等教育
- (三) 高等教育
- (四) 社會教育
- (五) 特殊教育
- (六) 蒙藏教育(七)

華僑教育

國民政府治下の教育行政は行政院教育部でこれを統轄してゐるのであるが、各省には教育廳を置いて省政府管下の教育行政を掌り、各縣にも亦縣教育局が設置せられて縣政府管下に於ける教育行政の衝に當つてゐる。(大學區といふのが設定(江蘇、浙江の二省でこれを試行してゐる)せられてある省では、教育行政は大學校長がこれを管掌することになつてゐるのであるが。

(附記)——大學區組織條例。

第一條 全國各地の教育、經濟及び交通狀況により若干大學區を設定の上大學區に大學一校を設立し大學には校長一名を置き大學區内に於ける一切の學術に教育行政事項を綜理せしむ 第二條 大學區には評議會を設け本區の審議機關となす 第四條 大學區には研究院を設け本大學に於ける専門學術研究の最高機關となし院内に設計部を設置して區内一切の建設問題に關し隨時に研究せしむ 第五條 大學區には高等教育處、普通教育處を設け管内の高等教育普通教育の管理擴張其他教育一切の事宜を管掌せしむ 第七條 本條例は國民政府の認可を経たる後暫時浙江、江蘇の二省に

これを試行す

X

教育經費は中央政府に直屬するものを除く外(國立以外の教育機關)各省政府及び縣政府から支出することになつてゐる。即ち大部分地方費で支辨せられるのだ。いま一九二九年(民國十八年)度の各省に於ける教育經費を擧ぐれば大體次の額が眞に近いやうである。(何れも第二回教育會議に出席した各省教育廳長の談話による)

安徽省 一、七〇〇、〇〇〇元

山東省 一、四〇〇、〇〇〇元

江西省 一、五一〇、〇〇〇元

湖南省 二、六三〇、〇〇〇元

(各縣經費共六、〇三〇、〇〇〇元)

四川省 一、七四〇、〇〇〇元

(各縣三、七九〇、〇〇〇元)

其他各省の分は手許に材料がないからこれを知ることが得ない。雖もほど大差がない。

X

X

尙この間の事情を知らんがために「湖南省に於ける教育施設」の概要を左に叙述して参考に供さう。他省も亦大體これと大きな開きがないものと思へば間違ひがない。

湖南省の教育施設概要

(一)教育經費(民國十七年七月より十八年六月までの一年度)

(イ)省の負擔二、六三〇、五三二元(十七年度一、八八〇、〇〇〇元)

(内譯)初等教育費百分の四、中等教育費百分の四十、高等教育費百分の十三、私立學校への補助百分の十三強、社會教育費百分の二十二、留學生經費百分の五、外に教育行政費(一〇、九二八元)

(ロ)地方各縣の負擔(湖南省内七十六縣)六、〇三〇、〇〇〇元

(内譯)長沙縣四二〇、〇〇〇元。湘潭縣三八〇、〇〇〇元。湘鄉縣三〇〇、〇〇〇元。最少額(通

道縣六、〇〇〇元)。初等教育費百分の七十一、七〇。中等教育費百分の六、五〇。社會教

育費百分の三、四八。教育行政費百分の十三、八九。

(二)小學教育狀態

民國十六年以前全省の教育が共產黨に操縦されてゐたが、爾來共產黨の驅除と共に教員の補充策に改善を加へ、小學教員の檢定を舉行し、民國十七年以降教職員の待遇改善を計りつゝ省には省義務教育委員會を、各縣には縣義務教育委員會を設置してその進行方策を企劃しつゝある。湘潭



等六十縣の民國十七年度に於ける學校數は(イ)初等小學一一、九六七校(ロ)完全小學一二七校(ハ)高級小學二八二校(ニ)省立附屬小學七校(合計一一、五八三校に達してゐる。小學經費の擴張には非常に至難な理由が四點ある。即ち(一)従前は寺廟の財産を教育經費に充當してゐたが内政部から寺廟保管條例を頒布したため當然その財源を失つた。(二)烟酒は附税も亦地方教育經費の財源であるがこれも同様財政部からその捐税を取消されたので自然駄目になつた。(三)従前各縣に於いて自身がその經費を捻出し得る方法もあつたが現在財政部の地方財政監督以來それらの方法すらなくなつた。その他各縣の雜税中財政部から苛税として廢止せられたものが多く自然教育經費の増加に適應する方法がなくなつた――。

(三)職業教育の狀態

省には省立として第一職業學校、第一農業學校、第一工業學校のほか、第一女職校などを長沙に設立してゐるほか、第二職業學校を衡州に、第四職業學校を邵陽に、第六職業學校を芷江に、第八職業學校を桂陽に、それら設置し其他長沙には私立職業學校十七(内省の補助を受けてゐるもの十二)、各縣には縣立職業學校の設立數が十五に達してゐる。

(四)師範教育

省立第一、第二、第三、第四、第五、第六中學にはすべて高中師範科を併置し、省立第一農學校にも亦鄉村師範科を附設してゐるほか、長沙には省立第一女子師範學校を建設中であり、湖南大學文科にも亦師範科を置き、各縣の縣立師範學校數は現在十五校に及ぶ。

(五)中學教育

省立第一から第六までの中學(男三、女三)が長沙(男第一中、女第二中、男女分校第四、第五中、高等初級中學は長沙に)、衡州(女第六中)、常德(男第三中)にあり、其他數縣聯合設立の中學が七校(省の補助を受けてゐるもの)に達し、單獨設立の縣立中學が二十五校(省の補助を受けてゐないもの)を算し、私立中學(省の補助を受けてゐるもの)二十四校、省の補助を受けないもの十五校、全部を纏めて七十八校ある。

(六)高等教育

湖南大學は省立高工、高農、高商を合併して昇格したもので、一度中山大學と改稱したが現在又省立湖南大學と稱へてゐる(文理工の三學院と豫科)。その他私立には群治法政、建國法政及び醫科大學の三校がある。

(七)社會教育

省立全省民衆教育普及會では民衆教育に関する刊行物を發行し、そのほか省立通俗教育館、中山圖書館、博物館をそれ／＼長沙に設けてゐる。各縣には各縣民衆教育委員會があり、最近長沙に省立公共體育場を開設した。其他全省には通俗教育館三十一所、圖書館八十六、新聞閱覽所二十三所、民衆學校三百四十六校、貧民工藝場十七所に達してゐるなごその重なるものである。

(八) 教員の待遇

中學教師の俸給は教授時間制度をこり一時間一元。縣立高小教員月俸三十元。初級小學二十元。區立高小と初小の待遇は月俸二十元から十元まで、私立高小初小も亦概して大差がない。

(九) 小學教員の選定

小學教員の檢定は既に第一回施行した。その成績に徴するに不合格者百分の五見當。中學卒業のもの百分の二十五を占め、甲種師範及び二部師範の卒業生約百分の五十見當。檢定試験合格者百分の二十五を占めた割合である。

(十) 學齡兒童の状態

湘潭縣では全縣の人口約百十萬。學齡兒童約十萬のうち就學兒童數約四萬餘。最近私塾改良辦法八ヶ條を制定して私塾の改良を行ひつゝある。

(註)——支那でも湖南省は江蘇、廣東、浙江なご並んで教育の最も普及した省である。

(二) 初等教育と「識字訓練」

(A) 初等教育

支那の學齡兒童數は約四三、六〇〇、〇〇〇餘を稱せられてゐる。國民政府では一九二八年(民國十七年) 各省市教育行政機關に對し學齡兒童數の調査報告を命令したが一九二九年(民國十八年) 九月まで報告して來たもの僅かに南京特別市のみに過ぎぬから、自然詳細な統計がないのこ、全國の人口調査も亦完全に行はれてゐない結果、全國人口の統計數字をさへこれを求むるここの出來ぬ状態である等、自然學齡兒童數を推定するのにも同時に困難であるが、一九一五年(民國四年)に於ける北京國務院統計局調査の人口總計が三七七、六七三、四四二人であり、一九二五年(民國十四年)の郵務管理局調査の人口總計によるこ四三六、〇九四、九五三人、一九二八年(民國十七年)の海關調査による全國の人口總計四四八、二三一、〇〇〇人であるなご、其他各種の地誌を參考するこき郵務管理局の調査數が比較的眞實に近いものこして、そのうち義務教育を受くべきものを一割を假定したら結局四三、六〇〇、〇〇〇人に達する計算になる。

一九二四年(民國十三年)以前の統計による全學齡兒童中、就學せるもの六、四〇〇、〇〇〇人餘を占めてゐた。爾來少なからず増加したとしてこれを約七、〇〇〇、〇〇〇人と假定しても、約三六、六〇〇、〇〇〇人餘が不就學兒童である所以――。

國民政府の現行法令では學齡年限を六歳から十二歳までの六ヶ年とし、その義務教育としては全國の學齡兒童をして初等小學四年の教育を受けしむと暫定せられてゐるのである。これを初等教育といひ、幼稚教育と小學教育の二つに分けてゐる。國民政府の教育方針は差し當りこの初等教育の普及を促進することに力を致しつゝあるのだ。

(註)――(一)小學暫行條例(民國十七年一月十八日公布)

第一條小學教育は三民主義を根據として兒童の心身發達の順序により國民の基本智識と技能を培養しもつて社會生活に適應せしむ 第二條小學修業年限を六年とし前四年を初級小學、後二年を高級小學とし完全小學を設立する能はざる地方には單に初級小學を設立することに得 第三條小學には幼稚園及び其他初等教育機關を設くる事を得 第四條小學は市縣或は縣教育分區より之を設立し私人或は團體も亦小學を設立することに得これを私立小學と稱す 第七條小學の教授科目を次の如く定む (一)三民主義 (二)公民常識 (三)國語 (四)算術 (五)歴史 (六)地理 (七)衛生 (八)

自然(九)樂歌(十)體育(十一)黨童子軍(國民黨小年團)(十二)手工。高級小學には地方の情形により職業及びその他の科目を加ふることを得 第十八條滿六歳の兒童は小學に就業することに得 第二十一條初級小學は學費を徴收せざるを原則とす但し地方の情形を酌量してこれを徴收することを得るも毎學期最高一元を超過することを得ず

(註)――(一)各級學校政治訓育委員會條例大要

(一)主旨。各級學生には年齢及び程度により三民主義の政治訓育を實施し學生の自治互助精神を養成して社會の能力に服務せしむ (二)組織。小學政治訓育委員會は各班主任より之を組織す中等學校政治訓育委員會委員は五名乃至九名を校長より選任すその選任標準次の如し(イ)教務主任(ロ)事務主任(ハ)少年團教員(ニ)其他教員。

x

x

從來支那の初級小學は、民國十年以前に於ける各省の教育統計を根據として城市小學と鄉村小學とを平均する時、各一初級小學の收容する兒童數は大體次のやうに極めて微々たるものであつた。

北平及び舊京兆區	三〇、〇〇名	河北省	三〇、二〇名	遼寧	四〇、二〇名
吉林	四八、四〇	黑龍江	一三、六〇	山東	三二、四〇

河南	三〇、三〇	山西	三六、一〇	安徽	五一、一〇
江西	四六、三八	福建	五一、八二	浙江	四二、二〇
湖北	三七、九〇	湖南	三〇、九〇	陝西	二八、二〇
甘肅	四六、四〇	新疆	三六、五〇	四川	三一、九〇
廣東	四三、〇〇	廣西	三四、〇〇	雲南	三二、八〇
貴州	三五、二〇	熱河	二四、六〇	綏遠	二六、七〇
察哈爾	五五、六〇				

右の數字を根據としてその他いろんな實情に徴する時支那に於ける現在初等教育の大部分は依然寺小屋式の私塾教育によつてなされてゐるに過ぎぬのであるといふ事實が判明する。國民政府の教育方針は先づこの寺小屋式の初等教育を漸次改善しながら、その普及を促進しやうとしてゐるのであるが、それによる左の如く

- (一) 全國の學齡兒童をして初級小學四年の教育を受得せしむること
- (二) 但し農村或は城市に於ける貧寒兒童に對しては變通方法(半日學校の如き)乃至、短縮方法その他學齡期間中の補習教育、若くは自修制度により義務教育を補足せしむ

いさつた一種の過渡辦法適用制度を採用しやうとしてゐる。

(附記)——前項の短縮方法としては(甲)正式小學に三箇年入學せしめた後、補習學校に入れ毎晩二時間づゝ、修學年限三年修業の上初級小學を終る(乙)正式小學に二箇年入學せしめて、以後補習學校に入れ毎晩二時間づゝ、修學四箇年間修業の上初級小學を終る(丙)正式小學に一個年間入學せしめ、以後補習學校に入れ毎晩二時間づゝ、修學六箇年修業を以て初級小學を終る(丁)毎年半年づゝ二年間正式小學に入學せしめた後、補習學校に入れ初級小學を補足する。

かうして五年以内に教員の養成を完結した後、現在全國に於ける一、九一五縣に對し、一縣毎に城市及び鄉村義務教育實驗區を設定させた上、全國に一九一五の實驗區を設定すること。但し貧弱な縣には二縣以上聯絡して實驗區一、二箇所を設定せしめ、五箇年内に於いて全國に於ける城市及び鄉村義務教育實驗區を約一千五百區になし、差し當り義務教育を徹底的に試行しやうとするのが、國民政府の初等教育普遍に對する初歩の計劃なのである。

現在のところ如上の方針のもとに設置されてゐる初級小學の數はごく僅少である、こゝを免れぬ。

いまその適確な統計数字がないので詳細にこれを知り得ないが、比較的教育の普及してゐる杭州、南通などの市、縣又は湖南その他各省の實狀を左に列擧することによつて、ほと支那各地に於けるその現狀を推定することが出来ると思ふ。

支那各省に於ける初等教育概況(民國十九年四月全國教育會議の發表による)

廣州市	一三一校 (學級數) 六六九級 (十七年度決算)	九一〇、〇〇三元
山東省	一一	(同) 一三五級 (同) 一七六、九七八元
漢口市市立完全小學	九	(同) 八九級 (同) 一八七、三五二元
同 市立初級小學	三七	(同) 五〇級 (同) 八六、〇〇四元
杭州市完全小學	一八	(同) 二四七級 (收容兒童數) 一〇、八八〇名
同 初級小學	四九	
同 私立小學	九二	(同) 二二七級 (同) 一〇、七二八名
南通縣初級小學	三五〇	(同) 六五三級 (收容兒童數) 三二、二七八名
安徽省初級小學	三、三六九	(收容兒童數) 一二一、〇八八名
江西省公立初級小學	一、九五六	

同 私立初級小學	五、二〇三校	(公私立初級小學收容兒童數) 一三三、九五〇名
同 公立高級小學	四五	(公私立高級小學收容兒童數) 四、九九九名
私立高級全小學	五四	
公立完全小學	一一六	(公私立完全小學收容兒童數) 四八、五六八名
私立完全小學	三四五	
湖南省初級小學	一一、九六七	
同 完全小學	三二七	
同 高級小學	二八二	
四川省小學全部	一一、〇九五	

こはいへ、一方時勢の要求に促されながら全国的に就學兒童數が漸増しつつあることはこれを否定出来ぬ。同時に従來の寺小屋式の初等教育機關が、私塾式に改造せられ、私塾式の初等教育機關が、漸次私立初級小學に進歩して行くことも亦事實である。

斯くの如くにして國民政府教育部により計劃されてゐる左の「訓政時期の初等教育普及と改良案」

は漸を追ふて實現するであらう。

教育部の決定した初等教育の普及改良順序

- (一)義務教育の實施(第一年)全國學齡兒童數調査、全國小學教員數調査、全國小學經費實際額調査、各省區各特別義務教育實施計劃、(第二年)全國義務教育實施計劃を試験し漸次その改良を擴大を期す、(第三年)第二年及び第三年の兩年に亘つて不就學兒童數百分の二十を減少せしむる。
- (二)小學訓育方針(第一年)小學訓育方針の訂定(第二年)新訂小學訓育方針の試験し漸次改善(第三年)新訂訓育方針の實施。

- (三)小學課程改善の施設標準(第一年)小學課程改訂、小學校地、校舎の最低標準決定、小學教育科目設備及び普通設備の標準檢定、(第二年)新訂小學課程の逐次改善を擴張(第三年)新訂課程標準の實施。

- (四)小學教員檢定及び其待遇改善(第一年)小學教員の資格、服務、待遇標準の規定、檢定小學教員條例の制定を逐次改善(第二年)小學教員條例の實施(第三年)第二年からの繼續事業

- (五)私立小學整理及び私塾改良(第一年)全國私立小學狀況調査、全國私塾概況調査、全國私立小學に對して條例による認可嚴命、私立小學の獎勵及び取締方法の制定(第二年)私立小學の取締及

び獎勵方法の實施試験(第三年)第二年からの繼續事業

(B)識字訓練

支那に教育の普及しない事實は、全國に文字を知つてゐるものが總人口の百分の二十に過ぎないのを見てほどその状態を推測することが出来る。これを總人口四三六、〇九四、九五三人に對照するに次のやうになる。

- (一)文字を知つてゐるもの百分の二十 (八七、二二八、九九〇人)
- (二)文字を知らないもの百分の八十 (三四八、八七五、九六二人)
- うち五十歳以上のもの 約百分の十三、三三三 (五八、一三一、四五八人)
- うち學齡兒童數 約百分の十 (四三、六〇九、四九五入)
- うち六歳以下のもの 約百分の十 (四三、六〇九、四九五入)
- うち盲聾啞其他廢殘者 (一、〇九〇、一三七人)
- うち補習教育を受けしむべき者約百分の四十、六四二(二〇二、四三五、二七七人)

國民政府の教育方針は、これらの文字を知らないものに對する補習教育を計劃してゐる。國民黨ではこれを「識字訓練」と稱へる。最少の費用で最短の時間で一般民衆をして讀書及び四權（三民主義に唱道する四權を指す）運用の能力を有せしめやう」といふのがこの「識字訓練」の原則とされてゐる。

即ち前述の義務教育と、補習教育とを同時に普及せしめて、六ヶ年間に「識字訓練」の實行を完成しやうといふのである。そして「識字訓練」の順序は平均毎年三三、七四〇、〇〇〇人を一人四個月間の補習教育を受けしめ、一ヶ年を三期に分け一期に一一、二四〇、〇〇〇人といふ割合で收容しながら、而かも、その教育の擔當者を初級小學校に乗ねさせやうといふ案がそれだ。

(C) 初等教育に於ける黨化教育

初等教育の概略を述べたついでに現在國民黨の「黨化教育」が初等教育に對し、どの程度までこれを加味されてゐるかを知らんがため初級小學の教科書を左に列擧することゝしやう。

右は普通一般の初級小學で採用されてゐる「新時代三民主義教科書」の内容概略である。

第一學年(前期用)

- (一) 國族。——這般我們的國族(挿繪は滿地紅青天白日旗)
- (二) 光明。——青天白日是光明(挿繪は青天に太陽の上つてゐるところ)
- (四) 三民主義。——三色國旗代表三民主義(挿繪は國旗を鼎を書き鼎の嗣に中華民國を銘を入れ三本の脚にはそれ々々民生、民權、民族を書いてある)
- (五) 民生。
- (六) 民權。
- (七) 民族。(本文省略)
- (八) 大欺小。——大人不可欺侮小孩、大國不可欺侮小國(以下挿繪説明省略)
- (十) 抵制。——抵制強國の欺侮、不必用兵。只要不買他們的貨物。
- (十一) 洋商。——外國人到中國來做生意、全靠中國人買他們的洋貨。
- (十二) 一本萬利。——外國人每年在中國、要賺十二萬萬元。
- (十三) 進口貨。——外國人每年賣給中國人的洋貨、比中國人賣給他們的土貨多萬五萬元。
- (十四) 外國銀行。——外國銀行在中國發行紙幣、放利息、每年大約要賺一萬萬元。
- (十五) 外國輪船。——外國輪船在中國做意、每年要賺運費數千萬元。

(十六) 租地收稅。——外國人在中國、有租界又有租借地、每年在這些地方要收稅四五五萬元。  
(十七) 外國人所造鐵路。——外國人在中國中國做鐵路生意、也很賺錢、只說南滿鐵路一處、每年要賺五千多萬元。

(十九) 國貨。——多用中國貨、少用外國貨。就是救國。

第二學年(後期用)

(一) 第一課から第三課まで「關稅」。

(四) 不平等條約。——外國人和中國所定條約、大半是不公平的、第一——外國可以隨便加稅、中國關稅不能自由增加(第四課から第八課まで不平等條約)

(九) 領事裁判權(第九課から第十課まで領事裁判權)。

(十三) 忠。——中國如想自強、人民必須培養道德、第一要能够盡忠朝生。

第二學年(前期用)

(一) 中國人の天才(二) 指南針(三) 印刷術(四) 蠶糸(五) 茶桑(六) 磁器(七) 橋梁(八) 火藥(九)(十) 中國人の思想家(十一) 科學(十二)(十三)(十四)(十五) 機器和工廠、輪船、火車、飛機、電機探礦、冶金、(十六) 中國人研究科學、(十七) 改良工業(十八) 扶助工人(十九) 公家所辦的實業(二)

### 十) 添築鐵路

第二學年後期用以下は省略。

第二學年後期用からは(一) 餘剩價值は労働者のみによつて生ずるものではなく各階級に於ける有用有能の人によつて生ずるものである(二) 階級闘争の排除(三) 勞資の互助等を教へてゐる。ほか農民方面に關しては(一) 農民の保護(二) 地主と小作(三) 農業機械(四) 地主と小作人なきを排除し、第三學年前期用では(一) 改良絲業(二) 振興麻業(八) 消費合作社(消費組合)(九) 地價(十) 地租(十一) 政府の土地買收(十二) 平均地權(十三) 遺產(十四) 遺產稅(十七) 所得稅(十八)(十九)(二十) 民生主義なきは漸次一種の社會主義思想を吹き込んでゐる。特に第三學年後期用に至つては民權主義を教へて「フランス革命」「民族の自由」「平等の精神」なきを配置し、第四學年の前後期用では何れも「國民黨の黨史」やその「政綱」を略述してゐるのである。

### (三) 中等教育及び高等教育

中等教育及び高等教育の擴張乃至改良に對する國民政府の方針は大體左に示す「中等教育の擴張及び改良順序」「高等教育の擴張及び改良順序」に徴してこれを知ることが出来る。



中等教育の改良及び擴張進行順序

(一)職業教育の加味(第一年)中學内に職業科目を添加、全國現在の職業學校及び中學職業科の調査、職業學校課程標準及び設備標準を規定(第二年)現在の職業學校或は中學職業科の整頓、職業學校標準及び課程標準の繼續規定、新訂各種標準の試験、地方の要求を根據して職業學校或は中學職業科を添置、各級學校に職業指導部を酌設(第三年)各種職業學校の課程及び設備標準に對する逐次増加し改善、職業學校及び中學職業科の繼續増設、各級學校の職業指導部完成

(二)師範教育の普及(第一年)師範學校に對する課程標準の規定、現在の師範學校及び高等師範科の調査し整頓、鄉村師範學校及び幼稚師範科の試辨區域設定(第二年)師範學校新訂課程標準の實施試験し逐次改善、各地の要求を根據して師範學校、高中師範科、鄉村師範學校及び幼稚師範科の漸増、師範學校設備標準の規定(第三年)新訂師範學校課程標準の實施、師範學校各項設備標準の試験、上述師範教育の各種施設繼續

(三)中學訓育方針の訂定(第一年)中等學校訓育方針の訂定(第二年)新定訓育方針の試験(第三年)新訂訓育方針の實施

(四)中等學校の課程及び施設標準の改善(第一年)中等學校課程の改訂、中學各種設備標準の規定

全國中等學校教員數及び資格並びに服務待遇等の狀況調査、中等學校教員の資格標準に對する規定、中等學校師資訓練課程並びに實習標準の規定(第二年)全國私立各種中等學校の概況調査、全國私立學校に嚴令して認可を受けしむ、私立中學校取締及び獎勵辦法の制定、新訂課程の試験施行、高中職業科、師範科の設備標準規定、新訂中等學校の教員資格標準の逐次改善及びその試験、新訂中等學校師資訓練の課程及び實習標準の試験しその逐次改善、私立中等學校の取締及び獎勵辦法、(第三年)新訂課程の實施、新訂各種設備標準の實施、中等學校教員の資格標準實施、中等學校師資訓練課程及び實習標準の實施。

高等教育の改良及び擴張順序

(一)大學程度の提高(第一年)全國大學教育狀況の調査、現在公私立大學の整理、全國に大學區域の設定を規定、大學課程標準の制定、大學の嚴格なる試験制度條例制定(第二年)大學課程標準の實施、大學設備標準の實施、大學試験條例の實行(第三年)各公私立大學の擴張及び改良、各區に大學の設置實現

(二)專門學校の増設(第一年)全國專門教育狀況の調査、現在各公私立專門學校の整頓、國家及び地方の特別要求により各種完備せる專門學校の増設、專門學校課程標準の制定、專門學校嚴格試験

職條例の制定(第二年)専門學校課程標準の實施、専門學校設備標準の實施、専門學校試験條例の實行(第三年)専門學校の改良及び擴張、社會の要求による専門學校の増設

(三)研究院の設立(第一年)國立大學に研究院設置(第二年)(第三年)同前

(四)軍事教育の實施(第一年)大學及び専門學校に軍事教育二年を實施(第二、三年)同前

(五)留學生辦法

x

x

現在の支那に於ける中等教育及び高等教育は、各省各縣に教育經費不充分のため少しも振はないのである。左記各省に於ける中等以上の學校數概略に列擧するが如く私立學校の比較的多いのは這般の消息を語つてゐる所以に外ならぬ。

各省に於ける中等以上の學校數概略(民國十九年四月全國教育會議の發表を根據として)

湖南省

省立中學六、縣立中學三三、私立中學三九、省立大學一、私立大學三

江西省

省立男中學一五、省立女中學四(收容學生合計四、二〇〇名)市縣立男中學九、省立女中學一(收容學

生合計一、二二二名)。私立男中學一七(收容學生二、三二四名)。省立高級中學八、省立女高級中學三(收容學生合計一、二八三名)。私立男高級中學四(收容學生九四九名)。省立師範一(收容學生二〇〇名)。縣立師範三(收容學生二二一名)。私立師範一(收容學生六〇名)。省立職業學校五(收容學生一、〇一一名)。公立女子職業學校一、私立女子職業學校一、省立專門學校一(收容學生六三名)。國立大學一

河南省

省立中學一四、省立高級中學一、省立男師範五、省立女師範一、省立女中學一、職業學校四、縣立初級中學四〇、省立中山大學一

安徽省

省立中學二〇、公私立中學六四、省立安徽大學一

廣州市

中等學校七

山東省

師範學校九、中學全校一五、職業學校七

四川省

中學校一三四、師範學校四四、師範講習所一四、私立四川大學一

#### (四) 社會教育其他

社會教育として現在の支那に相當見るべき施設の行はれてゐるのは(一)圖書館(二)新聞縱覽所(三)公共體育場(四)通俗教育館(五)博物館(六)民衆教育委員會(七)全縣民衆教育委員會(八)民衆學校(九)貧民工藝工場などであり、これらは各省共須要な地區にそれごとく設置されてゐるのはいふまでもない。

### (4) 國民政府の財政と公債と税制

#### (一) 國民政府の公債政策

最初國民革命軍の北伐に要した軍費はすべて廣東の國民政府から支給されてゐたのであつた。爾後湖北、湖南を平定しつつ國民政府が武漢に進出して以來、其財政状態は比較的樂になつたといへ、北伐軍の戦線擴大と共に軍費の支出にも亦著しき膨脹を來したのはいふまでもない。

蒋介石が唐生智軍を武漢に残して、その直屬軍を統率しながら江西に侵入した際、武漢政府からの軍費支給が全く杜絶のかたみに陥つた。そこで蒋介石は南昌(江西省)に假政府を樹立して先づ軍費の捻出に努めたのであつた。

次いで福建省から進んだ何應欽軍と連絡して浙江を平定した頃には、別に浙江省財政委員會を組織したと雖も、軍費の自給を謀るのには少なからず苦しまねばならなかつたのである。かうして蒋介石及びその一黨と浙江財閥との關係が、蒋介石の軍費自給策を機會に結ばるゝに至つた。

北伐軍が上海から南京を陥れてそこに政府を樹立しながら事實上、武漢政府と對立するに至つた

のは前述のやうに軍費の自給を計らんとするための必要に迫られた當然の結果だ云つて好い。爾來南京政府は先づ江蘇、浙江の二省を土臺として財政的に獨立し得たのであり、當時組織せられた財政機關を浙江、江蘇兩財政委員會と云つた。

そして江蘇、浙江、福建、江西諸省に於ける舊五省聯盟時代の稅收機關を、そつくりそのまま財政委員會の手に收むることが出來たのである。

しかしながら稅收機關をその手中に收めたからといつて、すぐにその日から纏つた現銀が這入つて來るものではない。然るに南京政府としては軍事に要する經費は毎日毎日これを支給して行かねばならぬのであつた。そこで南京政府の當面の問題は差し當り軍費の遺繰算段に頭を悩まさねばならぬ破目に陥つたのだ。

この意味に於いて南京政府の財政政策が公債による遺繰算段に走つたのは當然過ぎる程に當然の經過であつた。

公債政策を行ふに於けるには當時の南京政府はあまりに國民の信望がなさ過ぎた——特に共產

黨を包容した以後に於ける國民黨の過激な政策に對しては、支那の國民——就中有産階級——により極度に怖れられてゐたのである。

南京政府を中心として「共產黨狩り」を斷行したのは、一面から見るとこの間の要求から出たものであると解して好いかも知れぬ。

かうして國民政府は一九二七年(民國十六年)五月以降、現在に至るまでの間に四一四、〇〇〇、〇〇〇元の内國公債を募集してゐる(四月一日現在以上の總額のうちから既に五〇、七二六、八九一元の元金償還を行つてゐるが)。

而かもこれらの公債募集は、南京建都直後から今日まで殆ど連續的に行はれて來たのであつて、そのうちには北伐軍費として支出した額は勿論、北伐完成後の「所謂編遣」に要した諸經費や、「編遣」に伴つて頻發した幾多の動亂に對しての戰費やは、すべて公債政策によつて捻出したものであるといふ事實が判明する。

従つて國民政府の「財政政策」はいままでのところ、全く「公債政策」を行つて來たといふのに過ぎ